

平成 3 1 年 第 1 回  
占冠村議会定例会会議録

自 平成31年 3月 7日  
至 平成31年 3月13日

占冠村議会

平成31年第1回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成31年3月7日（木曜日）

○議事日程

|        |         |  |                                |
|--------|---------|--|--------------------------------|
|        |         |  | 議長開会宣言（午前10時）                  |
|        |         |  | 所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）         |
| 日程第 1  |         |  | 会議録署名議員の指名について（7番・1番）          |
| 日程第 2  |         |  | 会期決定について                       |
|        |         |  | 議長諸般報告                         |
|        |         |  | 村長行政報告                         |
| 日程第 3  |         |  | 一般質問                           |
| 日程第 4  | 承認第 1号  |  | 専決処分につき承認を求めることについて            |
| 日程第 5  | 議案第 7号  |  | 平成30年度占冠村一般会計補正予算（第4号）         |
| 日程第 6  | 議案第 8号  |  | 平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 7  | 議案第 9号  |  | 平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第 8  | 議案第 10号 |  | 平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  |
| 日程第 9  | 議案第 11号 |  | 平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第3号）     |
| 日程第 10 | 議案第 12号 |  | 平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）  |

○出席議員（7人）

|    |    |       |     |    |        |
|----|----|-------|-----|----|--------|
| 議長 | 8番 | 相川繁治君 | 副議長 | 1番 | 工藤國忠君  |
|    | 3番 | 大谷元江君 |     | 4番 | 長谷川耿聰君 |
|    | 5番 | 山本敬介君 |     | 6番 | 五十嵐正雄君 |
|    | 7番 | 佐野一紀君 |     |    |        |

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

|        |      |          |      |
|--------|------|----------|------|
| 占冠村長   | 田中正治 | 副村長      | 松永英敬 |
| 会計管理者  | 伊藤俊幸 | 総務課長     | 多田淳史 |
| 企画商工課長 | 三浦康幸 | 地域振興対策室長 | 藤田尚樹 |
| 農林課長   | 平岡卓  | 林業振興室長   | 今野良彦 |

建設課長 小林 昌弘  
 福祉子育て支援課長 木村 恭美  
 総務担当主幹 阿部 貴裕  
 財務担当主幹 鈴木 智宏  
 商工観光担当係長 橘 佳則  
 林業振興室主幹 高桑 浩  
 環境衛生担当主幹 後藤 義和  
 国保医療担当主幹 上島 早苗  
 村立占冠診療所主幹 小瀬 敏広  
 介護担当主幹 細川 明美  
 (教育委員会)

教育長 藤本 武  
 学校教育兼総務担当主幹 松永 真里  
 (農業委員会)

事務局長 平岡 卓  
 (選挙管理委員会)

書記長 多田 淳史  
 (監査委員)

監査委員 木村 英記  
 事務局長 岡崎 至可

住民課長 小尾 雅彦  
 トマム支所長 平川 満彦  
 職員厚生担当主幹 森田 梅代  
 企画担当係長 佐々木 智猛  
 農業担当係長 杉岡 裕二  
 建築担当主幹 嵯峨 典子  
 戸籍担当係長 竹内 清孝  
 保健予防担当主幹 岡本 叔子  
 社会福祉担当係長 野原 大樹  
 子育て支援室主幹 石坂 勝美

教育次長 合田 幸  
 社会教育担当主幹 蠣崎 純一

監査委員 山本 敬介

## ○出席事務局職員

事務局長 岡崎 至可 主 事 久保 璃華

開会 午前10時

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから平成31年第1回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） 2月27日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日7日から13日までの7日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番、佐野一紀君、1番、工藤國忠君を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの7日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月13日までの7日間と決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページお願いいたします。

1、今期定例会に付議された案件は、承認第1号から議案第20号までの計21件です。2、議員提案による案件は、決議案第1号及び意見書案第1号の2件です。審議資料の2ページをお願いいたします。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

4、平成30年第4回定例会以降の議員の動向は、12月13日広報特別委員会①から記載のとおりです。

審議資料の6ページから7ページは平成30年度11月分の例月出納検査結果です。審議資料の8ページから9ページは平成30年12月分の例月出納検査結果です。審議資料10ページから11ページは平成31年1月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発

言を許します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長よりお許しをいただきましたので行政報告をさせていただきます。まず、お手元に配布した資料をご覧くださいと思います。1点目、報告事項であります。(1)平成30年度占冠村防災訓練についてです。2月16日、17日の両日に実施しました防災訓練について報告いたします。

昨年3月の暴風雪、融雪災害に加え、9月に発生した北海道胆振東部地震ではブラックアウトを経験し、冬期間の災害対応の重要性を再確認する必要があることから、厳冬期に宿泊を伴った防災訓練を実施することで、冬期間の避難所運営の課題や問題点を検証し、経験値を高め、災害に強いまちづくりの推進、関係機関との連携強化、自助・共助による地域防災力の向上を図ることを目的に訓練を実施いたしました。

訓練は、日帰りと宿泊の2部制で実施し、村民15名のほか、協力機関として占冠村社会福祉協議会、富良野消防署占冠支署、日赤占冠奉仕団、富良野警察署警備係、占冠駐在所、北海道新聞社富良野支局など74名、計89名の参加がありました。

内容といたしましては、村職員による災害対策本部設置訓練、消防関係者を加えた災害対策本部運営訓練、避難所開設及び運営訓練の実施後、日赤占冠奉仕団による炊き出し訓練、住民を加えた救助者救出訓練、応急手当訓練、要支援者避難支援訓練を富良野消防署占冠支署、占冠村社会福祉協議会担当者を講師として、身近にあるものを使った救助、手当の方法や障害者擬似体験による避難誘導方法等を学びました。

また、第2部の夜間訓練では、グループに分かれて避難所運営ゲームを行い、避難所で

起きるさまざまなイベントや避難者への対応についてゲームを楽しみながら研修を行いました。

宿泊訓練では、段ボールベッドの組立て、就寝エリアの分けを協力して行い、寝袋や毛布、エマージェンシーブランケットなどの寝具を試したり、エンジンを停止した状態での車中泊訓練など、厳冬期の宿泊における注意点と過酷さを実際に体験いたしました。

体調を大きく崩す参加者もなく、無事に訓練を終えることができましたが、冬期における物資の調達、住民主体の避難所の運営方法の確立など、さまざまな課題も見えてまいりましたので、検証、検討を行いながら、本村の防災力の強化に努めてまいります。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 議長にお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。村民に分かりやすい議論をしていきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思っております。

質問の1つ目です。占冠宣言と環境教育のこれから、このことについて議論を深めてまいりたいと思います。

1995年に占冠宣言というものが出されました。国際環境観光会議シリーズ1995というものがリゾートを中心に行われました。もう24年前になります。この最後、10月5日に占冠宣言というものを出して、この会議が閉められたわけであります。当時としては、副題に「sustainable environment and tourism

series」がついておりまして、持続可能、環境、そしてツーリズム、そういったことが当時の日本の中では珍しい言葉、今は大分通用するようになってきましたが、当時はまだ聞いたこともないような単語だったということを知っています。こういった先進的な会議を終えることで宣言を出したと。これについて、改めてこの経緯と内容、意義について村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 山本議員の質問にお答えさせていただきます。まず、占冠宣言についての認識ということでございます。1995年の占冠宣言は、占冠村トマムで開催された国際環境観光会議で採択されたものです。経緯としましては、大型リゾート開発をきっかけに自然環境、生活環境、社会環境など大きな環境の変化を経験するようになった占冠村が、当時、既に高水準な環境研究や教育プログラムを行っていた国際的リゾート市である、姉妹都市アスペン市とともに新しい時代の観光産業を環境保全との関連性を見据え、環境に配慮した観光の研究と普及を目指すものとして採択されたものでございます。

その内容は、面積の94%が森林という地の利を生かし、環境に優しいまちづくりを進めるための情報収集、ネットワークづくり、地域におけるエコツーリズムのプログラムを推進する、占冠村・アスペン市の村民・中学生の交流を継続しながら、その中にアスペン環境センターの研修プログラムを導入し、地域のエコツーリズムの実践に向け、意識の高揚と人材の育成に努める500名にも及ぶ会議参加者の意思を将来につなげるために、次回は2年以内にアスペン市において開催するというものでございます。

その意義は、地域的問題である環境問題と

21世紀には最大の産業の一つとなると考えられていた観光産業との調和を目指す、まさに時代を先取りした画期的なものであったと認識しております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今、村長に占冠宣言の内容を読み上げていただきました。24年前、私は20代だったんですが、リゾートに勤務をしております、当時、どんどん大型の施設が建っていく。95年ですからまだバブルの終盤にかけて、たくぎんの破たんが97年ですのでその2年前というタイミングでした。どんどん施設が建っていくリゾートの運営に、中の社員も非常に不安を感じておりました。当時の社員のネットワークの中で、地域資源を発掘する活動を始めたんですね。自ら地域資源を発掘しながら、例えば砂金ですとか、モモンガを探してみたり、きのこや山菜取りをしてみたり、そういうことをする中でリゾートの中で大型の施設だけではなくて、自然環境を含めた大切さ、占冠地域・トマム地域の可能性、資源を発掘することで可能性を感じていきました。

そういった中で95年にこの環境観光会議が行われまして、大変触発されて、エコツーリズムですとか、環境教育というものをこれからこの地域の中で進めていく中で、地域がしっかりしたものになっていくんじゃないかという実感を得たわけでありまして。リゾートの中では、その後、いろいろなエコツアーですとかそういった体験プログラムもできていきまして、アイスヴィレッジだとか、雲海テラスだとかも同じこの流れの中でできてきたと言って良いんだと思うんですね。

この環境教育、エコツーリズムについてはこういった形で近年、村内で始められている事業も多数あると思います。24年前と比べて、

今は村の中でこの考え方がいろいろなもので派生して進展していていると考えられています。今、村の中で進められている事業、また、教育委員会で取り組んでいる事業について、村長と教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 環境教育、また、エコツーリズムの現状ということで、ご質問でございます。山本議員がおっしゃられたとおり、当時、私もこの会議の運営スタッフとして参加しておりましたし、山本議員も現地のフィールドワーク等を担当されて、ともに初めての試み、会議を作ってきたという経験を持ったところでございます。

環境教育やエコツーリズムという概念の幅は非常に広いということから、村内で行われている全ての活動を把握しているとは言えませんが、村から職員を派遣するなどの支援を行っている事業については、村内の関係企業、団体等で構成されている占冠村体験型ツーリズム協会からの申請により、把握することとしております。

具体的には、感響プログラムについては、ヒグマの生態などについて、エゾシカの生態や狩猟等について、山づくりについては植栽・間伐・枝打ち等のさまざまな山づくりについて、それから薪割体験や木工品づくりなどが行われており、学校教育においては、クマの生息実態を学ぶヒグマの教室、占冠村中央小学校においてクロビイタヤの種子の種まきと成長観測、トマム学校での森林教室、それから森林教育としては29年から4回ほど開催しておりますけど、一つが森の役割時の成長及び村の林業について、それから木の成長を考える体験、それから間伐現場の見学及び薪生産、簡易製材機の見学、トマム学校の周辺に生えている木の種類を調べるといったこ

とが行われております。また、中央小学校児童を対象にニニウ地区遊々の森にてアカエゾマツの植栽と木育授業、国有林との共催で実施したり、トマム学校にて木や植物の葉の話などが行われております。私のほうからは以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 山本議員のご質問にお答えしたいと思います。現在、取り組んでいる各学校での状況ですけれども、村長の答弁とも重なりますけれども、小学校においては、三者連携協定による川の学校、雪の学校。メープルシロップの学習ということでクロビイタヤカエデの発芽から成長まで。羊の学校ということで、毛刈りから羊毛クラフトの作成を行っております。また、日高山脈博物館の学芸員の方をお招きして、石の学校ということで、占冠村の化石についての勉強をさせていただいております。遠足において、川の水量や川の生き物の体験学習、村と上川南部森林管理署にお願いしてお魚を増やす森づくりということでニニウの森の植樹を行っております。

また、中学校においては、北海道大学との連携による雪の結晶の専門的学習ということで、テレビ会議システムを使って実際に大学の先生に授業をしてもらっています。それと、山菜の学習等、継続という観点で教育課程に位置付けるよう学校に指導しております。その他、各学校では、学校菜園の栽培活動、リサイクル等の資源学習を実施したり、まちの清掃活動を高齢者の方と一緒にしたりしております。

また、中央小学校の3・4年生はテレビ会議システムを活用して鹿児島県の徳之島の学校と交流し、気温や作物、環境の違いについて学習しました。5・6年生については、寿

都小学校と交流し、海の産業についての学習をしました。今後もこのシステムを活用しながら、環境教育の充実を図っていきたいと考えております。また、加えて、土曜日に土曜学習ということで地元の木材を活用した雪板づくりや羊毛クラフトの体験活動を通して村の自然の大切さを子どもたちが学ぶ機会を作っていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 村長と教育長からいろいろとエコツーリズム、環境プログラムについてお話をいただきましたけれども、そのほかにも猟区でやっているハンティングガイドもエコツーリズムの一つであると思いますし、社会教育の自主創造プログラムと企画の住民生活の支援事業というものがあります。これは住民のそういった活動をフォローしていこうという非常に有効な制度だと思っております。

その中では、山菜市のワークショップですとか、歴史文化の資源という意味では、例えば鬼峠のフォーラムであったり、小水力のワークショップ、落差工を考える会議ですとか、山菜料理コンクールについてもその後に山菜採りのツアーをしております。民間でやっているのは源流から海まで135キロの、これはマウンテンバイクとラフティングとカヌーで源流から海までむかわ町までたどるツアーも行われておりますし、今、サイクルツーリズムで行われているツアーもこの一部だと思っております。こういうふうに枚挙に暇がない、占冠村の中では、官民間問わずたくさんの環境プログラム、エコツーリズムが行われているということでもあります。これにトマムのアクティビティも加えるとさらに増えてくるということですので、たくさんのものがあると思います。

この中で村長からありました感響プログラムというのは、一つ、村の中で修学旅行のプログラムとして位置づけて活動しているものです。内容的には非常に素晴らしいと思います。エゾシカのプログラムは農業被害を実際に見ていただいて、その後にハンティングするところを模擬でハンターの方にデコイを使ってやっていただくと。その後、実際にエゾシカの解体を見て、内臓等を高校生が触って、こういった体の仕組みになっているかということまでしっかりやると。そして、製品として生かすということでクラフト等の活用例を見た後で、さらに鹿を食べるというプログラムです。一日でやるのは大変なプログラムなんです、レベルの高い占冠でしかできないものだと思うんですね。

こういったものが、今は外から来た修学旅行生にのみ行われているという現状で、村内の子どもたちにこのプログラムを提供するということはできていない。そして、商品の潜在能力というのを十分に発揮できていない。これはもっと人と呼び込めるプログラムだと思うんですけれども、受け入れていくだけの人材が不足しているということです。それと、人材が不足しているのでPRも不足している。これは負のスパイラルで、どっちが先かということになりますが、これをしっかりとしたプログラムにして、もっとPRしていくことは十分に可能だと思っております。村長の感響プログラムに対する考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 感響プログラムの考え方ということでご質問でございます。感響プログラムは村内の地域資源をフルに生かしたメニューとなっており、村としても望ましいものだと認識をしております。議員のおつ



しゃるとおり、修学旅行生などを対象とした環境教育メニューの提供はビジネスプランとしても有望なものであると考えております。

占冠村でも感響プログラムをはじめ、地域の各学校の環境学習や地域の人材が活躍する事例が多くみられるようになりました。このことは占冠村でも自然と環境に配慮した教育プログラムや研究活動を進めることができる環境が整い始めた証拠であり、感響プログラムがそのことを示す代表的な取り組みとして評価することができると考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） これまでの議論の中で、もう一つ大切なことは、羊毛のプログラム、今は地域おこし協力隊の[ ]がやってくれていますね。いろいろな場面でやってくれています。小学校の[ ]とも話をしたんですけれども、羊毛は基本的に羊、農業ですね。現代型の農業というのは、大量に効率よく作って、それを送ることで利益を得るというようなアグリビジネスが農業という認識ですけれども、そもそも農業というのはアグリカルチャーですから、自分たちの手元で何かを育てて、それを生活の中に取り組んでいくということで成り立ってきたものであります。

そういう農業の原点を子どもたち、もしくは地域の人たちに見てもらう時に羊毛、羊の毛を刈って、占冠村では昔やられていたことだと思うんですが、羊の毛を洗って、毛にして、編んで服にしていく、もしくはフェルトにして何かを作っていく。そういった農業についてもエコツーリズム、環境教育の中で取り組んでいけるといった側面があると思います。これは、占冠村の農業にとってもコミュニケーションという点で非常に大きな意味があると思うんですね。

そういった中で、占冠らしい教育について教育長と話していきたいと思うんですが、地域の教育という面では、しむかつぶ大好き教育、平成29年度少子化人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業の3年計画の報告書を私も見せてもらいました。辞書のような厚さの報告書です。非常に素晴らしいものだと思います。占冠村に、学校に来てほしいと。占冠村に住んで、占冠村の教育を受けてほしい。特に近年では、トママ地区で議論する中では、十勝に住んで十勝の学校に行くのではなくて、ぜひトママに住んで、占冠の教育を受けてほしい、そういった議論になります。

占冠・トママの良さは何だろうという話になりますと、これは私自身も思うんですけれども、もちろん、教育課程に沿ったような事業があって、工夫があって、さまざまあるんですけれども、基本的に占冠らしさというのは、人と人とのつながり、顔の見える関係性の中での地域一体となった教育という部分と、豊かな自然に接して生活することでそこから学んでいくと、この二つが大きいのかなと思っています。

人と人とのつながりの部分では、コミュニティ・スクールというのはどんどん前進していきまして、地域一体で学校に関わって子どもを育てていくんだという意識が醸成されつつあるなど、着実に前進しているなと思っています。豊かな自然からの学びというのを現状でもいろいろな事業があると思うんですが、これをどうやってさらに充実させていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。豊かな自然からの学びについては、先ほど取り

組みを申し上げましたけれども、今後とも継続して発展させていきたいと考えております。5年前までは化石の学校は実施されておりましたが、占冠村の自然を授業に取り入れ、さらに教育課程に位置付けて継続的な取り組みとしていくことが必要であろうと考えています。学校にもそのように指導しているわけですが、コミュニティ・スクールの取り組みもかなり定着してきたのではないかと考えております。

そして、ふるさとの良さを学んだ結果を全国に発信したいということも含めて、メーブルシロップや羊毛のPR画像づくりを通じて豊かな自然からの学びを充実させて、全国に発信していきたいということで、文科省の人口少子化に対応した活力ある学校づくりという事業で、平成27年から29年までの3年間実施させていただいて、今後とも、文科省の事業は終わりましたが、村の単独事業として地域の皆さんと一緒に協力していただきながら進めていきたいと考えてございます。

先ほど議員がおっしゃられましたけれども、実は私ずっと畜産をやっております、一番最初にニニウでめん羊を飼いました。そんなこともあって、今めん羊を飼われているということで私も思い出深いというか、そういう感じで実際にトマムの事業もさせていただいてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 順調に教育の現場でもこういったものが根付いてきているなど実感はあります。学校へのこういったことの定着は難しいんですね。地域には自然ガイドがたくさんおりますので、自然ガイドが学校の中に入って、地域の自然を見せる、これは自然ガイドとしてはできることですね。例えば、ヒグマの危険性について子どもたちに伝える。

これも自然ガイドとしてやっていけることだと。自然ガイドは基本的には外部から来たお客様たちに対応していますから、基本的に一過性なんですよ。リピーターもいますけど、そうではなくて、地域の中で教育に携わることでガイドとしてのやりがいですとか、ガイドとしての成長も見込めると、地域とのかかわりが非常に大事だと。

子どもを自然の中に連れ出すというのは非常にリスクが高いんですね。今の学校の先生方は、そういう経験が特別あるわけではありませなし、川に連れて行った時のリスク管理というのはできないと。そういうところに子どもを連れだす、ましてやヒグマがいるような森に近づくことは学校の先生たちにとってはリスクが高い、ハードルが高いということでもあります。

ここを結ぶことでプログラムを実現してきたわけですが、学校に20年前くらいに提案をして、やりましょうということで実現するんですが、何年かすると校長先生も変わりますし、先生方も入れ替わってしまうんですね。そうするとそれが立ち消えになってしまふ。また提案してまたやるというくり返しをする中でやっとそういうことが定着して、今、川の遠足とか川の授業というのは継続していますけれども、定番として、恒例となるのに時間がかかりました。今、教育長から教育課程位置付けということもありましたけれども、非常に重要なことだと思いますね。

ただ、教育委員会も学校側も変わっていくと。現状、こういったものを教育課程に位置付けてやってくださいねと言ってもなかなか学校とプログラムを実施するガイド、もしくは団体との交渉の中で、それを継続していくのはそう簡単なことではないと思っています。

保育所から1年生、6年生、中学校と段階

を経て何を学んでいくのかというのはまだまだ手つかずの部分だと思うんですね。例えば、先ほどもお話ありましたエゾシカのプログラム、あれを子どもたちに学ばせようとした時に、どのタイミングでどの学年にどうしていったらいいだろうというのが非常に議論のあるところだと思うんですね。実際に解体するところを見せる、内臓を見てもらう。今は高校生に見てもらっていますが、昔、村外の小学生向けにやったことがあるんですが、かえって小学生のほうが入っていきやすかったということもありました。

これは議論をして、どう積み上げていくか、どう話の中で命の大切さをトータルで年数をかけて学んでもらえるか。外部の人たちであれば1日で学んでもらわなきゃならないところを、村内であれば年数をかけて、回数をかけて学んでもらうことができるんですよ。そういったプログラミングを議論する場というのをどういうふうに作ったら良いかが課題だと思っているんですが、再度、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。今、議員がおっしゃるとおり、これをどうやって体系づけてやっていくかということと、先生方は異動もあるということで、私の基本的な考え方ですけれども、教育課程、学習指導要領がございまして、その割振りの中で授業をやっているわけがございまして、今言った授業をやるということになれば、学校としては授業時数確保がすごく難しいんです。そこで、私が考えたのは、今までは各学校では授業の補習等を含めて、土曜授業という形でやっていたんですけども、あえてグレーゾーンとして土曜学習ということにさせてもらいました。

土曜学習というのは一体なんですかという話になるんですけども、外部講師です。先生方には今、働き方改革で勤務時間等もあるので、学校の先生ではなくて公民館主催という形で、公民館が講師の方を招いて、学校では学べない環境を含めた教育をやっているという形で、公民館主催で土曜学習に取り組ませていただいております。この考え方については、現在も変わらないと思いますけれども、教育委員会には、社会教育と学校教育があるんですけども、それに捉われることなく、教育委員会全体として。表現上は、文科省の資料の中で私は、公民館と一緒に学校教育を地域の皆でやっているというふうに書かせてもらっています。

地域に公民館、コミュニティ・スクール、地域の皆で支えていって、保育所から中学生を含めた中で、こういった形でこういったことができるのかということについても、まだ具体的な話はしておりませんが、年齢によってはいろいろあると思うので、どんなことができるのかということも含めて、教育委員会だけではできませんので、村とも今後そういった話ができていけばいいなと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 村の中では教育長が今、言ったようにいろいろな仕組みを最大限生かして、フレキシブルに生かしながら公民館、地域、コミュニティ・スクール、学校と一体になって土曜学習を進めていると。これは子どもたちにとって非常に有効なことだと、地域にとってフレキシブルさが大切だなと思ったところです。

そういったことをやっていくにも人材の育成が大事だなと。先ほど、感響プログラムのところで議論しましたがけれども、やはり人材

が育っていかないとこういったプログラムの受け入れを増やしていくことはできないということだと思うんですね。受け入れを増やしていくということがどういうことかと言いますと、それだけ地域の自然を消費していくことでもありますので、それをしっかりと保護し、守っていくということも併せ持ちながらオーバーユーズにならないように使っていく。これをただガイドするだけではなくて、資源の保護管理を含めて案内できる人材を育てる。猟区で言うと[ ]のような人材ですよ。資源の調整をしながらそれをどう使っていくか。それを利益にしていくという部分はまだまだこれからですけども、そこまでの人材を育てていく必要があるなと思います。

近年では[ ]みたいな方ですとか、若いハンターさん、ボランティア、ラフティングのガイドさん、自然ガイドさん、自然写真家の[ ]、そういった方々のボランティアの中で、もちろん有償のボランティアでガイド費はもらいますけれども、ボランティアを組み合わせた中で感響プログラムを進めているということがあります。人材を育てていくにあたって、地域おこし協力隊制度などを利用していけないかと。実際、今育っている人材もありますよね。先ほどの[ ]の話もそうですし。

○議長（相川繁治君） 山本議員、注意します。個人の名前はなるべく出さないようにお願いします。

○5番（山本敬介君） そういったボランティアの団体が中心となってやっているということですけども、育ってきている人材も協力隊の中にもいるということでもあります。今後も積極的にこういった制度を活用して、人材育成をしていくという考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 人材の育成の件でご質問にお答えしたいと思いますけれども、環境教育やエコツーリズムの担い手候補として、若い地域おこし協力隊を受け入れても、任期満了後、隊員が村で生計を立てていくだけの仕事量や就職先がないといった可能性があるのが現状でありまして、大きな課題だと思っております。他の町等の体験事業者のように、民間が主体となって各種の体験プログラムで採算の取れる事業が継続されていくのが理想だなとは考えておりまして、村として、地域企業振興条例に基づく人材育成事業などを活用いただきながら、村内事業者において人材育成支援を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 現状では確かにそうだなと思いますね。人材を育ててもどうやって受け入れていっていいのかということになっていくんだと思います。そこでなんですけれども、これは今すぐということではありませんが、私としては機が熟してきているのかなと思います。占冠宣言、1995年からまもなく四半世紀、25年が経とうとしています。当時はアスペンからの報告が雲の上の存在だったんですけども、現在、占冠村を見渡しますと、十分、今、アスペンと会議をしても環境会議で議論できるぐらいの環境になってきているなという実感があります。

ACES、Aspen Centar for Environment Studiesという施設があります。これはアスペンの環境教育、環境プログラムをずっと育ててきた中心になっている施設です。保護区があって、保護区で自然保護の活動もしています。ホームページで見ますと、4歳から18歳までの年齢別のプログラムがしっかりとあつ

たり、学校でも校長と話をしましたが、地域の教師向けのプログラムなんかもあって、非常に学校としてはありがたいことだねという話もありました。当時と比べても、どんどん進化している、安定しながら進化しているなというふうに見えております。

占冠村でもこのACESのプログラム作りを導入して、エコツーリズムの実践に向けた意識の高揚と人材育成というのは占冠宣言に書かれているんですけども、ACESの仕組みを占冠がやりやすいような仕組みで良いと思うんですけども、しっかり作って、人材の受け皿を作って、学校教育の中の環境教育、それと修学旅行向けのプログラム、猟区とかも含まれていくのかもしれませんが。猟区のような資源の保護管理、山菜についても一度林道を止めたりとかして、村として調整していますが、これについても保護管理が必要かな。砂金も今は無尽蔵に取られている状態ですけども、砂金とか、釣りも外部から入ってきて釣るだけ釣って帰っていくというような現状にあると思います。そういったものも含めて、地域の資源をしっかりと発掘する、保護する、管理をして利活用していくと、こういったことができるような占冠版の施設を作っていく。

修学旅行プログラム、もしくはトマムの中での環境教育プログラム、リゾートの中においてしっかりと利益を得て、また、学校教育等で使われる部分には、しっかりと予算を付けて、この組織を作っていけるというところに来ているんじゃないかと考えているわけですけども、村長と教育長に、今すぐというわけではないです。村長がどう言ったからといって、この質問に対して言質を取りませんけれども、どういった考えがあるのかというのをフランクにお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠版ACESの考え方ということで、ご質問でございます。環境教育などを継続的に進めていくためには、議員の言われたとおり、採算性の確保に対する視点も重要であります。2021年には、アスペン姉妹都市30年を迎えます。これに併せて記念行事等を行うことができないか、検討を始めたと考えております。そういった中で、ACESの具体的な組織や取組みの内容、人材や財源の確保等の方法について調査を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。リゾートとの組織づくりでは、リゾートとの打ち合わせを実施して、先ほどの説明の中でもしましたけれども、三者連携による協力体制がありますので、今後さらに発展させていくためには、学校においてはそれぞれ授業時数との関係もございますので、学校、村、地域おこし協力隊、関係機関と今後、協議・検討を重ねていく必要があるのかなと考えてございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 次の質問の中でお聞きしようと思っていた部分ですが、村長の執行方針にもしっかりと位置付けてありました。2021年に30周年ということで、ぜひそれまでにACESについて情報の調査をしていただいて、村内でどういった実現が可能か、検討していただきたいと思います。

この流れで次の質問2にいききたいと思います。今、出ました2021年にアスペンと姉妹都市提携の総括をとということであります。2011年に20周年事業が行われる予定だったんですけども、東日本大震災の発生で中止になって、非常に残念に思っていたんですけども、この時点で記念式典だけではなくて、総括を

する必要があるなと考えているんですね。というのは、今回、広報でも中学生の感想を見させてもらいました。これからの国際的な、グローバルな時代に向けて、大変良いことだと思いますし、中学生の人材育成という点では、すばらしいなと思います。また、交換留学を経た方が教師になっているということで、歴史も深まって、質も高まっていくのかなと感じております。

ただ、その一方で村の姉妹都市の活動というのは、この交換留学に終始してしまっているなと思うんですよね。例えば、市民交流です。私も行きましたけれども、市民に助成してアスペンに行ってもらおうといったような市民交流事業もしばらく耳にしていないですね。もう15、16年経ちますか。あと、これはアスペンのスキーイングカンパニーとトマムリゾートで提携を当時やっていて、アルファリゾートの時でしたので、現状ではそれがなくなってしまっているのが、リゾート分野での交流というのも現状ないということです。昔はアスキングカンパニー、アスペンのスキーイングカンパニーのインストラクターが来て、向こうのスキーのデモンストレーションをしたり、そういったこともあったんですけれども、そういう交流も途絶えたままであると。それから先ほどから出ている環境教育分野の人たちも情報交換がない。観光分野の先進地ですから、新しいノウハウも占冠になかなか、たくさんいいものがあるんでしょうけれども落ちてこないということです。

これは一つ、村の職員も、個人的以外に行ったことがないという人も増えてきていると。教育委員会もなかなか同行するようなことはないと聞きますので、その部分を30周年の時に総括をして、次の姉妹都市の提携事業につなげていくことが大事だと思うんですけれど

も、村長に考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） アスペン市との姉妹都市提携についてでありますけれども、2021年にはアスペン姉妹都市提携30周年を迎えます。文化・経済水準ともに高いレベルを誇るアスペン市との交流は、占冠村にとってもかけがえのない財産でございます。アスペン交流については、今一度立ち止まってより深めていくために、再検討する時期に来ていると感じているところでありまして、30周年の節目は、この総括と今後のあり方を検討するに最適な機会であると考えております。この貴重なつながりを今後も継続していけるよう、今までの姉妹提携を総括し、より充実した交流活動を進めていけるよう検討を進めてまいります。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 実はこの国際環境シリーズ、シリーズでずっと続けていこうという話だったんですけれども、第2回についてはアスペン市でやったんですが、非常に規模を小さくして市民レベルでやったんですよね。それから遠ざかってしまっているというのもあって、先ほど申し上げましたようにもう25年以上経つことになりますよね。四半世紀以上が経って、村の環境教育も非常に進んできたということで、アスペンのほうが進歩している部分はたくさんあるんでしょうけれども、環境会議シリーズを再開するような考えはないんですか。30周年を契機に。お聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 環境会議の件でお尋ねでございますが、私も第2回のアスペン市で行われた環境会議に出席した一人でございます。ここで、その後がヨーロッパ、オース

トラリアといったアスペン市の姉妹提携都市を回すような計画だったと思います。その後、これらの事業の情報が入っていないというのも現状としてありますので、先ほども申し上げたとおり、大きな会議を行うというのは相当な費用と労力を必要としますので、なかなか再開ということにはならないかもしれませんが、こういった活動ができるのかも含めて、この30周年の中でアスペン市との協議をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 最後の質問に移りたいと思います。占冠広報に誕生やご逝去の掲載をということであります。占冠村は非常に小さな自治体ですからあらゆる場面で顔の見えるコミュニケーションを大切にしていくことが重要だと思っております。子どもの誕生をみなで祝うこと、また、人の死をみなで悼んで家族の悲しみを共有することはその基本とも言えることです。ただ、今、そういった情報がなかなか村民に行きわたらない。北海道新聞のおくやみ欄では新聞を取ってない方はもちろんいらっしゃるわけですから、実は知らなかったよということも多々あるということです。特にご逝去された場合、後になってから知るといったこともあると聞いております。

以前はこういった知らせが普通に載っていましたが、個人情報の保護といった観点からこれを削除するというふうになったと記憶しております。個人情報はもちろん大事ですけども、村に手続きに来るわけですから、手続きの際に、速報じゃなくても良いと思うんですよね。家族に掲載してもよろしいですかと確認をすることで掲載することができるんじゃないかなと思います。特に、現在の広報も村民とのコミュニケーションということで

頑張って作成されていると思いますので、赤ちゃんの誕生というのはぜひ大きく取り扱って、村民皆で祝っていければと。中には花火を上げるという自治体も、上川ですか、ありますし。大事じゃないかと思うんですが、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えしたいと思います。議員のおっしゃるとおり、子どもの誕生をみなで祝うこと、人の死をみなで悼み、家族の悲しみを共有することは地域社会のあるべき自然な姿であろうと考えております。ただ、占冠村広報もインターネット上で公開しております。近年は、情報社会の進展により、人の生死の情報まで悪用されかねない状況にあるのも事実であります。地域のあるべき姿、それからその中での村の広報の役割、個人情報への配慮などを総合的に考慮した上で、今後の広報の誕生やご逝去の掲載のあり方について、再度、検討してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 村長のおっしゃるとおり、インターネットの中ではこういった情報が悪用される場合がありますから、油断ならないですから、どんなことで詐欺の電話がかかってくるか分からないというような状態ですから、そこは十分に配慮された中で広報の担当とも検討していただきたいなと思います。検討というのが、よく検討するだけということが言われがちですけども、そうじゃない検討だということを最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ご質問にお答えをしたいと思います。これまで村民自体からは、掲載されていないことで苦情が寄せられたこ

とはございませんでした。これを掲載するにあたって検討すると申し上げたのは、広報掲載への同意の意思の確認方法、それから沿線では最近では掲載しているという状況もありますので、沿線の動向も含めて調査をしてまいりたいと思っております。

○議長（相川繁治君）　ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩　午前11時07分

再開　午前11時20分

○議長（相川繁治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君）　議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。質問1です。占冠地区の公営住宅解体後の土地利用について村長にお伺いしたいと思います。

ここ数年で用途廃止となっていました公営住宅が解体され、空き地になりました。まだ予定としては一棟残っているんですけども、今後の計画を立てるにおいて、準備期間と言いますか、そういう意味を持ってこの提案をさせていただきます。この土地利用、公営住宅を建てる計画があるのかを伺いたいのですが、先般出ました住民懇談会の回答の中に当面そういう建物を建設する計画はないという回答を見てちょっとがっかりしたんですね。ですが、高齢化も進み、住民が居なくなる地域になってしまう恐れのある地域でございます。トマム地区も大変だとは思いますが、それなりに若い人が入っておられて活気があり、双珠別も後継者が何件か出てきて活気のある地域になっております。

ところが占冠地区としましては、そういう望みのある地区ではないに等しい地域でございますので、ここで行政としてテコ入れをしていただけたらなと考えております。地区の

皆さんもそういう思いで懇談会などに提案していると思うんですね。もう一棟残っている公営住宅を解体するまでにはまだ当分時間はあると思いますけれども、そういう計画をしていただけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君）　村長。

○村長（田中正治君）　大谷議員のご質問にお答えをいたします。議員がご指摘の占冠地区の村営住宅の解体につきましては、占冠村公営住宅等長寿命化計画に基づくものでございます。本計画は、長寿命化による更新コストの削減に配慮しつつ、公営住宅の将来活用手法及び予防保全的な観点から長期的な維持管理、修繕、改善を図るものでございます。したがって、取り壊しを行った場合においても取り壊した箇所に新たに施設等を建設することを前提にしたものではないことをまずご理解いただきたいと思います。長寿命化計画の中では、今回の解体後の土地利用につきましては計画がございません。また、公営住宅や民間住宅等の建設計画がないといった状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君）　3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君）　それでは空き地のままにしておくという形の回答ということでしょうか。

○議長（相川繁治君）　村長。

○村長（田中正治君）　空き地のままでいいのかというご質問でございます。当面は雪の堆積場としての利用のほか、解体予定の住宅が残っているということもありまして、資材置き場や駐車場としての利用などを考えております。今後において、地域特性、環境、福祉への対応などを判断材料としながら土地の維持管理費用の提言も考慮し、行政目的として利用予定がないものについては住宅地への



転用、または処分を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） ほとんど利用価値、利用の方法のないという土地になってしまうという回答でございますね。占冠としてはタ張で言われていました「コンパクトシティ」、そんな感じになっていってしまう恐れのある地区になってしまいますね。今後も集落対策で検討、いろいろなお話をされるということですが、将来性のない地区になってしまうような形になるんですね。

私ももう高齢者に一步入っておりますので、そういう方が多いんです、占冠は。村長の執行方針の中に子どもの居るところには活気のあるというような文言が入っておりました。占冠地区、子どもがいなくなってから10数年、学校が閉鎖されて10何年、本当に子どものいない環境でございます。これを鑑みまして、どうにか空き地、村有地を利用して住宅を建てていただけたらと。住宅解体後の土地のところとは限ってはおりませんけども、村有地がいくらかあるということをお聞きしておりますので、そういう方法がないのかどうか、この部分でお返事をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 空き地後の土地利用についてでございますけれども、解体後の土地につきましては、利用方法について検討し、宅地等への利用の方法がもし決まれば、現在、村で想定している宅地候補地の一つに加わえて、村内で宅地を希望される方などを対象に売却するなどの活用方法について検討しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 検討ということでご

ざいます。先ほど山本議員がおっしゃったように、検討は検討でそのまま経過していただきたくないなと思いますので、実施ある計画で考えていただけたらなと思います。

それでは質問2に入らせていただきます。英語学習環境の充実ということで、教育長にお伺いしたいのですが、先ほど来、山本議員も質問の中にありました、平成31年はアスペンと交流をするようになってから30周年を迎えるということです。むらびと条例においても今後も交換留学が継続されることになっておりますので、英会話の充実が不可欠と考えます。

今年度、交換留学をされた方の報告会にも参加させていただいたんですが、中学校の先生がアスペンを経験した方で、英語に興味を持って英語教師になりましたという話を伺いました。なかなかそういうふう実践されて先生になったというのはいないなと思ってます。参加された子どもたちもかなりの人数がいるんですね。私の子どもも実際に交換留学させていただきましたけれども、英語には興味は持っても中学校時代にはなかなか文法の勉強ばかりでなかなか英会話というところに踏み込んでいけなかったように考えます。

今年度の1月の道新に子どもは地域の宝ということで、中頓別町の英語研修で海外研修をされている記事が載りました。こういう事業をやっているのは道内で赤井川村と2自治体とそういうふう載っておりましたけれども、占冠はもう30年近くもやっているのになと、ちょっと残念な記事に思いました。ところがこの記事を見ますと、かなり英会話が上達されるような教育方針になっているんですね。

そこで、占冠も30年度の英語助手の授業を見ますと年間346時間、英会話教室は128回や

るように計画されておりまして、中学生にとっては英会話教室というのが一週間に1回しかないという時数です。小学校においては、助手さんは付いても教師が前面に立って教えているというような状況のようですので、それでは英会話がなかなか習得できないのではないかと思います。占冠独自でこの英会話の時間数を増加させる体制にはできないのかどうか、教育長に伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） 議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。英語の学習についてでございますけれども、現在は5・6年生だけが外国語活動35時間を実施しなさいと学習指導要領で規定されてございます。平成32年度から新学習指導要領に変わりますけれども、その中では、3年生と4年生が外国語活動として35時間、5年生と6年生が外国語科として70時間実施しなければならないとされております。ちなみに1年生と2年生については学習指導要領に規定はございません。

本村はどうなっているのかという話ですが、うちは文科省の人口少子化の関係の事業の補助事業をさせていただいて、平成27年からその調査・研究の中で、英語教育で言いますと、平成28年度から1年生、2年生20時間、3・4年生35時間、5・6年生41時間ということで村の独自の事業として英語、9年間を見据えた英語の時間をさせてもらっております。先ほど32年度から3・4年生というふうに言いましたが、うちは30年度から1・2年生、3・4年生については同じ20時間、35時間で、5・6年生については来年度、32年度を見据えて70時間で今、授業をさせていただいております。

それと、授業だけではなく、先ほどの28年

度から29年度は文科省の事業を活用しながら、朝の活動で週3回10分間、平成30年度からは週4回、5分間の英語スキルの時間を実施して、英単語や英語の歌やゲームを実施してございます。英会話充実のために英語の時間だけでは不十分という考えから、ショー&テルというスピーチ活動にも取り組んでございます。どんな内容を話したらよいかというコミュニケーション能力を高めてもらいたいということを目的にしております。

小・中一貫ということで小・中連携、中学校の先生にも小学校の授業を全部見ていただいているんですけども、ここだけの話ですけども、今の小学校6年は、中学校の英語の先生が言ってくれたんですけど、だいたい中学校の1年生の前期くらいの実力は付いてきましたねとすごく喜んでくれております。うちの村でできることを含めて、英会話教室も、そういった英語活動に取り組んでいるということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 今、教育長のお話ですとかなり成果が出ているということで、それは喜ばしいなと思いますけども、これを占冠村だけで留めておくのではなく、どうにか他に公表するというか、こういうことをやっていますというような公表の仕方はないのか。そういう方法を取ると、占冠に移住・定住で入ってくる方も増えてくる。特色のある教育ということで注目いただけて、そういう教育をさせたいなという親が増えてくるのではないかなと考えますが、どうですか。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） そういったものを発信ということですけども、議会事務局にもお持ちしたんですけども、文科省の事業を

3年間やって、その結果を毎年文科省に公表しております。それと、昨年度は文科省に伺わせていただいて、You Tubeで占冠の取り組みの活用のことを発表させていただいております。DVDも作りながら学校のやっている取り組みの紹介とか、そういう発信も、占冠の取り組みを全国に発信をしてございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） いろいろな方法によって発信もされているということですが、占冠の中で住民たちが子どもたちのやっていることが目に見えてないと思いますけれども、村内でそういうものを発信する方法、子どもたちがこれだけ上達していますよという発信は行わないのかどうか、それもちよっとお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） あまり公にパッパッとはやってございませんけれども、うちには幸いコミュニティ・スクールがあります。会議の中で学校の保護者だけではなく、地域の方も参加してもらっているのでもうこういう取り組みをしていますということは言っていますが、広報等を使ってこうやっていますというようなことは、今のところはまだやってございません。保護者の方とはPTAのいろいろな総会とか、学校での研究会がありますので、その時にはお話をしております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 保護者だけではなく一般村民にもそういうことをやっているという機会があればうれしいなと思います。

これでかなり英語に関する授業が増えるということで、学校の先生はもちろんですけれども、負担はかなり多くなってきますよね。外国語指導助手、ALTの増員を図る予定はないのか伺います。これだけの時間数をやるとい

うことは1人の先生ではフォローができないのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） お答えさせていただきたいと思います。占冠村では小規模校、3校でございまして、ALTの活用状況については他の市町村に比べて、保育所、小・中学校での授業補助、そして公民館事業としての英会話教室を実施しており、十分活用が図られているのではないかなと感じております。中央小学校では中学校の英語教諭を昨年度配置しており、英語学習の充実を図っているところであります。また、トマム学校においても英語の堪能な教職員を中央小学校から異動で来ていますので、現段階でALTを増やすということは考えてはございません。

それと、先ほどの英語の時間の時数が増えるという話でございしますが、今、議員もご承知かと思いますが、教職員の働き方改革というのがすごく問題になってございます。それで英語は今の35時間から70時間ということで、本当は32年からと言いましたけれども、他の町村は30、31年の2年間の移行期間の中でこの時間、時数を確保できるように改革をしてくださいということです。うちは70時間をやっているわけですが、何をやったかということ、学校の教職員の会議を減らすだとか、学校の行事を学校が独断でやるんじゃなくて保護者の方と時数確保、働き方改革でここは中学校と一緒にしたり、ちょっと削ったり、省略したりというような形で時数の確保は相当苦労しましたけれども、現在うちとしては2年前倒しをしてさせてもらってございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 時数確保はできてい

るということのようですけれども、先生方の働き方改革はもちろん、先生方の異動、いろいろな交流に関して、働き方改革が騒がれている状況にあって先生方の負担はどのような形になっているのでしょうか。全然ないとは言えないと思うんですけれども。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） 小学校の先生が全て英語の教科を、中学校を含めて持っているというわけではないので、そのへんについてはいろいろ苦勞もあるかと思いますが、基本的には5・6年生が今現在はまだ教科になっておりません。中学校みたいに、このことはこう教えてこうやってテストやってというんじゃなくて、広く英語を通した中で、アスペンも行くわけですから、行く前に勉強を含めた中でやっているの、先生方が全く負担にならないかといったらそうはならないと思います。そのへんは協力しながらということと、学校の先生もそうですけれども、ALTの方にも一緒に授業に入ってもらって、指導を受けながらということでは今は乗り切らせていただきます。だから全く先生方の負担になっていないかというと英語の得意な先生、得意じゃない先生もいると思うので、そのへんはフォローしていきたいなと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） いろいろな制度を設けて、占冠として特色ある教育を、環境教育はもちろん、英語教育は特色ある教育としていろいろな場面で発信していただけたと思います。時間数が増えて子どもたちが、議員になって4年、報告会にずっと参加させていただいて、今年度ほど英語の英会話ができたという子どもたちがいなかったんですね、今まで。なので成果は出ていると思いますので、

先生方の負担にならないような教育、このALTの増員ができるのであればもっと負担が少なくなるのではないかなと考えますので、そのへんもう一度伺って終わりにしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） ALTの増員ということで再度の質問でございましたけれども、先ほども申しましたけれども、今、占冠村には3校の学校があって、現状の生徒数であれば今のALTで大丈夫じゃないかなと。将来的に学校の人数、トマムもいろいろ国際理解教育も含めた中で、外国人の方が来た、転入されたとかそういったことを考えた場合については、現状ではこういう状態ですけれども、将来先についてはずっと一人でいくということではないので、その状況に合わせた中で、今のところは一人で大丈夫だと認識しております。

○議長（相川繁治君） ここで時間ちょっと早いんですけれども、午後1時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは一般質問をさせていただきます。これからのトマムへの対応ということで、2月の広報の住民基本台帳登録数は、トマムが690人で中央地区が675人ということでした。このような事態に遭遇することができたことは「時の流れ」を感じさせ、感慨深いものであります。私、昭和29年にこの村に来たんですけども、トマム人口よりもこっちの人口の方が下がった記憶が1回もなく、今回初めての現象でないかこのように感じております。リゾート繁忙期に

おける一時的な現象と思われますが、今後リゾートの進展により、永続・恒久的なことになる可能性があると思われます。

かつて、ものづくり産業により世界の隆盛を誇った我が国は、その産業の衰退により、新たに観光立国へ方向転換し経済を立て直す政策が進められております。同じように占冠村においても基幹産業であった農林業の衰退によって、トマムリゾートを中核とした観光業が村産業の中心となっていることを暗示するものと思われます。

そこでまず1点目といたしまして、村の産業構造が大きく変化している最中であるということでありまして、当然、村の行政もこの変化に対応しなければならないと思います。まず村長の考え方をお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。議員のご指摘のとおり、占冠村においてはトマムリゾートを中核とした観光産業が村の中心を占めるに至っております。村といたしましても、産業構造の変化に速やかに対応できるよう人材育成を進めるほか、庁舎内の体制をチェックし、必要に応じて機構改革など体制整備を進めてまいりたいと考えております。

また、リゾートなど民間企業が申請主体となりえないような許認可等の申請手続きや、必要に応じた社会インフラの整備、外国人への行政対応などについては、リゾート運営会社と協議、話し合いの場を設けながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 農林業を主産業とした占冠村、特に全国に名を広めた山菜の村占冠というような産業構造から、リゾート構造に変わっていくわけですが、もう

少し村長、一般的にでなくて具体的にこうしなきゃならないというような案があるかないか、そのへんのことをお聞かせ願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをしたいと思いますけれども、ただいまのご質問で具体的にどこの部分を指してどうこうせいと言っているのか理解できなかったわけでありましてけれども、基本的には、私は当初から申し上げていきますように農林業を基幹産業として、観光もあわせた中で、この産業をうまく組み合わせて持続可能な地域づくり、占冠村づくりを進めてまいりたいと申し上げているところでございます。

その中であって、リゾートの変化に対応すべく、さまざまなことが考えられるわけでございますけれども、それぞれリゾート会社との打ち合わせ、話し合いの場を設けながら必要な政策について展開をしていきたいということでございます。現段階において、これをどうするとか、あれをどうするという、大枠は決めていますけれども、細かい点については議員がご質問の内容で整理している部分はございません。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に移らせていただきます。リゾートの繁忙期にトマム支所における行政手続きが一時的に集中し、混雑すると思われますが、この対応についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、冬と夏のリゾートの繁忙期には大量の転入、転出の事務作業が生じます。これまでリゾート運営会社や美装会社、3者と事前調整を行い、本庁と支所での業務対応を行っております。ト

マム支所での転入、転出の届け出件数は平成30年度2月末現在、昨年度比で倍近い1060件ほどとなっており、3月末には更に100件以上の増加となる見込みでございます。

これに対応するため、大きく5点ほどの対策を講じております。1つは、平成29年度からトマム支所の総務担当を1名増員し、手続きを迅速に行うようにいたしました。

2つ目としては、研修による職員の知識の向上です。平成29年度に戸籍初任者研修、平成30年度には中級者研修を受講させております。

3つ目は、中央の戸籍担当との連携です。電話やメールなどで情報を共有すると共に、チェック体制も取っております。

4つ目が星野リゾート、クラブメッド、その他関連会社との連携でございます。担当者とは転入が多くなる前に、手続きやごみに関する説明を行いまして、相手側からは転入、転出の見込みの情報を提供していただいております。

5つ目としては、手続きスペースの確保でございます。多い時ですと、1度に15名ほどの方が手続きされる場合がありますので、他の住民の方になるべく影響がないよう専用の場所を確保しており、リゾート側の担当者と協力して迅速な手続きになるよう努めております。今後におきましても、各担当、関係会社と連携を取りながら適切に事務処理を進めてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） トマム支所の繁忙期は現在、今、村長が5点ほど申し上げましたけれども、そういうことで対応するから間に合っているということよろしいんですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状においては各種、

本庁、支所、あるいは事業者との連携を図りながら、対応をさせていただいているということでございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に進ませていただきます。トマムリゾートでの対応は行政的にも国際的なグローバル感覚が求められると思いますが、村の今後の対応について伺いたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。外国人の旅行客の受け入れが増加すると共に、住民の外国人割合も高まっている中で、行政においてもグローバル感覚が求められることは、議員のご指摘のとおりでございます。今までも英語を話せる職員の採用などについて配慮してきたところですが、今後も職員の研修活動を推進、充実させていくこととしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これについては遅れをとったら大変なことになると思うので、どうですか。3カ国語くらい話せる人を雇ってはいかがかと思うんですけれども、村長はどう考えておりますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今、議員のご指摘のとおり、村としても必要に応じては外国人のスタッフの活用というのはありえるのかなと考えておりまして、現在、一般社団法人自治体国際化協会の外国青年招致事業などの活用が考えられるのかなと思っているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に進ませていただきます。トマムの住民として生活していく

ための住宅や、分譲地の整備、店舗の誘致について村の考え方を伺います。特に、店舗については、現在行われているミナ・トマムへの補助を誘致店舗にする意向があれば誘致可能と思いますが、お伺い申し上げます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。トマムの住民として生活していくための住宅、それから店舗、あるいはミナ・トマムの活用等を含めてのご質問がありました。

まず、住宅関係でございますけれども、公営住宅法の制約を受けない村有住宅の提供、公営住宅等におけるボイラー導入の補助のほか、村としても昨年、道道沿いに民有地を取得しております。もちろん、分譲地として提供するには大規模な整備が必要ですが、今後のトマム地区における住宅需要に合わせて対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、店舗の件でございますが、店舗の誘致についてはトマム地区で求められている小売店舗については、コンビニエンスストアと考えられることから、道内のコンビニメーカーに対し、出店を働きかけているところでございます。

3つ目のミナ・トマムでの助成でございますけれども、トマム地域カフェという地域活動の促進をメインとして、それに併せて買い物対策にも配慮をしたものでございます。同地区への参入店舗に対しましては、定住促進条例に基づく開業支援制度などの活用してまいりたいと考えておりますが、議員が言われるとおり、補助金等も誘致に向けての有効な手段でございます。村内の既存店舗との公平性に配慮する必要はございますが、今後も受け入れ企業の業務内容や、地域における必要性等を考慮した上で、支援対策について検討

してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 5番目に移らせていただきます。このままトマムの人口が中央を上回ることが続けば、診療所、歯科診療所における毎週の診療日の日割は変えなきゃならないと思いますが、いかがでございますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 診療所の件のご質問にお答えをしたいと思いますけれども、現在は一人の医師が2か所の診療所を掛け持つ診療体制になっております。トマム地区の人口が中央地区を上回るのは、現状2カ月、または3カ月の季節的なものでございます。人口の増加原因もリゾートの季節的な従業員の増加によるものであり、必ずしもトマム地区の人口の増加がトマム診療所の診療者数に反映していない状況でございます。

現在のトマム診療所の診療内容も、慢性疾患の治療や、継続的な投薬を求めるものが中心でありまして、診療人数を比較しても、現在の診療体制でバランスが取れていると考えております。このことから、当面は現状の診療体制を継続してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは、質問の2に移らせていただきます。役場の新築・バリアフリー化は、ということでございまして、12月の議会一般質問においても五十嵐議員から同様の質問がありました。私も高齢となり、また、病で身を病んでつくづく3階の議場までの道のりが辛く感じるようになりました。

役場庁舎も老朽化が著しく、また、変化を求める行政に対応すべく新築してはいかがかと思っております。新築が難しいならば、せめて3階までの階段のバリアフリー化を考えてほし

いと思いますが、村長の考え方をお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 役場庁舎の新築についてのご質問でございますけれども、お答えをしたいと思います。今のところ庁舎の新築につきましては財源をはじめ、数多くの課題があるため、具体的な計画には至っておりません。今後は、出席者の体の状況などにあわせて適切な村内施設で会議を行うなど、総合センターの機能の分散も含めて、住民の皆さまが利用しやすい施設の活用についても協議、検討をしてみたいと思っております。

しかし、総合センターの耐震強度については強度不足ということで診断をされておまして、バリアフリー化を含め施設の改修は必要であると考えております。今後におきましても、総合センター用の基金の積み立てを行い、耐震化及びバリアフリー化について順次、施設の改修を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 私の考えは、基本的には役場庁舎を新築して、新築することによって構造が相当変わるので、バリアフリー化もできると。庁舎ができなければ、せめて階段でもなんとかせよ、ということでございまして、私にはあまり時間がないので、検討だとかっていう話はあまり通じないんですよ。そこで、村長が言うように、この村で生まれて、この村で育って、この村で生活して、この村で去っていくと、これは基本方針でございまして、これは誰でも同じことを考えていると思います。

占冠村が続く限り、行政があると。行政があるということは、そこには必ず村長さんがいて、職員がいるから、村の役場は行政の心

臓部であります。心臓部の役場庁舎が今、金の関係やなんかで計画がないと。新しい総合計画の、まだ素案でございますが、その計画にも入っていないです。実際この総合センターも昭和48年ですか、約50年経つんですよ。村長が言われるように、耐震もなんもない。雨漏りはひどい、補修はしなきゃならないというようなことで、一体誰がこの庁舎をそれじゃ建て直すかということが当然考えられると思います。

10年計画を、村長は2期あればあと10年になるから、3期目にこの計画をもう1回変えなきゃならないんですよ。誰かがこれに手を付ける。今ね、せっかく若い村長が、金がないからできるとか、できないとか、そういう問題ではなくて、根本的にこれは考えなきゃならないと。保育所の次は役場を建てなきゃならないと、こういうことでならなきゃならないんでないかと私は思うんです。そのへん、村長の言っていることとね、将来の計画と間違っていたら困るので、ぜひ考えておくでなくて、検討するではなくて、いつの時点からこの心臓部の庁舎を建て直すかという計画、これを聞かせていただきたいんです。

もう私には時間がございませぬ。検討するとか、なんとかっていうような悠長な話してないんですよ。村の行政のために考えている事なので、村長、その勇断を持って、金がないなんて言わないで、それじゃ保育所建てなければいい、金がないんだからね。役場庁舎はね、誰が、いつ、どういうふう計画して新しくするか、あと10年だったら60年になるからね。当然、雨漏りがますますひどくなると思うんですよ。だから、今の田中村政がこの心臓部である役場庁舎を、建てる計画を持たなければ、これは時の流れに遅れをとっていると思うんですよ。村長そのへんどう考



えますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大変、厳しいご意見をいただきました。私が思うに、この庁舎が46年に建っております。その間、外壁補修やら、天井改修等を含めて必要に応じて改修をしまいいりました。現状、ボイラーとか、雨漏りとか、確かにございます。これをどう将来に渡って対応していくのかという部分では、私、総務課長時代にこの総合センターはなかなか新築ということにはならんだろうということで、改修に向けてですね、当時耐震化診断も受けまして、改修をしようということで、即座に地震が起きて潰れることはないんだけど、大きな7以上がきたら一部壊れる可能性もありますという診断を受けています。

そういったことから、総合センターの建設のための、修繕のための公共施設の基金を当時、創設をさせていただきましたので、それをもって一定の準備金を整えた中で、そういった作業をしていくということでございます。時の理事者が、それぞれの政策に基づいてさまざまな事業をするわけでございますが、私はその重要度、必要性の順番は首長によって違うと思うんですね。その中で議員から保育所の問題も指摘されましたけれども、私としては重要度を保育所において、今年度、保育所を建設するということを決断したということです。その順番、あるいは重要性、必要性を含めた中で検討をしていくというのが、時の理事者の立場かなと考えております。

議員の言われるように、早くやらなければというお気持ちも分からないわけではないんですが、そういったことから、総合センターにつきましては、ぜひ基金積み立てをして準備期間を置いて、進めたいと思っております。それまでの、さまざまな改修については英断

を持って改修をしていくということは言えると思いますけれども、そういったことでご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ご理解をしてたつてなかなか理解できないんですよ。もう大体村内のハコモノですか、保育所も3億7100万を取って新しく建てると。あとずらっと眺めると、だいたい古いものを壊して、建替えるってやつは、村ではないと思うんですよ。せめて行政の心臓部の役場、基金を積み立てて、いつまでごろに建てるのかという話はね、どこかに少しでも書いてあればいいんだけど、全然その役場庁舎を建てる話は一つもないんですよ。どこかの計画の端の方にでも書けないものかと。これは大きな問題なんですよ。まだ素案だからいいですけど、入っているんだったら私は納得する。ただ基金を立てて、いつになるか分からない。だから将来の計画をいつごろから、基金を積み立てして、それが満度になって、そこから着工する。いつごろになるかというような大きな目標がやはり田中村政時代に、はっきり持っておいたほうがよろしいと思うんですよ。金がなければ見つけてくればいいんですよ。そういうことが、政策の中に入っていないものですから私が今、申し上げているんです。

村長、これをぜひ入れて下さい。どういう方法でもいいから、いつごろから今度、役場庁舎でなくて、総合センター的なものをやるかっていうことをね、ぜひこの中に組み入れていただきたい。そう思うんですけどもいかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今、お示しの総合計画に、そういった文言をというようですね

ども、庁舎についてのあり方を含めて、まだ議論は十分ではないと思います。基本的には、必要な修繕、あるいは維持機能をどう守っていくのかということに対応することについては、修繕を含めてやりますけれども、いついつまでに、こういったものを新築しましょうということは、確かに私の時に書けばいいのかもしれませんが、今、約束することはちょっとできません。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 同じこと何回も繰り返すと仕方ないけども、やはり心臓部である役場庁舎を次は第一番に考えてやらなきゃならんとそう思うんですよ。そうすればね、どっかこの片隅にでも、長い話かも知れなくてもね、あと10年後くらいから役場庁舎をもう建替えなきゃならんとかって、一筆でも入ってれば、まだ理解できるんだけど、肝心なものはね、それさえ出来上がれば、3階までの目から星が出るくらい辛い階段もなくなるはずなんですよ。

そのへんでね、文章だけでもいいから、誰かがやらなきゃ、田中村長ができなければ、違う村長がやらなきゃならないんですよ。今年50年で、この計画で60年、そしたらこの庁舎60年あるんだよ。60年も経ったらどれだけひどくなるか、それは分かりません。今、雨漏りがあればあるから、更に雨漏りになって事務所が使えなくなる。70年はまだひどくなる。段階的に予想がつくんですよ、庁舎に限っては。だから片隅にでもそういうことが入ってなきゃならん。私はそう思うんですけども、それでも村長だめですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 総合計画の策定にあたっては委員さん等の意見もいただいて、その議論は尽くしていないと思っています。仮

に総合計画に総合センターのあり方について検討しようという文言を入れても、なかなかそれが実行されるとは思いません。やはり、現行の計画は進めさせていただいて、その機が熟した時には、そういった議論もさせてもらうということしか申し上げられないのかなと思っています。もちろん当然、そういった中核施設の必要性は十分認識をしておりますので、そういったご心配がある施設であることも承知しておりますから、修繕、あるいは改装等を含めて、ご意見を伺いながら進めさせていただくということで、一つ議員のご理解をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これは年寄りの言うことだから聞いておいたほうがためになると思うんですね。どういう資金計画をして、どうする。いつごろから着工できるようにやるとかって、やっぱりそういう計画を僕は持つべきでないかと。これは老婆心だからね、村長に訴えておきます。

質問の主旨は、新築が難しければ、新築することは今言ったようにいつになるかわからない。せめて3階までの階段、3階にはエレベーターが一つあるはずなんですよ。ああいいうやつを改良して、もうとつても3階まで上がって議会傍聴しろと言っても、病人でなくても健常者でさえも本当に大変なんです。だからこれは近いうちに直していただきたい。今年の村の総予算を眺めるに、先ほども言った保育所3億7100万、これがどうも予算の目玉のような気がするんですよ。来年は役場の3階の階段を直すというのを目玉にして、村長やってはいかがですか。検討するじゃだめなんだ、僕は。今すぐ答えていただきたい。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今、議員から、私は励ましの言葉をいただいたと思っていますけれども、来年度に向けて、そういった決意を言いたいところですけども、村の施策の優先順位等を考えますと、私の頭の中では、今、議論をいただいているごみの最終処分場の整備がございまして、それにも相当のお金がかかるということを想定しています。

今年も予算計上させていただいておりますけれども、調査を始めてごみ最終処分場の着工が33年というふうになっておりますので、そういった意味では、議員のご期待に添えないと思いますけれども、先ほど来申し上げていますとおり、維持・補修・改修については必要に応じて実施していきたいということだけ申し上げさせていただいて、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎日程第4 承認第1号

○議長（相川繁治君） 日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書1ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。2ページをお願いいたします。本件は、北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩

西部広域水道企業団、及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できるように定める計画を新たに制定しまして、これにより、現行規約を廃止するものでございます。

議案書2ページから本文を記載しております。4ページの第14条におきまして事務受託のための条項を規定しているものでございます。組合を組織する地方公共団体及び共同処理する団体につきましては、別表について10ページまで記載してございます。この規約は知事の許可のあった日から施行し、現行の北海道市町村総合事務組合規約を廃止するものです。なお、本議案にて、施行日が空欄になってございますが、3月1日付け通知、平成31年2月22日付け市町村第1877号指令におきまして、北海道知事より許可がございましたので併せてご報告いたします。以上で説明を終わります。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

**◎日程第5 議案第7号から日程第10 議案第12号**

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第7号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件から日程第10、議案第12号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号までの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第7号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書23ページをお願いいたします。議案第7号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。平成30年度占冠村一般会計補正予算、第4号は、歳入歳出それぞれ5千万円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億1310万円とするものと、債務負担行為の追加及び地方債の変更でございます。

以下、事項別明細書にて歳入からご説明申し上げます。30ページをお願いいたします。13款、1項、使用料におきまして、1目、総務使用料は地域情報通信基盤施設使用料112万円の増額。3目、衛生使用料は火葬場使用料3万円の減額。5目、農林業使用料は放牧地使用料1千円、交流促進施設使用料13万4千円の減額。8目、教育使用料はコミュニティプラザ使用料3万円の増額でございます。

13款、2項、手数料におきまして、2目、衛生手数料は一般廃棄物処理業許可申請手数料3千円の減額、犬の登録手数料1万8千円、狂犬病予防注射済票交付手数料8千円の増額。3目、農林業手数料は現況証明手数料7千円の増額でございます。

31ページです。14款、1項、国庫負担金におきまして1目、民生費国庫負担金は未熟児養育医療費国庫負担金25万円の増額です。

14款、2項、国庫補助金におきまして、1

目、総務費国庫補助金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金7千円の増額。4目、土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金161万8千円の減額でございます。

32ページをお願いいたします。15款、1項、道負担金におきまして1目、民生費道負担金は未熟児養育医療費道負担金12万5千円の増額。

15款、2項、道補助金におきまして1目、総務費道補助金は、土地利用対策道補助金で3千円の減額、地域づくり総合交付金27万円、市町村生活バス路線運行費道補助金17万8千円の増額でございます。3目、衛生費道補助金は北海道地域自殺対策緊急強化推進事業道補助金332万2千円の減額。4目、農林業費道補助金は農業委員会活動促進事業道補助金10万8千円の増額、環境保全型農業直接支援対策事業道補助金6万1千円、未来へつなぐ森づくり推進事業道補助金77万円、村有林保育事業道補助金524万7千円の減額でございます。

15款、3項、委託金におきまして1目、総務費委託金は北海道権限移譲事務交付金で11万6千円の増額。

33ページをお願いいたします。16款、1項、財産運用収入において1目、財産貸付収入は民間賃貸共同住宅等貸付料等34万円、村営住宅等給湯器貸付料16万6千円の減額です。

16款、2項、財産売払収入におきまして2目、物品売払収入は指定ごみ袋売払収入23万4千円の増額でございます。

34ページをお願いいたします。17款、1項、寄附金におきまして3目、ふるさと寄附金は467万円の減額です。

35ページになります。18款、1項、繰入金におきまして1目、財政調整基金繰入金は472万2千円、3目、奨学資金繰入金15万円、8目、減債基金繰入金3000万円の減額ござい

ます。

36ページをお願いいたします。20款、5項、雑入において1目、雑入は雇用保険被保険者負担金9万3千円の減額、重度心身障害者等医療給付費戻入15万円の増額、後期高齢者歯科検診事業補助金5万1千円の減額、赤岩環境整備協力募金2万1千円、道の駅EV電気料金補てん金3万9千円の増額でございます。

37ページ、21款、1項、村債におきまして6目、土木債は過疎対策事業債、村道トマム南1線改良舗装工事で110万円、村道北6線改良舗装工事で20万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明をいたします。38ページをお願いいたします。2款、1項、総務管理費におきまして、1目、一般管理費及び2目、財産管理費は財源振替でございます。7目、企画費は共済費33万2千円、臨時雇上賃金100万円、講師謝礼13万円、トマム地区子育て世帯移住促進事業11万6千円、寄附者贈呈品160万円、定住促進条例15万円、普通旅費55万7千円、特別旅費18万6千円、消耗品費27万4千円、通信運搬費20万円、鶴川水質管理調査委託料13万1千円、地域情報通信基盤使用料20万円、地域おこし協力隊住宅料10万5千円、おとし住宅使用料30万円、都市圏連携事業負担金21万6千円、住民活動推進事業30万円、廃屋除去事業補助金30万円の減額、環境保全と観光振興基金積立金22万2千円の増額でございます。10目、旅客自動車運送事業費は財源振替。11目、諸費はJ-ALERT受信機更新委託料56万9千円の減額でございます。

39ページをお願いいたします。2款、3項、戸籍住民基本台帳費におきまして1目、戸籍住民基本台帳費は通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金7千円の増額でございます。

40ページをお願いいたします。3款、1項、

社会福祉費におきまして1目、社会福祉総務費は修繕料52万5千円の増額、地域福祉計画策定支援業務委託料173万7千円、障害者通所交通費補助金12万6千円、福祉基金積立金140万円の減額。2目、老人福祉費は臨時雇上賃金8万6千円、参加者・欠席者記念品4万6千円、80歳記念写真1万3千円、金婚者記念品7万8千円、食糧費9万7千円、移送サービス委託料30万円、緊急通報受信業務委託料18万円、敬老祝い金6万円の減額でございます。

3款、2項、児童福祉費におきまして1目、児童福祉総務費は臨時雇上賃金100万円、児童手当97万円の減額です。2目、保育所費は臨時雇上賃金210万円の減額です。

41ページをお願いいたします。4款、1項、保健衛生費におきまして1目、保健衛生総務費は妊婦健診委託料30万円、水道会計繰出金180万円の減額です。2目、予防費はがん検診・エキノコックス症検査委託料20万円の減額。3目、環境衛生費は財源振替でございます。4目、医療費は未熟児養育医療費50万円、重度心身障害者医療費120万円、子育て支援医療費30万円、平成29年度未熟児養育医療費等国庫負担金返還9万8千円の増額でございます。

4款、2項、清掃費におきまして2目、じん芥処理費は財源振替です。

42ページをお願いいたします。6款、1項、農業費におきまして1目、農業委員会費は財源振替。2目、農業振興費は修繕料50万円、北海道農林統計協会負担金2万2千円、環境保全型農業直接支援対策事業補助金6万2千円、農業振興・新規就農等支援対策補助金310万円、農業振興基金積立金150万円の減額でございます。3目、畜産業費は財源振替。4目、農業構造改善事業費は給水車借上料58万4千

円の減額。6目、交流促進施設運営費は管理人賃金80万円の減額でございます。

6款、2項、林業費におきまして1目、林業振興費は供用林野看守人雇上賃金27万5千円の減額。光熱水費20万5千円の増額、修繕料128万5千円の減額、村有林発生材運材車賃借料54万円の減額。43ページになります。人工造林新植工事費98万3千円、季節労働者対策保育工事400万円、林業専用道等開設伐開工事108万円、保育下刈工事費48万2千円、保育間伐工事費717万2千円、未来へつなぐ森づくり推進事業補助金105万1千円、民有林振興造林事業補助金31万9千円の減額でございます。

44ページをお願いいたします。7款、1項、商工費におきまして1目、商工振興費は消耗品費4万3千円の増額。2目、観光費は消耗品費18万7千円の増額。観光施設等環境整備委託料33万4千円の減額でございます。

45ページです。8款、1項、道路橋梁費におきまして1目、道路維持費は村道測量委託料108万7千円、村道北6線舗装補修工事23万3千円の減額でございます。

8款、3項、住宅費におきまして1目、住宅管理費は耐力度調査業務委託15万6千円、社会資本整備総合交付金工事349万6千円の減額、占冠団地水洗化工事に伴う既設管撤去工事105万1千円の減額でございます。

8款、4項、都市計画費におきまして2目、生活排水処理費は下水道会計繰出金で110万円の減額です。

46ページをお願いいたします。10款、1項、教育総務費におきまして3目、義務教育振興費は教育支援委員会委員報酬9万3千円、通学路安全推進会議報酬1万2千円、占冠村いじめ問題審議会委員報酬5万1千円、臨時雇上賃金60万円、講師謝礼54万1千円、教職員健康診断委託料18万円、人間ドック負担金7

万6千円、中体連大会参加補助金20万円の減額でございます。4目、育英事業費は高校生クラブ活動下校バス運転委託料25万円、高校生通学バス運転業務委託料25万円、高等学校通学者補助金12万8千円、奨学資金貸付金15万円の減額でございます。

10款、2項、小学校費におきまして1目、学校管理費は消耗品費19万1千円の増額。燃料費73万5千円、修繕料20万円の減額でございます。

47ページをお願いいたします。10款、3項、中学校費におきまして1目、学校管理費は消耗品費7万8千円の増額、修繕料15万円、通信運搬費3万4千円の減額です。2目、教育振興費はスクールバス委託料60万円の減額です。

10款、4項、社会教育費におきまして3目、コミュニティプラザ管理費は財源振替。

10款、5項、保健体育費におきまして1目、保健体育総務費は通信運搬費2万円、保健体育地域活動輸送業務委託料20万円、その他使用料及び借上料3万円の減額。2目、給食推進費は準要保護児童生徒給食費23万5千円の減額でございます。

49ページです。12款、1項、公債費におきまして1目、元金は財源振替でございます。

50ページ、14款、1項、職員費におきまして1目、職員費は一般職共済組合分で160万円の減額。派遣職員に係る負担金で160万円の増額でございます。

戻りまして24ページ及び25ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。26ページをお願いいたします。債務負担行為の補正につきましては表のとおり、旅客自動車運行業務委託料について期間を平成31年度から平成33年度まで、限度額を記載の

とおりとして追加しようとするものでございます。27ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては表のとおり、過疎対策事業債で村道トマム南1線改良舗装工事及び村道北6線改良舗装工事の2件について変更するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に議案第8号、議案第12号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書51ページをお願いいたします。議案第8号、平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号の提案理由のご説明をいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億6350万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細にてご説明いたします。55ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。4款、1項、道補助金、1目、保険給付費等交付金におきまして保険給付費等交付金、普通交付金で1005万円の減額でございます。保険給付費等交付金で特別交付金5万円の増額でございます。

56ページをお願いいたします。歳出ですが1款、1項、総務管理費におきまして2目、連合会負担金、レセプト併用化に伴うシステム改修負担金5万円の増額です。

57ページ、2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費におきまして1005万円の減額でございます。

続きまして97ページをお願いいたします。議案第12号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の提案理由の説明でございます。今回、歳入歳出予算の総額

に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2130万円にしようとするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

101ページをお願いいたします。歳入ですが、1款、1項、診療収入、2目、社会保険診療報酬収入におきまして現年度分で30万円の増額でございます。

102ページ、歳出ですが、2款、1項、医業費におきまして1目、医業費、手数料で30万円の増額でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第9号、議案第10号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書59ページをお願いいたします。議案第9号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億420万円とするものでございます。

議案書64ページをお願いいたします。歳入よりご説明いたします。1款、1項、1目、給水使用料110万2千円の増額。

1款、2項、2目、登録手数料、指定業者登録手数料で1千円の減額でございます。

議案書65ページになります。3款、1項、1目、一般会計繰入金180万円の減額でございます。

議案書66ページです。5款、1項、1目、雑入、督促手数料で1千円の減額でございます。

67ページにいきまして、6款、1項、1目、簡易水道事業債、簡易水道施設整備事業債は180万円の減額でございます。

議案書68ページになります。歳出についてご説明申し上げます。1款、1項、1目、一般管理費、25節、積立金、占冠村簡易水道施設整備基金積立110万2千円の増額でございます。

69ページです。2款、1項、1目、施設維持費、13節、委託料、漏水調査委託70万円、水質検査業務委託料110万2千円の減額でございます。

70ページになります。4款、1項、1目、新営改良費、9節、旅費2万円の減額、需用費1万円の減額、14節、使用料及び賃借料9千円の減額、15節、工事請負費176万1千円の減額でございます。

戻りまして議案書60ページ、61ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書62ページをお願いいたします。第2表、地方債の変更で歳入予算に計上した村債と同額の限度額補正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして議案書71ページをお願いいたします。議案第10号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億760万円とするものでございます。

議案書76ページをお願いいたします。歳入よりご説明申し上げます。1款、1項、1目、浄化槽事業、個別排水処理施設分担金で4万円の減額でございます。

議案書77ページです。2款、1項、1目、下水道事業、1節、現年度分、下水道使用料で113万6千円の減額。2目、浄化槽事業、1節、現年度分、一般用で5万5千円の減額でございます。

議案書78ページです。3款、1項、1目、下水道事業国庫補助金、1節、資本整備総合交付金は40万円の減額でございます。

議案書79ページです。4款、1項、1目、下水道事業、一般会計繰入金75万円の減額。2目、浄化槽事業、一般会計繰入金35万円の減額。

議案書80ページです。5款、1項、1目、下水道事業、前年度繰越金112万6千円の増額。2目、浄化槽事業、前年度繰越金40万6千円の増額でございます。

81ページです。6款、1項、2目、浄化槽事業、雑入は1千円の減額です。

議案書82ページです。7款、1項、2目、浄化槽事業、2節、下水道事業債160万円の減額でございます。

議案書83ページです。歳出のご説明を申し上げます。2款、1項、1目、下水道費、11節、需用費、光熱水費で39万円の増額、13節、委託料、処理場維持管理委託料39万円の減額でございます。2目、浄化槽費は財源振替です。

84ページです。3款、1項、1目、下水道費、13節、委託料、下水道計画認可変更委託業務116万円の減額。2目、浄化槽費、13節、委託料、個別排水処理施設実施設計委託業務10万円の減額、15節、工事請負費、個別排水処理施設設置工事150万円の減額、16節、原材料費4万円の減額でございます。

議案書72ページ、73ページに戻りまして、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。議案書74ページは第2表、地方債の変更で、歳入予算に計上した村債と同額の限度額補正を行うものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（相川繁治君） 議案第11号について



は、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

**○福祉子育て支援課長（木村恭美君）** 議案書85ページをお願いいたします。議案第11号、平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ560万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億390万円とするものでございます。

以下、事項別明細書においてご説明いたします。89ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款、1項、介護保険料において1目、第1号被保険者介護保険料、現年度分で8万6千円の減額。

90ページをお願いいたします。3款、1項、国庫負担金において2目、保険者機能強化推進交付金で11万6千円の増額。

3款、2項、国庫補助金において3目、事業費補助金で27万1千円の増額。

91ページです。4款、1項、支払基金交付金において1目、介護給付費交付金で435万9千円の減額。

92ページをお願いいたします。7款、2項、基金繰入金において1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金で250万円の減額。

93ページをお願いいたします。8款、1項、繰越金において1目、繰越金で95万8千円の増額。

続きまして歳出にまいります。94ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費において1目、一般管理費、委託料で制度改正に伴う改修委託料27万1千円の増額。

95ページです。2款、1項、介護サービス等諸費において1目、居宅介護サービス等給付費で50万円の減額。3目、施設介護サービス等給付費で495万円の減額。

2款、2項、高額介護サービス等費におい

て1目、高額介護サービス等費で20万円の減額。

96ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費において2目、一般介護予防事業費、委託料で作業療法士委託料10万円の減額。3目、包括的支援事業費、共済費で一般職分12万1千円の減額でございます。

86ページにお戻りください。補正後の額につきましては第1表、歳入歳出予算補正のところでございます。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** これで提案理由の説明を終わります。

ここで午後2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

**○議長（相川繁治君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質問者は、ページ数を明らかにし、質疑、答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

議案第7号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第4号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

**○5番（山本敬介君）** 何点かお伺いしたいと思います。まず、32ページ、歳入、15款、道支出金、2項、道補助金の4目、農林業費道補助金、2節の林業費道補助金の中の村有林保育事業道補助金の524万7千円の減額についてお伺いしたいと思います。

続きまして、42ページです。6款、1項、農業費、6目、交流促進施設運営費、7節、賃金の管理人賃金の減額80万、これは双民館の管理人の賃金だと思うんですけども、そもそも双民館は、今のトマムでいうミナ・ト

マムのような存在、地域の拠点として、そこで地域づくりをしていこうということで当初始まっていると理解しているんですね。

現状として、管理人を置くまでもないということもよく分かるんですけども、あそこには郷土資料館等があつて、いつでも管理人がいれば行って見ることができる。今はその宣伝もしていないので人も来ないと思うんですけども、常に開いているわけではないとなりますと、全く拠点化しないということですね。村政の執行方針に、今後議論になると思いますが、その中には、集落対策には占冠・中央・双珠別もやりますよと、新たに人を置いてやっていくということが書かれていたんですが、双珠別地区の集落対策との兼ね合いをどういうふうに考えているのか、再度お伺いしたいと思います。

続きまして43ページ、6款、2項、林業費の15節、工事請負費の中の金額が大きいところ、季節労働者対策保育工事費の400万円の減額と、保育間伐工事費の717万2千円の減額についてもお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 山本議員のご質問にお答えいたします。議案書32ページ、農林業費道補助金の524万の減額でございますが、これは間伐工事でございます。うちの村の間伐工事の種類が大きく分けて3つございます。公共造林による間伐、これは年度当初概算払のような形で、後で清算するような間伐工事です。それから非公共間伐といって、これは使っても良いよという指令が来なければできない事業であります。3つ目が立木販売ということで、木の代金から事業費を差し引いて、差額を村の収入とするものです。

当初予定していました公共造林間伐という

のが、道の補助金が非常に厳しくてつかなくて、非公共の間伐がついたということで、この非公共の間伐については、必ず、切って丸太にしたものは決められた製材工場に出しなさいよというような決まりがございます。先ほども申し上げましたが、年度に入ってからすぐにはできる工事ではございませんので、その間、うちの村の造材業者は指令が出るまでの間空く形になりますので、立木販売に振り替えました。当然、その分で道の補助金が減額になり、524万7千円でございます。

支出で700万ほど減額になっているのもその関係で、支出も立木販売にしましたので当然減るということで減額になってございます。

それから43ページ、季節労働者の対策保育工事でございますが、毎年占冠村の勤労者企業組合が受け皿となって事業を行っておりましたが、解散して、事業の受け皿となる事業体がなくなったため、未実施ということで400万円の減額でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 農林課長、平岡卓君。

○農林課長（平岡 卓君） 山本議員のご質問にお答えいたします。議案書42ページをお願いいたします。6款、1項、6目、交流促進施設運営費の管理人賃金の80万円減額の件でございますけれども、議員のご指摘のとおり、双民館の管理人の雇上賃金でございます。双民館の管理人については、常駐的な管理人を探していたところでございますけれども、適任者が見つからなかったことから担当者による対応と、その都度の雇上をしたために不用額が生じたものでございます。

山本議員のご指摘のとおり、双民館には資料展示室もありまして、常駐的な管理人の配置が望ましいというのは私も思っているところでございますけれども、利用頻度等を総合的に勘案しまして、今年度は農業担当による

対応と、単発的な雇用による対応とすることになったというのが現状でございます。地域の拠点化としての機能、それから双珠別地区との兼ね合いもあるんですけども、現状、総合的に判断した中ではその視点には至ってなくて、現状の中での判断がこういった対応となってしまったということでもあります。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今の件は執行方針質疑か予算で議論していきたいと思いますので、分かりました。1点、室長にお聞きしたいんですけども、非公共伐採と立木販売の伐採、切り替えて立木販売の伐採にしたということですが、これは非公共伐採のほうが率というか、望ましいんですか。期間が開いてしまうのでそっちに切り替えたということですけども、1番良いのは公共造林で、最初にお金がついていいんだと思うんですけど、この公共造林、非公共造林、立木販売の順番で行くと公共造林が一番効率がいいというか、利益が出るのか、もう一度説明してください。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 山本議員のご質問にお答えします。まず、公共造林ですけども、これについては当初、間伐しても売れない山ということで切り捨てのようなものが多分主体だったんだろうと思います。それで、TPPについては先ほども申しましたけれども、できた丸太は使いなさいということですよ。私の考えでは、基本的に大きくなった木、使える木は木代金から事業費を差し引いて村に収入が入る方が山づくりのためには基本かなと思っております。どうしても木代金よりも事業費がかかるので補助金をかけて切ると。立木販売になれば木代金のほうが上だから余計な支出をしなくても村に収入が入ってくる

ということなので、私としてはできれば立木販売であれば補助金をもらわず、木代金だけで整備ができると。単費も支出しなくていいということで、これができれば一番いいのかなと思っております。

平成30年度は公共造林が非常に厳しかったので、特に地方自治体にはよく付かなかったんですが、TPPについては出てきた丸太を使いなさいということで、その次としては山に投げない分だけで、それは村のお金にもなりますのでいいだろうと。支出と収入を兼ね備えると立木販売でやるのが一番なのかなと私は思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 43ページの山本議員の質問と関連して、季節労働者の雇用対策保育工事費、残念ながら400万減額したということでもあります。400万については政策予算で、当時失業保険が改悪されて、雇用保険に変わった時に大幅に失業給付金が削減されました。それをかばうために何とか当時、林業や建設関係で働く人たちがほとんど夏場だけの仕事で、冬期になれば雇用保険をもらおうと、失業保険をもらおうということで生活をしていたわけですけども、それが大幅に削減されて生活できないと。こういうことが続けば出稼ぎに出ざるを得ない、この村を出なければ生活できない、こういうことがあって勤労者企業組合、中小企業組合法に基づく勤労者企業組合を設立して、そこに出資金を出せば村で政策予算として、そういった人たちに仕事を失業保険が雇用保険に変わった時に、その差額を、仕事を与えて支給するというところでやられた事業なんです。

残念ながら、今はスキー場すら働く人がい

なくなってきた、うちの村では冬期に遊んでいる労働者がほとんどいなくなっているという産業構造の変化に伴って、そういったことがうちの村では圧倒的に少なくなってきたという経緯があるわけです。このへんについては、基本的には勤労者企業組合をなくしてはだめだと思っていたんですけども、それぞれ関わっている人たちの中で議論して、企業組合をなくしていくと。ある場合は税金も納めなければならないものですからなくしたという経緯であります。

ただ、日本の景気がこういう状況で続くとは思えません。政策予算というのは常に一定程度用意しておいて、働く人たちの雇用や生活を安定させていくためには必要な事業です。このへんについては、うちの村は長年の歴史がありますから、当然、企業組合がなくなったから全く知りませんよということではなくて、景気が大幅に変わって今のような状況にならなくなった時には、いずれこういったものが復活していくという考え方をもう一方できちんと持たなければ、こういったことをやりませんと、400万円を削ったということではないと理解します。そのへんの考え方について、室長に聞くのも申し訳ないんですけども、村長の考え方があれば、伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 季節労働者対策にかかわる保育工事は議員のご指摘のとおり、政策予算ということで既に30余年の歴史を持つ政策予算でございます。残念ながら、労働環境、季節雇用の方々の冬期就労、それから当時は農業者の冬期就労も含めてさまざまな方々の就労の収入補てんと言いますか、働くことによる収入の確保の役割を果たしてきたということは私も承知しております。そういった意味では、占冠村におけるそういった環

境が出た時においては、村としてきちんと対応する政策だと位置づけておりますので、そういった状況を把握しながら今後も対処してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 32ページ、15款、道支出金の2項、道補助金、4目、農林業費道補助金の2節、林業補助金の未来へつなぐ森づくり推進事業補助金77万円の減額、それに関連して43ページ、6款、2項、林業費の19節、負担金、補助及び交付金の未来へつなぐ森づくり推進事業補助金の105万1千円の減額。これらの関連性を説明願います。

それから、38ページ、歳出で2款、1項、7目、企画費の14節、使用料及び賃借料の中のお試し住宅使用料30万円の減額ですね。これは使用料が少なかったということだと思いますけれども、何件を目標にして、何件使わなかったかという内容説明をお願いします。

40ページ、3款、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の13節、委託料、地域福祉計画策定支援業務委託料170万くらいの減額ですけれども、これはまだ策定中だと思うんですけれども、この委託料が減額になるということはどういうことなのか、説明をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。32ページ、農林業補助金の未来へつなぐ森づくり推進事業ですけれども、これは伐採した後に木を植えない未立木地、木を生やさない山が全道的に多くなって、これを解消するために、木を植え

てもらうために作った道の事業なんですね。これについては森林組合が事業主体としてやっています。最初に77万円の道補助金の減額ですけれども、これについては当初の予定よりも77万円減額だということで、森林組合から来たのでこれを道に申請して減額してきました。なおかつ、43ページの支出については事業を進めた結果、結局これだけ植え付け面積が減ったので減額するというので、事業の実施結果であります。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸。

○企画商工課長（三浦康幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。議案書38ページ、2款、1項、7目、企画費の14節、使用料、この中のお試し住宅の使用料減額の理由ということでございます。旧雇用促進住宅、そらリズムの1室を活用できないかということで予算付けさせていただきました。そらリズムの所有企業と協議させていただきまして、村の地域貢献のために家賃については無料で提供していただき、30万円は使わなかったという状況でございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 40ページの3款、1項、1目、社会福祉総務費の13節、委託料、地域福祉計画策定支援業務委託料173万7千円の減額内容ですが、地域福祉計画自体は福祉で発注しておりまして、計画書ができております。173万7千円分につきましては、その下位の計画になる、先般議員の皆様にもご説明させていただきました自殺対策の計画を自前で作成したことによりまして、経費についてはこの科目で一緒に見ていましたので減額となりました。

併せて歳入の32ページになりますが、15款、

2項、3目の衛生費道補助金、北海道地域自殺対策緊急強化推進事業補助金、これが当初計画で332万2千円を計上していたわけですが、福祉計画と自殺計画を同時に計画策定して委託発注した場合に採択になるということで、収入を見込んでいたわけですが、自前で作成したことによりまして、福祉計画策定分だけでは採択にならず、歳入で見ていた経費が減額されるという関連性がございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 38ページのお試し住宅使用料、そらリズムは分かりましたが、ちょっと暮らしも行っていきますね。これは駅前の楓でやっていると聞いておりますけれども、これに関しては何名ぐらいの利用があったかだけ、関連として説明願います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 正確な数字につきましては少々お時間をいただいて、回答させていただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 33ページの16款、財産収入の関係で、財産貸付収入で50万6千円の中で民間賃貸共同住宅等の貸付料が34万の減と、村営住宅給湯器の貸付料が16万6千円の減ということで、中身について、何件でいくら、給湯器だったらいくらという具体的なことを教えていただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。33ページ、16款、1項、1目、財産貸付収入の中の民間賃貸共同

住宅貸付料の34万円の減額からご説明申し上げます。上トマムにありますノースセラトマムの住宅でございまして、7月27日に1戸入居していたんですけれども、退去されたことによりまして8月から3月分の貸付料について減額しているものでございます。1か月につきまして4万2500円の8か月ということで34万円の減額となっております。

その下の村営住宅等給湯器貸付料でございます。当初予算で30万円を見込んでおりましたけれども、実際、現在貸付けを行っている件数が4件ということでございます。1か月あたりの貸付料につきましては、5千円ということでございます。ただし、月の途中でなればその分は日割りの計算ということになっております。今回、4件ということで減額の予算計上となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） ちょっと暮らしの平成30年度の実績でございますが、9組13名、述べ235日がちょっと暮らしの実績です。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

議案第8号、平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

議案第9号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号の件を

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

議案第10号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第3号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

議案第11号、平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

議案第12号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

---

## ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後3時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 31 年 4 月 4 日

占冠村議会議長                      相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員                      佐 野 一 紀

占冠村議会議員                      工 藤 國 忠



平成31年第1回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月8日（金曜日）

○議事日程

|        |          |  |                                                                 |
|--------|----------|--|-----------------------------------------------------------------|
|        |          |  | 議長開議宣言（午前10時）                                                   |
| 日程第 1  |          |  | 平成 31 年度村政執行方針及び教育行政執行方針                                        |
| 日程第 2  | 議案第 1 号  |  | 財産の無償貸付について                                                     |
| 日程第 3  | 議案第 2 号  |  | 占冠村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する<br>条例を制定することについて                    |
| 日程第 4  | 議案第 3 号  |  | 占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準<br>を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて      |
| 日程第 5  | 議案第 4 号  |  | 占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を<br>制定することについて                       |
| 日程第 6  | 議案第 5 号  |  | 占冠村一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例<br>の一部を改正する条例を制定することについて            |
| 日程第 7  | 議案第 6 号  |  | 占冠村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理<br>者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについ<br>て |
| 日程第 8  | 議案第 13 号 |  | 平成 31 年度占冠村一般会計予算                                               |
| 日程第 9  | 議案第 14 号 |  | 平成 31 年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算                                       |
| 日程第 10 | 議案第 15 号 |  | 平成 31 年度村立診療所特別会計予算                                             |
| 日程第 11 | 議案第 16 号 |  | 平成 31 年度占冠村簡易水道事業特別会計予算                                         |
| 日程第 12 | 議案第 17 号 |  | 平成 31 年度占冠村公共下水道事業特別会計予算                                        |
| 日程第 13 | 議案第 18 号 |  | 平成 31 年度占冠村介護保険特別会計予算                                           |
| 日程第 14 | 議案第 19 号 |  | 平成 31 年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算                                        |
| 日程第 15 | 議案第 20 号 |  | 平成 31 年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算                                        |

○出席議員（7人）

|    |     |           |     |     |           |
|----|-----|-----------|-----|-----|-----------|
| 議長 | 8 番 | 相 川 繁 治 君 | 副議長 | 1 番 | 工 藤 國 忠 君 |
|    | 3 番 | 大 谷 元 江 君 |     | 4 番 | 長谷川 耿 聰 君 |
|    | 5 番 | 山 本 敬 介 君 |     | 6 番 | 五十嵐 正 雄 君 |
|    | 7 番 | 佐 野 一 紀 君 |     |     |           |

○欠席議員（0人）

## ○出席説明員

(長部局)

|                 |         |                 |         |
|-----------------|---------|-----------------|---------|
| 占 冠 村 長         | 田 中 正 治 | 副 村 長           | 松 永 英 敬 |
| 会 計 管 理 者       | 伊 藤 俊 幸 | 総 務 課 長         | 多 田 淳 史 |
| 企 画 商 工 課 長     | 三 浦 康 幸 | 地 域 振 興 対 策 室 長 | 藤 田 尚 樹 |
| 農 林 課 長         | 平 岡 卓   | 林 業 振 興 室 長     | 今 野 良 彦 |
| 建 設 課 長         | 小 林 昌 弘 | 住 民 課 長         | 小 尾 雅 彦 |
| 福祉子育て支援課長       | 木 村 恭 美 | ト マ ム 支 所 長     | 平 川 満 彦 |
| 総 務 担 当 主 幹     | 阿 部 貴 裕 | 職 員 厚 生 担 当 主 幹 | 森 田 梅 代 |
| 財 務 担 当 主 幹     | 鈴 木 智 宏 | 企 画 担 当 係 長     | 佐々木 智 猛 |
| 商工観光担当係長        | 橘 佳 則   | 農 業 担 当 係 長     | 杉 岡 裕 二 |
| 林 業 振 興 室 主 幹   | 高 桑 浩   | 建 築 担 当 主 幹     | 嵯 峨 典 子 |
| 環 境 衛 生 担 当 主 幹 | 後 藤 義 和 | 戸 籍 担 当 係 長     | 竹 内 清 孝 |
| 国保医療担当主幹        | 上 島 早 苗 | 保 健 予 防 担 当 主 幹 | 岡 本 叔 子 |
| 村立占冠診療所主幹       | 小 瀬 敏 広 | 社 会 福 祉 担 当 係 長 | 野 原 大 樹 |
| 介 護 担 当 主 幹     | 細 川 明 美 | 子 育 て 支 援 室 主 幹 | 石 坂 勝 美 |

(教育委員会)

|             |         |                 |         |
|-------------|---------|-----------------|---------|
| 教 育 長       | 藤 本 武   | 教 育 次 長         | 合 田 幸   |
| 学校教育兼総務担当主幹 | 松 永 真 里 | 社 会 教 育 担 当 主 幹 | 蠣 崎 純 一 |

(農業委員会)

|         |       |
|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 平 岡 卓 |
|---------|-------|

(選挙管理委員会)

|       |         |
|-------|---------|
| 書 記 長 | 多 田 淳 史 |
|-------|---------|

(監査委員)

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 監 査 委 員 | 木 村 英 記 | 監 査 委 員 | 山 本 敬 介 |
| 事 務 局 長 | 岡 崎 至 可 |         |         |

## ○出席事務局職員

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岡 崎 至 可 | 主 事 | 久 保 璃 華 |
|---------|---------|-----|---------|

---

### ◎開議宣言

○議長（相川繁治君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

### ◎日程第1 村政執行方針

○議長（相川繁治君） 村長から平成31年度村政執行方針についての説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 平成31年度執行方針について申し上げます。お手元の資料1ページからになります。

I、はじめに。平成31年第1回占冠村議会議定例会の開会にあたり、村政執行に対する基本的な考えを申し上げます。最初に、去年は全国的に地震や台風、大雨など自然災害が多く発生し、中でも9月6日に発生した北海道胆振東部地震は、震度7を観測する全道的な災害となり、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

本村においては、災害に対する危機意識の高まりの中、本通・千歳・宮下行政区、トマム町内会において、住民自らの企画による防災訓練が行われました。住民が主体となって地域の安全を守るという村づくりに対する熱い思いが強く感じられる取組に深く感謝申し上げます。

占冠村長に就任し2年目を迎え、村民の皆様のご期待に十分応えきれていないのではとの不安を常に感じておりますが、さまざまな

機会を通じて皆様からのご意見やご助言をお伺いし、現状が少しでも良い方向へ向かうよう意識しながら、着実に各種の施策を前進させていくことが、自分に課せられた職責であると考えております。

国においては、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」からなる「新・三本の矢」を一体的に推進し、成長と分配の好循環を図るものとしております。しかし、本村のような中山間地域においては、これらの経済財政政策の成果が実感できない状況にあると感じています。

こうした中、本年10月に予定されている消費税率の引き上げや、経済に対する影響緩和のための施策が行われようとしており、村政運営にも大きな影響があるものと予想されますので、今後も動向を注視していかなければならないと考えております。

本村においては、「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、基本目標を定め、地方創生推進交付金を活用した人口減少対策等を図る事業展開を行ってきました。

今年度は、これらの成果等を含めた総括を行う中から、本村にとってより良い方向性を示し、今後の事業推進を図ってまいります。

また、村有リゾート施設の売却については、合意した内容で順調に処理しております。クラブメッド北海道トマムがリゾート施設の運営に参加し、星野リゾート トマムとの相乗効果により更なる活気を与えたことは、本村にとっても内外にアピールできる良い材料の一つであり、今後における地域経済との融合に結びつけたいと考えております。

集客力が大きくなった一方で、水資源やゴミ処理、救急医療問題などさまざまな課題も抱えており、事業者とは定期的な協議を行い

ながら、解決に向け努力してまいります。

こうした中、国の予算配分においては、景気対策や高齢化に伴う社会保障費の増加のほか、幼児教育の無償化などにより、一般会計は7年連続で過去最大を更新しました。地方交付税は地方税の増収を見込み、7年ぶりの増額となっておりますが、本村への影響が判断しづらい状況にあります。厳しい現状の中、必要なところへは予算配分し、効率化を図りつつ財政の健全化を保ってまいります。

Ⅱ、村政執行の基本方針。村政執行の基本政策として、大きく3本の公約を掲げさせていただき、実現のため鋭意努力を継続しているところであります。行政推進には、課題解決のための継続性と現状把握による見直し、情報発信が必要であり、これらのことを念頭に今後も職務に励んでまいり所存であります。

占冠村が大きな可能性を秘めた地域として発展していくために、将来を見据えた中で政策の前進を図ることが、結果的にめざす姿に近づくことにつながるものと考えています。

村政執行の基本姿勢として、次の事項を柱として進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1、持続可能な地域づくり。本村の特性を活かした地域づくりを進める上で、農業、林業、観光の基幹産業を中心として、経済循環が図られる取組が必要であるとの思いに変わりはありません。

基本となる農林業においては、農業に新たな芽が育ってきていると考えており、従来からの高齢化や後継者問題、新規就農といった課題について、新たな可能性が生まれつつある中、この動きを止めないように必要な支援を行ってまいります。

林業では、これまで進めてきた六次産業化の取組の継続と、課題としてきた事業体の育

成支援について、状況を精査し、より前進できる体制となるよう取り進めます。また、森林資源の多くを保有する国有林との連携は必要不可欠であり、森林整備推進協定の締結を検討してまいります。

観光では、トマムリゾートが順調に推移していることで、インバウンド（訪日外国人旅行者）をはじめとした観光客の増加が見込める状況が生まれており、それに伴う経済活動を地域経済とうまく融合させる取組が求められます。あわせて、従業員等の移住、定住の推進と地域コミュニティ環境の整備など集落対策も進めてまいります。

持続可能な地域づくりを達成するため、経済循環を高めていくことは簡単ではないと思いますが、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大など、可能な取組や支援を継続してまいります。

2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。地域医療の充実や福祉施策の拡充、高齢社会が進む中での介護支援、急病に対応できる救急医療、地域交通体系の確保と拡充など、村民が安心して暮らすための基盤は、いつでも誰もが享受できる体制が理想であると考えております。今後もこの理想に向けて住民ニーズに即した行政サービスができるよう努めてまいります。

北海道胆振東部地震にみられるように、いつ、どこで、どのような災害が発生するかわからない現状において、あらゆる災害を想定した防災対策を進めてまいります。

また、日常生活の中で地域づくりを進める活動として、地域協働ボランティア活動が定着し、地域力を高め、人々が地域で支え合う社会づくりが進んでいます。これらの活動に対し、今後も必要な支援をしてまいります。

3、未来を託す子どもの環境づくり。次代

を担う子どもたちが、元気で健全に育つ環境をつくることは、地域としての責任であると考えております。

子どもたちがいるところには、人が集まり活気が溢れます。少子化が社会問題となっている中、医療費助成や周産期医療、母子保健など、総合的に乳幼児から中等教育までの子育てを支援する環境整備が必要と考えており、将来に向けて子育てのイメージが描けるよう進めてまいります。

今年度は、占冠保育所の建設を予定しており、子育て環境のより良い進展を図ってまいります。また、女性が社会活動に参加しやすくするための子育て応援事業（1歳児預かり）を継続し、将来は0歳児保育をめざしたいと考えています。

学校教育においては、ICT教育の充実や公設塾の継続など、占冠村の特色ある教育を継続し、村で教育を受けたいと思える教育環境づくりをめざします。子どもたちが成長する過程で、国際感覚を養う教育や平和の尊さを学べる教育も引き続き進めてまいります。

Ⅲ、主な施策。第1、持続可能な地域づくり。1、未来を拓く村政。(1)総合計画。今年度は、新たに策定された第5次総合計画の初年度にあたります。本村の最上位の計画である本計画に基づき、村民が住み続けたいと思える村づくりをめざし、各種の施策を推進してまいります。

(2)保育所建設。占冠保育所新築工事については、構造材や仕上げ材に村有林材を活用し、温もりのある施設を建設します。暖房には村の間伐材を活用する薪ボイラーを導入し、木質エネルギーの地産地消を図ってまいります。

また、子育て世代への支援や保育ニーズの多様化に応えるため、子育て世代包括支援センター機能をもつ交流スペースを併設できる

新しい保育所を整備してまいります。

(3)集落対策。新たに集落支援員を配置し、村民の皆様と中央・占冠・双珠別、そしてトマム地区の地域特性を活かした集落対策方針及び計画の再点検に取り組みます。

また、トマム地域カフェやトマム給油所への支援を継続し、村民の皆様とともに考え、行動する協働の村づくりを進めます。

(4)地方創生。「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定した数値目標や、重要業績評価指標（KPI）の達成に向け、各種施策を推進しながら地方創生推進交付金を活用し、地域の特徴を活かした地域づくりを継続してまいります。また、地域課題の解決に向け、次期戦略の策定についても随時準備を進めてまいります。

## 2、経済循環が図られる基幹産業の振興。

(1)農業。環太平洋パートナーシップ協定（TPP11協定）、日EU経済連携協定（日EU・EPA協定）の発効など、農業を取り巻く環境は変革期を迎えています。

本村では、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などの課題を抱える中、新規就農者やUターン者の就農により多様な農畜産物の生産にも期待が寄せられています。国内政策を十分検討するとともに、地域の実情にあった農業政策により農業経営の安定化を進めてまいります。

①酪農・畜産。畜産経営安定化事業の延長など、酪農・畜産経営者の経営安定化を図るための支援施策を継続してまいります。

今年度、北海道が事業主体となる道営草地畜産基盤整備事業の調査設計が開始されます。哺育・育成センター整備のほか、串内牧場及び村内でも草地整備が計画されており、良質な粗飼料生産、作業効率の向上、労働負担の軽減が期待されることから、本事業を推進し

てまいります。

②畑作振興。農業振興事業により、施設整備等を希望する農業者への支援を継続してまいります。エゾシカ、ヒグマ、そして近年ではアライグマによる農作物被害が深刻な状況となっていることから、鳥獣被害防止総合対策事業等を継続するとともに、アライグマ捕獲専用の箱ワナを試験的に導入し、その効果と今後の対応について検討してまいります。

また、農業経営研究会が取り組む農産物の消費拡大イベント（収穫祭・夕市・村外での野菜販売）や直売所の取組を支援してまいります。

③担い手対策。昨年度、2戸3名の新規就農者を受け入れることができました。

近年は、Uターン者が親元で就農するなど、地域を支える人材が増えつつあります。農業振興事業や新規就農者等支援対策事業のほか、農業次世代人材投資事業などを活用し、経営安定化に向けた支援を継続してまいります。

(2)林業。森林が持つ多面的機能を発揮するため、主伐・植栽・除間伐といった森林資源の循環サイクルの構築による持続可能な森林整備を進めてまいります。さらに、森林から生産される木材など森の恵みの有効活用や、付加価値を高め雇用の創出をめざす林業に取り組みます。

①村有林の管理・経営。今年度は、新しい森林整備計画（5年ごとに作成する10年計画）の初年度にあたります。森林整備計画では、森林の持つ公益的機能の維持のほか、主に木材生産に取り組む区域を設定し、高齢級人工林の若返りのための主伐・再造林を進めます。また、若齢人工林の下刈や除間伐など計画的に森林整備を実施いたします。

天然林においても、老齢過熟木や更新障害木の多い林分の伐採などによる林内環境の適

正な管理と搬出される木材の活用方法について検討してまいります。森林整備に必要な路網整備についても引き続き実施してまいります。

昨年、恵庭市において狩猟による死亡事故が発生しました。引き続き猟区の管理に万全を期すとともに、捕獲技術安全講習会を開催し、狩猟・有害駆除における安全・安心の確保に努めます。

②私有林の育成支援。私有林の山づくりについては、富良野地区森林組合と連携した支援を継続するとともに、森林所有者の負担軽減を図るため「民有林振興造林事業」や「森づくり推進事業」を引き続き実施してまいります。

また、今年度に創設される森林環境譲与税を活用し、植栽後に森林整備が行われていない人工林を対象とした現況の把握と所有者の意向調査を実施し、私有林の山づくりにつなげていきたいと考えております。今後においても、森林環境譲与税を有効に活用できるよう関係機関などと協議を進めてまいります。

③林業事業体への支援。全道的に林業事業体の人材不足と高齢化が問題となっており、占冠村も同様に森林整備の担い手を確保することが大きな課題となっています。課題解決に向け、林業事業体への補助及び融資制度の活用や事業量の確保について、富良野地区森林組合と連携しながら進めてまいります。

また、林業従事者の人材育成事業や就労条件整備を図るため、各種福利厚生事業を引き続き実施してまいります。

④国有林との連携。本村の森林の90%を占める国有林との連携は、林業・林産業の発展にとって重要です。今年度は上川南部森林管理署と森林整備推進協定を締結し、施業団地の形成や共同土場の設置など、民国連携によ

る山づくりの検討を進めます。

⑤林業の六次産業化。木材のみならずエゾシカ・薪・メープルシロップなど森の恵みを生産から加工、販売まで一体的に扱うことにより付加価値を高め、森林へ還元するシステムの構築と林業六次産業化の取組を支援してまいります。また、ニニウ地区村有林において、イタヤカエデの植林によるメープルの森を造成し、将来の原料確保の取組を進めます。

(3)商工・観光・労働。①商工振興。村商工会と連携しながら、地域企業振興条例及び活力あるむらづくり対策条例の各種支援事業、融資に対する利子補給制度などを積極的に活用し、商工振興を進めてまいります。

②トマムリゾート。トマムリゾートは、夏季の雲海テラスや冬季のアイスヴィレッジなどの好調な集客、そして、平成29年度のクラブメッド北海道トマムの開業により、インバウンドを含め観光入込が増加しています。今後もリゾートとの定期協議などを通して各社や関係機関との連携を進め、リゾートの振興を推進してまいります。

③道の駅。インバウンドをはじめ好調な入込数を確保しております。今後も富良野・美瑛など道内有名観光地への要衝としての役割を担えるよう、NPO法人占冠・村づくり観光協会等と連携し、情報提供の充実、イメージキャラクターを活用した商品開発など、各種の満足度向上に資する施策を進めてまいります。

④湯の沢温泉。指定管理者の努力もあり、年ごとに宿泊客数も増加してきております。湯の沢温泉の優れた泉質は、村民の憩いと健康維持にも資する貴重な財産です。今後も、指定管理者と協議しながら、必要な設備の更新及び改修を行うとともに、利用促進に資する各種の施策を推進してまいります。

⑤体験型観光の推進。豊かな森林、赤岩青巖峡や鶴川、そして多様な動植物など、占冠村の森の恵みや自然環境を活用し、NPO法人占冠・村づくり観光協会等と協力しながら、年間を通じた体験型観光を推進してまいります。

⑥ニニウキャンプ場。ニニウキャンプ場の利用者数は、指定管理者が主催するイベントの実施などにより増加傾向にあります。今年度も施設内の整備を行い、利用者の確保に努めます。また、ニニウ地区の水源については、昨年度、量水器を設置して使用量調査を実施いたしました。今年度においても引き続き調査を行い、給水施設等の方向性を決定してまいります。

⑦労働。地域企業振興条例に定める人材育成事業等を活用し、村内企業の人材育成を進めるとともに、雇用支援事業等を活用し、村内の労働者の正規雇用化を推進してまいります。また、労働相談員を配置し、関係機関と連携を図りながら労働相談体制を確保してまいります。

(4)新エネルギーの推進。地域材利用推進方針や公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、今年度建設する占冠保育所に薪ボイラーを導入いたします。また、林業六次産業化の取組により地域資源を活用するなど、新エネルギーの推進に向け先進事例の情報収集や各種補助事業制度の把握に努めてまいります。

3、地域特性を活かした集落対策、移住・定住・関係人口の拡大。(1)移住・定住。具体的な移住希望の相談が増加しており、継続して実施している成果が実を結んできております。引き続き地域の特性を活かしながら、村外からの移住、関係人口拡大への取組、定住政策を継続し、人口減少社会への対応を図ってまいります。トマム地区においては、クラ

イミング体験や住民ワークショップなどにより移住者等を地域へ受入れるための体制づくりを進めてまいります。

(2) しむかつぷ・村づくり寄附金。昨年度と比較すると寄附金額は減少いたしましたが、新たに返礼品を追加し、好評をいただいております。今年度も新たな返礼品の検討を進め、引き続き占冠村のPRと農林業、観光振興を図ってまいります。

第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。1、暮らしの基盤づくり。(1)道路改築。村道の改良・整備は、村道トマム南1線の改良舗装工事を実施いたします。また、村道双珠別線の側溝整備を行い、村道の改良・整備を進め、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

(2)村営住宅。例年、社会資本整備総合交付金を活用した住宅整備を進めておりますが、今年度は川添団地（1棟4戸）解体工事、第2美園団地（2棟4戸）の玄関ポーチ柱改修工事を実施してまいります。

村営住宅の修繕は、状況を確認し実施しておりますが、引き続き入居者からの要望に適宜対応してまいります。

(3)上下水道。簡易水道事業は、水道施設整備国庫補助事業を継続し、今年度は、占冠浄水場機械電気更新工事を実施いたします。

適切な維持管理を行い、安全で安心、安定した水道水の供給に努めてまいります。個別排水処理施設整備事業は、下水道処理区域外における快適な生活環境保持のため、合併浄化槽3基を設置いたします。

(4)環境衛生。今年度は、最終処分場整備に向け、生活環境影響調査、最終処分場基本計画、基本設計等を実施いたします。

一般ごみの中に食べ残しや未開封と思われる食品、資源ごみの混入が多く見られること

から、ごみの分別マニュアルの作成、村広報やホームページなどで周知を行いごみの抑制・減量化を推進してまいります。

(5)地域交通。村営バストマム線の車両は、老朽化により維持修繕費が年々増加していることから更新をいたします。予約型乗合タクシーは、今年度より受付・運行時間を8時から17時30分までに延長し、運用してまいります。

また、上トマムから村営バス富良野線への接続車両を週1回運行し、上トマムから富良野方向への通院等の交通手段の確保に努めるとともに、地域の交通機関についての情報提供を行ってまいります。

(6)地域協働への取組。ボランティア団体等による住民の自主的な地域活動が求められています。住民活動推進事業の活用などを通してそれらの活動を支援しながら、安心して健やかに暮らせる村づくりをめざしてまいります。

また、有償ボランティア団体「ファミリーサポートセンター・しむかつぷ」は、地域での困りごとを解決するとともに社会参加できる場として、更には自らの健康維持にもつながることから、引き続き事業の補助を行ってまいります。

(7)防災対策。平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、隣接するむかわ町、厚真町、安平町において甚大な被害が生じ、あわせて北海道全域で長時間の停電となりました。

この災害を教訓に、これまでの備えだけではなく、新たな対応も求められることから、防災力、減災力の強化を図るため、引き続き自主防災組織の設置支援と備蓄物資の計画的な整備、各避難所への分散備蓄を実施してまいります。



また、今年度において「占冠村ハザードマップ」及び「占冠村防災ハンドブック」を更新いたします。村民の安全と減災に向けた防災意識の啓発を行うとともに、災害時行動の再確認を行い、「自助・共助・公助」による取組を村民の皆様とともに進めてまいります。

2、地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策。(1)高齢者福祉。高齢者の方が、住み慣れたこの村で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」を推進してまいります。

また、地域支援事業として昨年度から中央地区・占冠地区・トمام地区・双珠別地区の4か所で「手しごとカフェ」を実施しております。引き続き地域住民が集う場の充実に努めてまいります。

小規模多機能型居宅介護施設は、村唯一の介護施設であることから、占冠村社会福祉協議会と連携を密にして、持続可能な施設運営に努め、地域に密着した在宅介護サービスの提供を行ってまいります。

(2)障がい者福祉。「第2期障がい者計画」に基づき、「一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことのできるむら」を基本理念として、誰もが暮らしやすい村づくりを推進してまいります。

支援等につきましては、サービスの利用促進を図るため、人工透析患者の通院支援や障がい者（児）通所等に係る交通費助成、福祉ハイヤー乗車券給付等の村独自サービスを継続してまいります。

(3)地域福祉。支援を必要とするあらゆる村民の皆様に対して、助け合い、支え合いができていく地域として、福祉意識の高揚を図ることが重要であります。このため、福祉分野の上位計画として位置づけられた「占冠村第1期地域福祉計画」に基づき、包括的な支援

を推進することで、より適切な支援やサービスを提供する仕組みの構築と、村民・団体・事業者、社会福祉協議会等が連携し、心通い合う地域福祉の実現に向けて取り組んでまいります。

(4)保健・医療。地域住民が自らの健康と健全な生活を維持していくために、保健師や栄養士が健康維持と生活改善に向け、個人・家族・地域に直接かつ適切な保健指導を積極的に行ってまいります。

国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業並びに医療機関と連携し、各種検診や保健指導等を継続して実施いたします。

母子保健に関しては、妊産婦一般健康診査に加え、昨年度より事業開始した妊産婦安心出産支援事業の助成継続、助産師と保健師の個別訪問などを行い、妊産婦から乳幼児に対する切れ目のない母子保健対策を推進してまいります。

子育て支援策では、医療費の無償化を継続し、保護者の負担軽減を図ってまいります。国民健康保険事業については、昨年度より運営主体が市町村から都道府県に移行しております。今年度も医療費の適正化に向けた健康づくりの取組や健康診査及び健全な事業運営、並びに保険税の負担を軽減する対策を検討してまいります。

村立診療所・歯科診療所については、村民の皆様の健康維持のため、福祉及び介護との連携を深めながら、引き続き運営の充実に努めてまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。1、子育て支援環境の整備。現在実施している子育て相談を更に充実するため、2020年度の設置をめざし、子育て世代包括支援センター開設の準備を進めてまいります。

国が行う保育料の無償化に合わせ、保育料

の見直しを行うとともに、保育士の研修会等への参加や、療育支援活動を継続してまいります。

女性の社会進出を子育て面からサポートするため、一時預かりや延長保育、放課後学童クラブなど各種施策についてサービス水準を維持し実施してまいります。

2、多様化する教育環境に対応した体制整備。多様な社会環境に対応できる力を育み、学ぶ意欲を引き出すための体制整備として、社会教育活動への支援、村内全校への電子黒板の配置などICT環境の整備充実及び「公設塾ステップアップサポートゼミ」の継続など、教育委員会と連携し、魅力ある教育環境整備に取り組んでまいります。

3、特色ある教育。本村では、1989年から国際化に対応する人材教育の一環として、アスペン市との中学生短期交換留学を実施しています。

また、平和の村宣言を具現化する取組として平和体験学習が実施されています。あわせて、すべての学校がコミュニティ・スクールとして活動していることから、地域資源を活用し、村の魅力を発見していく教育を展開するため、今後も支援を継続してまいります。

また、2021年にアスペン市との姉妹都市提携30周年を迎えることから、記念事業に向けた検討も進めてまいります。

IV、行財政の概要。1、行財政の運営。持続可能な地域づくりを進めるため、事務事業の効率化の推進、職員の意識改革や政策形成能力の向上など、高度化、多様化する住民ニーズに対応できる能力を備えていかなければなりません。

昨年度、役場組織機構を見直しましたが、常に住民にとってわかりやすく、住民サービスの向上が図られる効率的な組織機構をめざ

し、適正な人員を確保してまいります。専門的知識や技術、資格、経験を要する業務等については、会計年度任用職員制度の活用を検討するとともに、臨時的任用職員、嘱託職員等の任用方法の見直しを図ります。

財政面においても、現下の厳しい財政状況を踏まえ、計画的かつ効率的に事業を推進し、村税の収納率向上、村有財産の適切な運用など、多様な手法により自主財源の確保を積極的に図るとともに、経常経費の節減に努めてまいります。

また、占冠村総合計画を基本とした「財政推計」が平成31年度で終期を迎えることから、新たな「財政推計」を策定し、引き続き「歳入に見合った歳出」を基本として、必要な事業については、確実に実施しながら、持続可能な財政運営を進めてまいります。

2、平成31年度の一般会計、特別会計の概要。平成31年度占冠村一般会計及び各特別会計予算案の概要を申し上げます。提案いたします予算規模は、一般会計29億5900万円、国民健康保険事業特別会計1億5200万円、村立診療所特別会計8700万円、簡易水道事業特別会計1億1150万円、公共下水道事業特別会計1億410万円、介護保険特別会計1億1090万円、後期高齢者医療特別会計1780万円、歯科診療所事業特別会計2100万円、8会計合わせて35億6330万円であります。

前年度と比較しますと、一般会計4億3100万円、17.05%、特別会計マイナス1380万円、マイナス2.23%、全会計では4億1720万円、13.26%の増であり、全体で前年比13.26%の増額となっております。

本年度の予算編成の考え方としましては、国の地方財政計画において、地方交付税の増額が見込まれるものの、村税の増収に伴う、基準財政収入額の増加による減額を見込み、

地方交付税の総額は前年比マイナス 2.36%で計上しております。

歳出においては、歳入に見合った事業を選択し、保育所建設事業を中心に特定財源を確保しながら、新規普通建設事業等を抑制しています。また、補助金等の財源不足を補うため、財政調整基金及び特定目的基金の繰入金により、財源不足の補完を行っております。

歳入の村税は、リゾート関連施設の新設、売却による増加等により前年比 7.04%の増額を予定しております。地方交付税は、普通交付税が 2.80%の減額、特別交付税は前年比 1.69%増額で計上しております。

繰入金は、財政調整基金で 2 億 1133 万 3 千円、特定目的基金は 11 基金で 2 億 6554 万 9 千円の繰入で 12.81%の増額計上としております。

村債は、村道、保育所建設事業などの過疎対策事業債、防災関連事業などの緊急防災・減災事業債等を計上し、前年比 220.65%の増額となっています。

歳出を性質別にみますと、人件費は 3.69%の増額、物件費は 1.35%の減額、維持補修費 3.08%の増額、扶助費 0.33%の減額、補助費等は 2.16%の減額となっております。

公債費は、臨時財政対策債の償還が開始されていることにより、4.22%増額、繰出金は、介護保険、簡易水道事業、下水道事業特別会計への繰出金が増加し、全体で 3.81%の増額となっております。

平成 30 年度末見込みの基金残高は、財政調整基金 7 億 6775 万円、特定目的基金は 6 億 1323 万 6 千円を見込み、引き続き基金への積立を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

次に特別会計について、説明いたします。今年度は、簡易水道事業、介護保険、歯科診

療所事業の 3 特別会計で増額となっていますが、その他特別会計は、減額となっています。

特別会計においても、所要の経費の削減を図りながら、基金への積立を行い、健全な事業運営を進めてまいります。

V、むすびに。以上、平成 31 年度の村政執行にあたりまして、基本方針及び主な施策について申し上げました。日本が元気になるためには、地方創生が起爆剤になるとされ、さまざまな規制改革や権限移譲、行財政改革などが行われましたが、地方に暮らすものとして実感できる環境にはなっていないと感じています。

しかし、自ら考え、提案することで地域を発展させようとする取組みが全国で進められています。本村においても将来目標を定め、各種の取組を進めているところです。村民の皆様と意思を共有しながら、今後も村づくりを進めてまいりたいと考えております。

新たな総合計画のもと、占冠村の向かう方向を議会、村民の皆様とともに共有し、行政運営を進めてまいります。

行政を進めるうえで役場の果たすべき役割は重要であり、村民の皆様信頼されるものでなければならないと考えます。村民に軸足をおき、職員とともに頑張るまいりますのでよろしくお願いいたします。

占冠村がこれまで培ってきた資源や財産を受け継ぎ、守り育てていくことで、すべての村民が報われる社会をめざし、「生まれて良かった」、「育ってよかった」、「暮らしてよかった」そして「住み続けたい」と思える村づくりのため、これからも努力してまいります。

村議会議員の皆様並びに村民の皆様の、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成 31 年 3 月 7 日、占冠村長、田中正治。

---

## ◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（相川繁治君） 引き続き、教育長から平成31年度教育行政執行方針についての説明を求めます。

教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいま議長のお許しをいただきましたので平成31年度の教育行政執行方針について申し上げます。1ページをお開きください。

1、はじめに。平成31年第1回占冠村議定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

人生100年時代の到来と言われる今、生涯にわたって質の高い学びを重ね、新たな価値を生み出し、輝き続ける力をどのように身に付けていくか、教育のあるべき姿が大きく変わろうとしています。

現在、我が国では、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が急速に変化する時代を迎えています。また、あらゆるものがインターネットにつながる社会が一層進展し、ビッグデータや人工知能(AI)の進化により、現在人間が行っているさまざまな仕事が機械により代替されるなど、世界を取り巻く環境の変化も一層加速していくものと予想されています。

こうした中で、全ての子どもたちが、自らの個性を発揮し、自信を持って自らの未来を切り拓くためには、志や創造性を育み、主体的な学びや多様な人々との協働を通じて、一人ひとりの可能性やチャンスを最大化する事を教育施策の中心に据えて取り組んでまいりたいと考えております。

学校教育においては、「社会に開かれた教育

課程」の実現をめざした学習指導要領の改訂等、戦後最大の改革期を迎え、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校・地域が共有し、子どもたちが未来を切り拓くための資質や能力を身に付けることが求められています。また、学校における働き方改革等の今日取り組むべき課題についても適切に対応するとともに、防犯や交通安全等の安全教育を推進し、子どもたちの学習・生活の場である学校施設の安全確保に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、村民一人ひとりが生きがいと潤いのある人生を過ごすため、いかに時代が変化しようとも、生涯を通じて自由に学習機会を選択して学び、その成果を地域の発展や社会参加活動に生かすことができる環境づくりを進めてまいります。また、子どもたちの成長を支えていくために、学校・家庭・地域・行政が連携・協働する組織的・継続的な仕組みを、より一層充実させてまいります。以下、今年度の主要な施策について申し上げます。

2、学校教育の充実。学校教育の充実につきましては、平成32年度から実施される新学習指導要領を見据え、確かな学力と豊かな感性に基づいた情操と道徳、たくましく生きるための健康や体力を備え、夢や希望をもち、社会の変化に適切かつ主体的に対応できる児童生徒の育成に努めてまいります。

そのために、創意にあふれ特色ある教育課程を創造し、小・中学校の緊密な連携のもとに、各学校において総合力を結集した教育実践を積み上げるとともに、より信頼され、より開かれた学校づくりを推進してまいります。

また、次世代を担う子どもたちにとって必要な「生きる力」を支える確かな学力・豊かな

な心・健やかな体の調和を図りながら、子どもたちの個性や可能性が発揮され、一人ひとりを大切にした信頼される学校教育を推進するとともに、保育所・小学校・中学校と家庭・地域が連携し、地域社会が一体となって0歳から15歳までの子どもの育ちを支える教育の連携を推進してまいります。

学校施設の整備につきましては、児童生徒が学ぶ意欲を高め、安全で心豊かな学校生活を送ることができるように、引き続き教育環境の整備を進めてまいります。

(1)確かな学力の育成。「確かな学力」を育む教育の推進につきましては、教職員の授業力を向上させ、児童生徒に対する「わかる授業」を実践するほか、小・中学校が連携して取り組む授業の充実を図るとともに、新学習指導要領を踏まえた小・中学校における「主体的・対話的で深い学び」や「言語能力の確実な育成」の実現のため、授業研究や校内研究体制の充実・強化を推進します。

小・中学校において、子どもが身に付けるべき資質や能力を確実に育むため、児童生徒の学力や学習状況の把握・分析を行いながら、主体的学びを重視する義務教育9年間を見通した一貫性のある授業改善を実現させるとともに、小学校高学年教科担任制や中学校教員による小学校への乗り入れ授業などを効果的に実施し、小・中学校間の円滑な接続を図ることにより学習環境の充実に努めてまいります。

また、各学校に配置したICT機器を各教科等の学習活動に活用し、児童生徒の情報活用能力の育成に努めてまいります。

英語教育については、各学校への英語指導助手の派遣による生きた英語学習の環境づくりを推進するとともに、教員の小・中学校への乗り入れ授業の実施や授業モデルづくりの

実践を進め、小・中学校の一貫した学びを重視した英語教育の一層の充実に努めます。

(2)豊かな心の育成。豊かな心とは、美しいものに感動し、常に生きることの喜びと感謝の気持ちに満ち、明るく、前向きに、たくましく生きようとする心であり、自分を大事にすると同時に他者を思いやる心でもあります。

「豊かな心の育成」については、生命を尊ぶとともに、してはならないことはしないといった倫理意識などの確立のため、学校生活においても地域社会や家庭との緊密な連携を取りながら総合学習や道徳の授業などで地域教材を積極的に活用し、「ふるさと占冠」に自信と誇りをもつことができる児童生徒を育成してまいります。

また、学校不適應や不登校児童生徒、問題行動などへの対応のためスクールカウンセラー等、専門家による教育相談機能を充実させるほか、小中連携の取組などにより、学校における諸課題の解決に取り組んでまいります。

(3)健やかな体の育成。「健やかな体」を育む教育の推進につきましては、児童生徒の体力向上や運動習慣の定着に向けた取組を進めるとともに、学校保健活動や健康教育の推進「自分の健康は自分で責任をもつ」という意識の醸成につなげてまいります。また、教員の体育の授業力向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者等の活用により、体育活動の充実に努めるほか、心身の健康保持増進のため、各種健診を行い事後指導の充実に努めます。

(4)地域とともに歩む学校づくりの推進。家庭・地域と協働した学校経営の推進については、保護者や地域とともに子どもを育み、各学校において自己評価、学校関係者による学

校評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果を活用し継続的に学校運営の改善を進めてまいります。また、地域と学校の連携強化のため、教育振興とコミュニティ・スクールを融合させながら取組を強化してまいります。

地域の住民が、授業や学校行事を通じて、子どもたちと交流できる場となるよう努めるとともに、生活科や総合的な学習の時間などを活用して地域の方にゲストティチャーとして子どもと関わっていただき、ともに活動し、ともに学ぶ機会を取り入れてまいります。また、子どもが地域行事に参加したり、参画することを通して、地域の方とのふれ合いを密にし、占冠村の文化を継承、開発、発展させることができるように、各学校へ働きかけていくことで、地域全体で子どもたちを育む「地域とともにある学校」をめざしてまいります。

(5)就学機会への支援。児童生徒の保護者に対する経済的支援については、教育の機会均等にのっとり、就学援助費の支給とともに通学バス利用者補助、上級学校に進学する生徒に対する無利子の奨学資金貸付事業を引き続き行い、家庭の教育費負担を軽減する施策を推進してまいります。

3、社会教育の充実。一人ひとりが生き生きと自己実現を図りながら、その学習成果を活用して、社会参画するといった個人の自立や地域社会の共助に向けた取組を推進し、家庭と地域の豊かなつながりの中で、親子の育ちを支援するとともに、学びを通じた地域コミュニティの活性化を図り、地域の教育力を高めてまいります。

さらに、「第7次社会教育中長期計画」を踏まえ、「だれもが、一緒に学び、考え、つながる」生涯学習の構築を基本に、地域の人材や

学習環境等を有効活用しながら、村民の皆様にも多様な学習機会を提供してまいります。

社会教育の充実については、少子高齢化や年齢別の人口構成の変化は本村においても例外ではなく、加えて就業場所や労働時間などの雇用環境の変化は、地域や家庭における生活習慣にも大きな影響を及ぼしております。

住みよいまちづくりのためには、村民一人ひとりが地域社会の一員として、意欲をもって、前向きにさまざまな課題や困難に向き合い、解決し、より良い社会づくりに取り組むことのできる心と力を養うことが重要と考えます。そのために、生涯学習の理念を基本とし、進んで教養を身に付け、自らを律し、価値観の変化や時代の流れを適切に読み解き対応できる力を高め、「住みたくなるまち」「人」づくりをめざしてまいります。

(1)家庭教育の推進。家庭は子どもたちの健やかな成長の基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発点でもあります。一方、近年、都市化や情報化の進展、労働状況の変化、地域とのつながりの希薄化など家庭を取り巻く状況が変化し、核家族化といった家族の形態も変化しています。

また、個人の価値観やライフスタイルの変化も一層進行しています。そのような状況の中で、子育てに関わる悩みも多様化し、保護者が子育ての悩みを気軽に相談する機会や日常的にそばで見守ってくれる人が減るなど環境が変化しております。今後も更に現状に対応した、社会全体で家庭教育を支援する方策を考える必要が高まってきております。

こうした現状を踏まえ、小・中学校と連携しながら地域における交流や家庭教育等に関する学習づくりの機会などを進め、地域社会全体で子どもたちの学びや育ちを支える環境づくりを推進するとともに、小学校において

は就学時健康相談、中学校においては入学説明会等で、保護者を対象とした普及啓発紙の配付などを通して、家庭教育の重要性を認識していただくよう推進、啓発を行ってまいります。

(2)生き生きと学ぶ生涯学習の推進。全ての人が生涯を通じて自ら人生を設計し、学び続け、学んだことを活かして活躍できる社会の構築を基本理念とし、村内公民館施設等の有効活用や学習機会の充実に努め、「だれもが、一緒に学び、考え、つながる」生涯学習社会の形成に向けて取り組んでまいります。さらに、指導者の発掘による生涯学習の推進を図るとともに、従来の個人単位とした学習活動の支援から、協働社会の構築が必要とされる今、個人の学習成果を地域社会に還元する可能性を見だし、より豊かで充実した生涯学習のあり方を追求・推進してまいります。

公民館図書室は、教養・文化・生涯学習の資料や情報を提供する知の拠点として、地域住民の読書活動を推進し、誰もが利用しやすい施設をめざしてまいります。

(3)芸術・文化の振興。芸術・文化は、心に潤いを与え、人間らしく暮らしていくうえでなくてはならないものです。村民一人ひとりが郷土の歴史や文化を知ることにより、自分が暮らし、自分を育んでくれたまちへの愛着や誇りを持ち、郷土の歴史や文化を大切にする心が醸成されます。

先人から引き継いだ文化を大切に保存し、次世代に伝えていくと同時に、歴史と文化をまちづくりの貴重な財産として活用し、村民の皆様が身近な場所で、喜びや感動を味わうことができるように、村内の貴重な文化を鑑賞できる機会の充実に努めるとともに、古くから受け継がれてきた伝統文化を次世代に引き継いでいく取組を支援してまいります。

(4)スポーツの振興。人々は知的・精神的営みによるこびを見いだす一方、身体的な豊かさ、充実といった側面で、スポーツ活動は日々の生活に潤いと生きがいを求めています。

村民の皆様が、スポーツ活動を通して健康な身体と豊かな心を育み、人間関係づくり、地域づくりに役立てることは、明るく生きがいに満ちた生活を送るうえでも欠くことができません。こうした視点から、誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めます。

スポーツは、健康づくりや競技力の向上にとどまらず、生きがいの創出や青少年の健全育成、更には仲間づくりやコミュニティの活性化などの効果が期待されます。村民の皆様がさまざまなかたちでスポーツに親しむことができるよう、ニーズにあったスポーツ教室の実施や指導者の養成、学校体育施設の開放など村民スポーツ活動を推進します。

(5)社会教育施設の充実。村民一人ひとりが地域社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習活動を支援する具体的施策と社会教育施設の充実、効果的な活用の方策を検討することが必要です。

公民館をはじめとする社会教育施設では、プログラムの提供と、その活用が進んでいますが、村民の学習ニーズは多様化しており、適切に対応していくためには、施設機能等の一層の充実を図る必要があります。

これまで、一定の整備を図ってまいりましたが、村民が安心・安全に利用できるように、既存施設の維持・管理・利用しやすい制度づくりなど、効率的な運営に努めるとともに社会教育施設の設定備品・建物等を適切に

保全し、利便性の維持向上に努めてまいります。

４、むすびに。以上、平成31年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。村民の皆様が自主的な活動を通して、生涯にわたり健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、また、新しい時代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、将来にわたり夢を持ち、健康で健やかに生活できるよう、関係機関と連携し、職員とともに全力で教育行政の推進に取り組んでまいります。

今後とも、村民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。平成31年３月７日、占冠村教育委員会。

○議長（相川繁治君） 以上で執行方針の説明を終わります。ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎日程第２ 議案第１号から日程第７ 議案第６号

○議長（相川繁治君） 日程第２、議案第１号、財産の無償の貸付けについての件から、日程第７、議案第６号、占冠村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、６件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第１号、議案第２号については総務課長、多田淳史。

○総務課長（多田淳史君） 議案書の11ページをお願いいたします。議案第１号、財産の

無償貸付についてご説明を申し上げます。本件は、平成25年度及び平成26年度から占冠村木質バイオマス生産組合に無償で貸し付けていた下記の土地、建物及び物品について継続して無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第１項第６号の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

内容について申し上げます。無償で貸し付ける財産の所在等について。土地は、勇払郡占冠村字シムカブ原野48番６の内、面積、5031.25平方メートル。建物は、勇払郡占冠村字シムカブ原野48番６、木造造り平屋建て４棟、床面積304.7平方メートル。物品については、油圧ショベルグラップルソー仕様１台、ミニホイールローダーパレットホーク仕様１台、薪割機１台、簡易製材機１台、コンプレッサー１台でございます。

無償貸付の目的は、本財産の貸付けにより木質バイオマス燃料の製造・製材・供給を安定的に行うことにより、木質バイオマスエネルギー及び地域材の利用促進を図り、地域資源の地産地消を図ることを目的とするものでございます。無償貸付の相手方は、勇払郡占冠村字シムカブ原野48番６、一般社団法人占冠村木質バイオマス生産組合。無償貸付の期間は、貸付契約締結の日から平成36年３月31日まででございます。以上で議案第１号の説明を終わります。

続きまして13ページをお願いいたします。議案第２号、占冠村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、学校教育法の改正による専門職大学制度の創設に伴い、引用条文等の整理を行うものでございます。内容は、専門職大学及び専門職短期大学に係る規定が加わることによりまして、構成に変更が生じることから、引用箇所改



正をするものでございます。施行期日は平成31年4月1日からとさせていただきます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第3号については福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書15ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。提案の理由の説明を申し上げます。学校教育法の改正に伴い、平成31年4月施行の専門職大学の創設に伴う放課後児童支援員の基礎資格の基準改正により、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございます。創設される専門職大学の取扱いを踏まえ、支援員の基礎資格に専門職大学の前期課程を修了した者を追加するものでございます。施行期日です。この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げますので、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） 次に議案第4号については住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書17ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由のご説明をいたします。改正理由でございますが、本条例の附則で定めていた事項を削りまして、国が実施する事業の無料クーポン配布対象者の受診料を免除する条項及び節目となる年齢を定め、健診の受診料を免除する条項を新たに追加いたします。併せて、別表に掲げる検査に新たな項目を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容ですが、健診の受診を促進するために国が実施する事業の無料クーポン配布対象者の子宮頸がん検診、乳がん検診の受信料の免除。節目となる年齢、節目年齢と言いますが、40歳から100歳までの5歳ごとの年齢を節目年齢と定めて検診を受診する年度におきまして、満年齢が節目年齢に達した者の肝炎検査の受診料を免除することができる条文を新たに追加して、別表に掲げる検査の種類に後期高齢者健康診査、肺がん検診、結核検診、エキノコックス症検査を追加し、受信料を定めるものでございます。施行期日につきましては平成31年4月1日からの施行といたします。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に議案第5号、議案第6号については建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書19ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は学校教育法の一部改正に伴い、占冠村一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正するものでございます。

概要についてご説明申し上げます。学校教育法の一部改正による専門職大学の制度化に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において、技術管理者等の資格要件に専門職大学に関する規定が追加されるため、所要の改正を行うものでございます。この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして21ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

てご説明申し上げます。本件は学校教育法の一部改正に伴い、占冠村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正するものでございます。

概要についてご説明申し上げます。学校教育法の一部改正による専門職大学の制度化に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則において敷設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、専門職大学に関する規定が追加されるため改正を行うものでございます。併せて、技術士法の改正に伴う技術士試験の選択科目の見直しにより、所要の改正を行うものでございます。この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。若干時間が早いんですけれども、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎日程第8 議案第13号から日程第15 議案第20号

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案書第13号、平成31年度占冠村一般会計予算の件から日程第15、議案第20号、平成31年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。議案第13号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案第13号、平成31年度占冠村一般会計及び各特別会計予算書でご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。議案第13号、平成31年度占冠村一般会計予算についてご説明

を申し上げます。この度提案いたします占冠村一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ29億5900万円にしようとするものと、地方自治法第214条の規定による債務負担行為2件、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定9件でございます。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8億円と定めるものでございます。

以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。予算書11ページをお願いいたします。1款、1項、村民税は1目、個人村民税におきまして均等割、所得割の若干の増加を見込みまして前年対比210万8千円増の5338万1千円の計上。2目、法人村民税においては法人税割の増額によりまして前年より645万9千円増額で4633万4千円の計上となりまして、村民税総額で856万7千円増の9971万5千円の計上でございます。

1款、2項、1目、固定資産税においては前年度より1544万6千円増の2億3368万9千円の計上でございます。12ページをお願いいたします。2目、固有資産等所在市町村交付金は1154万7千円の計上で、固定資産税総額で1544万7千円増の2億4523万6千円でございます。

1款、3項、1目、軽自動車税は前年比20万7千円減の251万3千円で、13ページ、2目、環境性能割は本年10月から創設されるもので10万円を計上しまして、軽自動車税総額で10万7千円減の合計216万3千円でございます。

13ページ中段の1款、4項、村たばこ税において前年実績を勘案しまして65万2千円減の616万2千円の計上でございます。

2款、1項、地方揮発油譲与税は前年比較10万円減の910万円の計上です。

14ページをお願いいたします。2款、2項、

自動車重量譲与税は前年同額の2200万円の計上です。

3款、1項、利子割交付金は20万円。

4款、1項、配当割交付金は30万円の計上でございます。

15ページをお願いいたします。15款、1項、株式等譲渡所得割交付金は前年比較5万円増の20万円でございます。

6款、1項、地方消費税交付金は前年比100万円減の2300万円の計上。

7款、1項、環境性能割交付金は本年10月に廃止される自動車取得税に代わり創設されるもので250万円の増額でございます。

8款、1項、自動車取得税交付金は前年比250万円減の250万円。

16ページをお願いいたします。9款、1項、地方特例交付金は30万円でございます。

10款、1項、地方交付税については普通交付税で10億4千万円の計上。特別交付税においては1億2千万円を計上し、地方交付税総額で11億6千万円の計上でございます。

11款、1項、交通安全対策特別交付金は1千円でございます。

12款、1項、教育負担金は2万3千円です。

17ページ、2項、分担金、農業分担金は260万円と皆増でございます。

13款、1項、使用料におきまして1目、総務使用料から18ページ、8目、教育使用料までは記載のとおりとなりまして、前年比233万6千円増で、合計で5043万8千円の計上でございます。

13款、2項、手数料は1目、総務手数料から3目、農林業手数料までで73万1千円の計上でございます。

19ページをお願いいたします。14款、1項、国庫負担金は民生費国庫負担金で111万4千円増の3082万6千円の計上です。

14款、2項、国庫補助金におきまして1目、総務費国庫補助金から6目、教育費国庫補助金で2597万3千円の増額で6340万円の計上でございます。

20ページをお願いいたします。14款、3項、委託金におきましては1目、総務費委託金及び2目、民生費委託金までで370万4千円増額の515万円の計上でございます。

15款、1項、道負担金は前年比252万2千円増の2270万1千円。

21ページをお願いいたします。15款、2項、道補助金におきまして1目、総務費道補助金から6目、教育費道補助金は985万8千円減の3663万3千円の計上でございます。

22ページをお願いいたします。15款、3項、委託金におきまして1目、総務費委託金から3目、土木費委託金で644万5千円の計上でございます。

16款、1項、財産運用収入におきましては23ページにかけまして224万4千円増の3208万9千円の計上でございます。

16款、2項、財産売払収入は594万2千円の計上です。

24ページをお願いいたします。17款、1項、寄附金はふるさと寄附金が600万円の減額によりまして合計900万1千円でございます。

18款、1項、繰入金は一般財源を要する物件費、普通建設工事費等によりまして財政調整基金は前年度6051万2千円増で2億1133万3千円の繰入れを計上してございます。特定目的基金では公債費充当で減債基金から1億円、それぞれ目的に適合しました予算充当のため繰入れを行いまして、繰入金総額で5413万4千円増の4億7688万2千円の計上でございます。

25ページをお願いいたします。19款、1項、繰越金は前年度繰越金で2千万円を見込んで

おります。

20款、1項、延滞金、加算金及び過料で1万円でございます。

20款、2項、村預金利子は1千円の計上です。

20款、3項、貸付金元利収入において1目、勤労者資金貸付金収入から26ページの8目、農業振興資金貸付金収入までで7915万円を計上してございます。

28ページ中段までは20款、5項、雑入、前年比434万6千円増の2709万1千円の計上でございます。

21款、1項、村債におきまして保育所新設工事事業等の増額で村債総額3億5480万円増の5億1560万円の計上でございます。

続きまして歳出についてご説明を申し上げます。30ページになります。1款、1項、議会費は議員報酬、議会運営費など所要の経費の計上で2863万9千円。

31ページから42ページまでの2款、1項、総務管理費におきましては、1目、一般管理費で社会保険料や各種システム保守、更新委託料、広域連合負担金などを計上してございます。2目、文書広報費、3目、会計管理費、4目、財産管理費、5目、総合センター管理費、6目、コミュニティセンター管理費は施設管理委託料など所要の経費を計上してございます。7目、企画費は地域おこし協力隊の経費のほか、地域情報通信基盤使用料などを計上。8目、支所費、9目、交通安全対策費は所要の経費を、10目、旅客自動車運送事業費におきましては、トマム線車輛の購入経費を計上しまして、11目、諸費においては避難所情報通信設備整備など防災関連の経費を計上しております。12目、地域交通運送事業費におきましても所要の経費を計上してございます。総務管理費総額は2191万3千円増の5

億804万1千円でございます。

43ページから44ページの2款、2項、徴税費におきましては新規システム委託料などによりまして299万1千円増の2035万6千円でございます。

45ページをお願いいたします。2款、3項、戸籍住民基本台帳費におきましてはシステム保守、総合行政システム使用料などの計上で1976万2千円でございます。

46ページから48ページにかけまして、2款、4項、選挙費において1目、選挙管理委員会費、3目、参議院議員選挙費、7目、村議会議員選挙費、8目、知事・道議選挙費の経費を計上しまして1239万1千円となつてございます。

2款、5項、統計調査費におきましては所要の経費を計上して50万3千円でございます。

49ページになります。2款、6項、監査委員費におきましては報酬、旅費などを計上し、105万8千円です。

53ページまでの3款、1項、社会福祉費におきましては1目、社会福祉総務費で小規模多機能型居宅介護施設指定管理料のほか、障害者自立支援給付費、社会福祉協議会運営補助金、福祉灯油、国保会計繰出金、介護会計繰出金などを計上しまして、2目、老人福祉費、3目、国民年金費など所要の施策にかかる経費を計上し、社会福祉費合計で1億8893万9千円でございます。

53ページ下段から56ページ上段までの3款、2項、児童福祉費におきましては1目、児童福祉総務費で児童手当、障害児通所給付費などを計上し、2目、保育所費では保育所新築工事費などを計上しております。児童福祉費合計で4億6527万円でございます。

56ページ中段から57ページ、4款、1項、保健衛生費におきましては1目、保健衛生総

務費で各種健康診査委託料、広域救急医療対策事業負担金などのほか、診療所会計繰出金、歯科診療所会計繰出金、水道会計繰出金などが計上されてございます。58ページ、2目、予防費におきましては総合健診をはじめとします各種健診委託料、各種予防接種委託料などの費用が計上されてございます。3目、環境衛生費、59ページの4目、医療費、5目、後期高齢者医療費におきましては所要の予算を計上。6目、診療所費はレセプトコンピューターの更新予算を計上しまして、保健衛生費合計で1億6791万円でございます。

60ページから61ページ上段までの4款、2項、清掃費におきましては一般廃棄物最終処分場延命化整備計画策定業務など所要の経費を計上しまして5423万7千円でございます。

5款、1項、労働諸費は914万8千円の計上。

62ページ中段から66ページ中段までの6款、1項、農業費におきまして1目、農業委員会費から2目、農業振興費は所要の経費を計上し、3目、畜産業費において道営草地畜産基盤整備事業を計上し、4目、農業構造改善事業費、5目、農村総合整備費、6目、交流促進施設運営費は所要の経費を計上。農業費合計で5742万1千円でございます。

66ページ下段から69ページまでの6款、2項、林業費におきましては小規模治山事業などのほか、所要の経費を計上しまして1億515万5千円でございます。

70ページから71ページ中段までの7款、1項、商工費は1目、商工振興費におきまして道の駅指定管理料、商工会運営補助金などを計上してございます。2目、観光費におきましては湯の沢保養施設指定管理委託料、観光協会運営補助金などのほか、所要の経費を計上しまして商工費合計で1億4923万8千円でございます。

73ページ中段から74ページまで、8款、1項、道路橋梁費におきましては1目、道路維持費で除雪委託料などを計上しております。

2目、道路新設改良費では村道トマム南1線改良工事を新たに計上し、3目、橋梁維持費は所要の経費を計上しまして道路橋梁費合計で9751万3千円でございます。

75ページです。8款、2項、河川費は138万7千円の計上。

75ページ下段から77ページ上段までの8款、3項、住宅費におきましては社会資本総合交付金工事などを計上しまして7467万4千円でございます。

78ページ中段までの8款、4項、都市計画費におきましては下水道会計繰出金、公園清掃委託料などの計上で7472万4千円でございます。

78ページ下段から82ページ下段までの10款、1項、教育総務費におきまして1目、教育委員会費、2目、事務局費、3目、義務教育振興費、4目、育英事業費で所要の額を計上しまして教育総務費合計で6428万5千円でございます。

82ページ下段から10款、2項、小学校費は所要の経費計上で2105万円。

84ページ中段から86ページ上段までの10款、3項、中学校費は学校施設の管理委託料など所要の計上で1952万7千円でございます。

86ページ中段から89ページ下段まで10款、4項、社会教育費においては1目、社会教育総務費、2目、公民館費、3目、コミュニティプラザ管理費は所要の額を計上し、社会教育費合計で2377万3千円の計上でございます。

89ページ下段から91ページ中段までの10款、5項、保健体育費は1目、保健体育総務費で各種スポーツ施設の維持管理委託料などを計上。2目、給食推進費で準要保護児童生徒給

食費を計上し、1892万4千円でございます。

91ページ下段の12款、1項、公債費におきましては元金、利子合わせて前年対比1333万4千円増の3億2954万3千円でございます。

1目、元金におきましては臨時財政対策債の償還が始まっていることから前年と比較して増額となっております。2目、利子につきましては償還利子の高い起債が終了してきていることから減額となっております。交際費においては過疎債、辺地債など有利な起債に限定すると共に基金活用を図った財政運営を進めておりますが、今後も増加傾向で推移するものと見込んでございます。

92ページになります。13款、1項、普通財産取得費は今年度計上がございません。

14款、1項、職員費におきましては新規採用職員の増員等により本年度予算額4億4253万2千円でございます。

93ページ後段の15款、1項、予備費におきましては300万円の計上でございます。

なお、94ページから102ページまでは給与費の明細書。103ページは債務負担行為に関する調書。104ページ、105ページに関しましては地方債に関する調書。それぞれ掲載してございますのでご一読をお願いいたします。

予算書の前に戻りまして2ページから6ページになります。歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。7ページをお願いいたします。債務負担行為につきましては2件で、期間、限度額をそれぞれ定めてございます。第2表、債務負担行為に記載のとおりでございます。8ページをお願いいたします。地方債につきましては9件、総額で5億1560万円。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、及び償還方法につきましては第3表、地方債に記載のとおりでございます。以上、一般会計予算についてご説明を

申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に、議案第14号、議案第15号及び議案第20号については住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書国保1ページをお願いいたします。議案第14号、平成31年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の提案理由のご説明をいたします。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5200万円にしようとするものです。第2条で地方自治法の一時借入金の限度額ですが2千万円と定めるものでございます。

以下、事項別明細にてご説明申し上げます。国保7ページをお願いいたします。歳入ですが1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税、前年対比209万5千円減の3033万4千円の計上です。

2款、1項、1目、督促手数料については1万円の計上です。

4款、1項、道補助金、1目、保険給付費等交付金では前年対比1524万5千円減の9660万円です。

5款、1項、1目、一般会計繰入金は前年対比40万円増の2450万円の計上です。

6款、1項、1目、繰越金につきましては20万円の計上です。

国保9ページです。7款、1項、1目、一般被保険者延滞金、2目、退職被保険者等延滞金、合わせまして3万円の計上です。

7款、2項、1目、特定健康診査等受託料、前年対比13万円増の27万円の計上です。

7款、3項、1目、一般被保険者第三者納付金から3目の雑入まで、前年対比1万円増の5万6千円の計上です。

国保10ページからが歳出となります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費から2

目、連合会負担金まで前年対比98万8千円増の1514万5千円でございます。

国保11ページです。1款、2項、1目、賦課徴収費につきましては1万2千円増の26万円の計上です。

1款、3項、1目、運営協議会費につきましては9万2千円の計上です。

国保12ページです。1款、4項、1目、趣旨普及費につきましては2万1千円減の7万5千円の計上です。

2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費から3目、審査支払手数料まで前年対比1665万7千円減の7370万円の計上です。

2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費、2目、一般被保険者高額介護合算療養費、合わせまして前年対比226万円減の1107万5千円の計上です。

2款、3項、1目、一般被保険者移送費につきましては1千円の計上です。

2款、4項、1目、出産育児一時金につきましては126万円の計上です。

国保14ページです。2款、5項、1目、葬祭費につきましても前年同額の3万円の計上です。

3款、1項、1目、一般被保険者医療給付費分から3目、介護納付金分、合わせまして前年対比22万8千円減の4723万2千円の計上です。

国保15ページです。4款、1項、1目、共同事業拠出金につきましては前年同様1万円の計上です。

5款、1項、1目、特定健康診査等事業費につきましては前年比4万9千円増の145万5千円の計上です。

国保16ページです。5款、2項、1目、保健事業費につきましては前年比140万1千円増の166万5千円の計上です。

7款、1項、1目、一般被保険者保険税還付金から4目のその他償還金まで計上ございません。

国保18ページからが給与費明細書の調書になります。

続きまして診療所1ページをお願いいたします。議案第15号、平成31年度村立診療所特別会計予算の提案理由のご説明をいたします。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8700万円にしようとするものです。一時借入金の最高額につきましては1千万円と定めるものでございます。

事項別明細にてご説明いたします。診療所7ページをお願いいたします。歳入です。1款、1項、1目、占冠診療所診療報酬収入、2目、トマム診療所診療報酬収入、合わせまして前年対比51万6千円減の3327万3千円の計上です。

1款、2項、1目、占冠診療所諸検査収入、2目のトマム診療所諸検査収入、合わせまして前年対比1万5千円増の276万3千円の計上です。

診療所8ページです。2款、1項、1目、占冠診療所手数料、2目、トマム診療所手数料、合わせまして前年対比1千円増の6万1千円の計上です。

3款、1項、1目、衛生費道補助金では前年対比50万円増の450万円の計上です。

4款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては前年対比200万円減の4600万円の計上です。

5款、1項、1目、繰越金につきましては前年同様40万円の計上です。

診療所9ページです。6款、1項、1目、雑入につきましては前年同様3千円の計上です。

診療所10ページから歳出となります。1款、

1 項、1 目、一般管理費、2 目、占冠診療所管理費、3 目、トマム診療所管理費まで合計、前年対比264万 7 千円減の5799万 7 千円の計上です。

12ページ下段の2 款、1 項、1 目、占冠診療所医療用機械器具費、診療所14ページまで6 目のトマム診療所医療用衛生材料費を合わせまして前年対比64万 7 千円増の2880万 3 千円の計上です。

3 款、1 項、1 目、予備費では前年同様20万円の計上です。

診療所15ページからが給与費明細書の調書となります。

続きまして歯科1 ページをお願いいたします。議案第20号、平成31年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の提案理由の説明です。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2100万円にしようとするものです。一時借入金の借入れ最高額は100万円と定めるものでございます。

以下、事項別明細にてご説明いたします。歯科7 ページをお願いいたします。歳入です。1 款、1 項、1 目、国民健康保険診療報酬収入から6 目、その他診療報酬収入を合わせまして前年対比92万円減の1011万 1 千円の計上です。

2 款、1 項、1 目、事務手数料、2 目、その他手数料、合わせまして前年対比2 万円増の24万 2 千円の計上です。

歯科8 ページです。3 款、1 項、1 目、繰入金は前年対比110万円増の980万円の計上です。

4 款、1 項、1 目、繰越金は前年同様50万円の計上です。

5 款、1 項、1 目、雑入は前年対比10万円増の34万 7 千円の計上です。

歯科9 ページです。歳出です。1 款、1 項、

1 目、一般管理費におきましては前年対比19万 7 千円増の1672万 6 千円の計上です。

歯科10ページです。2 款、1 項、1 目、医業費につきましては、前年対比30万 3 千円増の397万 4 千円の計上です。

3 款、1 項、1 目、予備費につきましては20万円減の30万円の計上です。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第16号、議案第17号については建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 予算書簡水1 ページをお願いいたします。議案第16号、平成31年度占冠村簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。提案いたします占冠村簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ前年比740万円増の1 億1150万円にしようとするものでございます。地方自治法第230条第1 項の規定による地方債の設定は1 件でございます。

事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。簡水の7 ページをお願いいたします。1 款、1 項、1 目、給水使用料、前年比26万 7 千円増の2133万 1 千円の計上です。

1 款、2 項、1 目、審査手数料、2 目、登録手数料、合計で前年と同額の2 千円の計上です。

2 款、1 項、1 目、水道費国庫補助金、前年比166万 7 千円減の156万 6 千円の計上でございます。

簡水8 ページになります。3 款、1 項、1 目、一般会計繰入金、2 目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金合計で前年比1130万円増の5560万円の計上でございます。

4 款、1 項、1 目、繰越金、前年と同額の50万円の計上です。

5 款、1 項、1 目、雑入、前年比170万円減の90万 1 千円の計上です。



9ページになります。6款、1項、1目、簡易水道事業債、前年比80万円減の3160万円の計上でございます。

簡水10ページになります。歳出のご説明をいたします。1款、1項、1目、一般管理費、前年比260万3千円増の985万5千円で、給料、手当、共済費等を計上しております。

10ページ下段から、2款、1項、1目、施設維持費、前年比49万3千円増の3897万3千円で、水道施設の維持経費、工事請負費では消火栓新設工事、ろ過地砂補充工事を計上しております。

12ページです。3款、1項、1目、元金、2目、利子、合計で前年比668万9千円増の2921万8千円の計上でございます。

簡水12ページの下段から簡水13ページの上段にかけてです。4款、1項、1目、新営改良費、前年比238万5千円減の3335万4千円の計上で、占冠浄水場機械電気更新工事を計上しております。

簡水13ページです。5款、1項、1目、予備費、前年度と同額の10万円の計上でございます。

14ページから21ページまでが給与費明細書を掲載しております。22ページにつきましては地方債の現在高の見込みに関する調書。戻りまして簡水2ページから簡水3ページです。歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。簡水4ページにいきまして第2表、地方債につきましては1件で、3160万円。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして下水道1ページになります。議案第17号、平成31年度占冠村公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

提案いたします占冠村公共下水道事業特別会計予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ前年比560万円減の1億410万円にしようとするものでございます。地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は3件でございます。

以下、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。下水道7ページをお願いいたします。1款、1項、1目、浄化槽事業は個別排水処理施設分担金9万円の計上です。

2款、1項、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は下水道、浄化槽使用料の合計で前年比53万円減の1480万6千円の計上でございます。

7ページ下段から8ページ上段にかけてです。2款、2項、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は検査手数料の合計で前年同額の2千円の計上でございます。

3款、1項、1目、下水道事業国庫補助金は本年度予算の計上はございません。

4款、1項、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は一般会計繰入金の合計で前年比370万円減の6870万円の計上でございます。

5款、1項、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は前年度繰越金の合計で前年同額の20万円の計上でございます。

下水道9ページです。6款、1項、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は雑入の合計で前年同額の2千円の計上です。

7款、1項、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は資本費平準化債、下水道事業債の合計で前年比160万円増の2030万円の計上でございます。

下水道10ページからは歳出になります。1款、1項、1目、下水道費は給料、手当、共済費等で前年比18万6千円増の834万8千円の計上です。2目、浄化槽費は前年比8万5千

円減の6万6千円の計上です。

下水道11ページ中段からです。2款、1項、1目、下水道費は下水処理場の維持管理経費で前年比120万3千円減の3136万3千円の計上でございます。下水道12ページです。2目、浄化槽費は浄化槽維持管理経費で前年比41万7千円増の618万2千円の計上でございます。

3款、1項、1目、本年度予算の計上はございません。2目、浄化槽費は平成31年で個別排水処理施設の設置工事を3箇所予定しております。これに伴う必要な経費を前年比497万8千円増の1030万7千円を計上しております。

4款、1項、1目、元金、2目、利子は合計で前年比356万2千円減の4311万4千円の計上です。

4款、2項、1目、元金、2目、利子は合計で前年比32万6千円減の452万円の計上です。

5款、1項、1目、予備費、前年と同額の20万円の計上でございます。

15ページから22ページまでが給与費明細書を記載しております。23ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しております。戻りまして2ページから3ページ、歳入歳出予算の金額は歳入歳出予算のとおりでございます。4ページにいきまして第2表、地方債につきましては3件ございまして2030万円で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（相川繁治君）** 次に議案第18号、議案第19号については福祉子育て支援課長、木村恭美君。

**○福祉子育て支援課長（木村恭美君）** 介護1ページをお願いいたします。議案第18号、平成31年度占冠村介護保険特別会計予算につ

いてご説明申し上げます。平成31年度占冠村介護保険特別会計は、歳入歳出予算の総額を1億1090万円としようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金、借入れ最高額を500万円に、また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書により議決対象項目、款項の区分を申し上げます。介護7ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。1款、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者介護保険料は本年度予算額1763万9千円の計上で、前年比14万7千円の増額でございます。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は本年度予算額1千円。

3款、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金は本年度予算額1300万円。

3款、2項、国庫補助金は1目、調整交付金から4目、保険者機能強化推進交付金の計で本年度予算額1334万円で、前年比130万5千円の増です。増額要因は包括的支援事業の拡大による地域支援事業交付金の増額計上でございます。

介護8ページをお願いいたします。4款、1項、支払基金交付金は1目、介護給付費交付金、2目、地域支援事業支援交付金の計で本年度予算額2486万3千円の計上で、前年比10万8千円の減額でございます。

5款、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金は本年度予算額1141万7千円。

5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金は本年度予算額257万5千円の計上で、前年比4万5千円の増額でございます。

介護9ページです。6款、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金は本年度予算額1千円。

7款、1項、一般会計繰入金は1目、介護給付費繰入金から4目、その他一般会計繰入金の計で本年度予算額2500万円の計上で、前年比240万円の増額でございます。増額要因は地域支援事業で職員1名と嘱託職員1名分を計上し、一般会計からの繰入金を増額したものでございます。

7款、2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金は本年度予算額180万円の計上で、前年比90万円の増額でございます。

介護10ページをお願いいたします。8款、1項、繰越金は89万7千円の計上で、前年比3万1千円の増額でございます。

9款、1項、延滞金及び過料は1目、第1号被保険者延滞金、2目、第1号被保険者過料の計で本年度予算額2千円。

9款、2項、1目、預金利子は本年度予算額1千円。

9款、3項、サービス収入は1目、介護給付費収入で本年度予算額36万円の計上で、前年比18万円の増額でございます。

介護11ページでございます。9款、4項、雑入は1目、滞納処分費から4目、雑入の計で本年度予算額4千円の計上でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。介護12ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は本年度予算額824万3千円の計上で、前年比401万6千円の増額でございます。増額要因は職員費0.5人分の計上でございます。

介護13ページでございます。1款、2項、徴収費、1目、賦課徴収費は本年度予算額6万5千円の計上で、前年比2万円の増額でござ

います。

1款、3項、介護認定審査会費は1目、介護認定審査会費、2目、認定調査等費の計で本年度予算額114万6千円の計上で、前年比1千円の減額でございます。

介護14ページでございます。2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費は居宅介護サービスの実績見込みを踏まえ、本年度予算額4300万円の計上で、前年比200万円の増額でございます。2目、介護支援等給付費は本年度予算額200万円の計上で、前年比50万円の増額でございます。3目、施設介護サービス等給付費は本年度予算額3200万円の計上で、前年比400万円の減額でございます。減額要因は施設入所者の減少による給付費の減でございます。4目、福祉用具購入費は本年度予算額25万円。5目、住宅改修費は本年度予算額60万円。2款、1項、サービス等諸費の計は本年度予算額7785万円で、前年比150万円の減でございます。

介護15ページでございます。2款、2項、高額介護サービス等費、1目、高額介護サービス等費は本年度予算額228万8千円の計上で前年同額でございます。

2款、3項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス等費は本年度予算額580万円の計上で、前年比150万円の増額でございます。増額要因は低所得者の方のサービス利用等の増でございます。

2款、4項、その他諸費、1目、審査支払手数料は本年度予算額6万2千円でございます。

介護16ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費、1目、介護予防・生活支援サービス事業費から3目、包括的支援事業費の計で本年度予算額1532万6千円の計上で、前年比89万5千円の増額でございます。

増額要因は職員0.5名分と嘱託職員1名分の計上でございます。

介護17ページです。4款、1項、償還金及び還付加算金、1目、第1号被保険者保険料還付金は本年度予算額2万円。

5款、1項、予備費は本年度予算額10万円の計上で、前年比3万円の減額でございます。

なお、介護19ページから介護26ページまでは給与費の明細書を掲載しております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

続きまして後期1ページをお願いいたします。議案第19号、平成31年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。平成31年度占冠村後期高齢者医療特別会計は歳入歳出の総額を1780万円としようとするものと、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。

後期7ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。1款、1項、後期高齢者医療保険料は1目、特別徴収保険料、2目、普通徴収保険料の計で本年度予算額1017万1千円の計上で、前年比80万円の減額でございます。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は本年度予算額1千円でございます。

3款、1項、一般会計繰入金は1目、事務費繰入金から3目、その他一般会計繰入金の計で本年度予算額750万円の計上で、前年比120万円の減額でございます。

後期8ページをお願いいたします。4款、1項、繰越金は10万円。

5款、1項、延滞金、加算金及び過料、1目、延滞金は本年度予算額5千円。

5款、2項、雑入は本年度予算額2万3千円の計上でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。後期9ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は本年度予算額189万3千円の計上で、前年比55万4千円の減額でございます。

1款、2項、徴収費、1目、徴収費は本年度予算額7万4千円の計上で、前年比5万4千円の増額でございます。

後期10ページをお願いいたします。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は本年度予算額1571万3千円の計上で、前年比154万円の減額でございます。減額要因は事務費負担金で42万3千円の減額、保険料負担金で78万円の減額、保険料基盤安定負担金で33万6千円の減額で、実績によるものでございます。

3款、1項、償還金及び還付加算金は1目、保険料還付金、2目、還付加算金の計で本年度予算額2万円。

4款、1項、予備費は本年度予算額10万円の計上で、前年比4万円の増額でございます。以上が事項別の内容となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第13号、平成31年度占冠村一般会計予算の件から、議案第20号、平成31年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件につきましては、議長を除く6人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第20号までの件については、議長を除く6人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

暫時、休憩をいたします。休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時13分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に開催された予算特別委員会において、委員長に大谷元江君、副委員長に長谷川耿聰君が互選された旨の報告がありました。

---

### ◎休会

○議長（相川繁治君） お諮りします。議事の都合により、3月9日から10日までの2日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、3月9日から10日までの2日間を休会することに決定しました。

---

### ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 31 年 4 月 4 日

占冠村議会議長                      相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員                      佐 野 一 紀

占冠村議会議員                      工 藤 國 忠

平成31年第1回占冠村議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月11日（月曜日）

○議事日程

|     |   |       |                                                         |
|-----|---|-------|---------------------------------------------------------|
|     |   |       | 議長開議宣言（午前10時）                                           |
| 日程第 | 1 |       | 平成31年度村政執行方針及び教育行政執行方針                                  |
| 日程第 | 2 | 議案第1号 | 財産の無償貸付について                                             |
| 日程第 | 3 | 議案第2号 | 占冠村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて                |
| 日程第 | 4 | 議案第3号 | 占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて  |
| 日程第 | 5 | 議案第4号 | 占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて                   |
| 日程第 | 6 | 議案第5号 | 占冠村一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて        |
| 日程第 | 7 | 議案第6号 | 占冠村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |

○出席議員（7人）

|    |    |       |     |    |        |
|----|----|-------|-----|----|--------|
| 議長 | 8番 | 相川繁治君 | 副議長 | 1番 | 工藤國忠君  |
|    | 3番 | 大谷元江君 |     | 4番 | 長谷川耿聰君 |
|    | 5番 | 山本敬介君 |     | 6番 | 五十嵐正雄君 |
|    | 7番 | 佐野一紀君 |     |    |        |

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

|           |      |          |      |
|-----------|------|----------|------|
| 占冠村長      | 田中正治 | 副村長      | 松永英敬 |
| 会計管理者     | 伊藤俊幸 | 総務課長     | 多田淳史 |
| 企画商工課長    | 三浦康幸 | 地域振興対策室長 | 藤田尚樹 |
| 農林課長      | 平岡卓  | 林業振興室長   | 今野良彦 |
| 建設課長      | 小林昌弘 | 住民課長     | 小尾雅彦 |
| 福祉子育て支援課長 | 木村恭美 | トマム支所長   | 平川満彦 |
| 総務担当主幹    | 阿部貴裕 | 職員厚生担当主幹 | 森田梅代 |

|                 |         |                 |         |
|-----------------|---------|-----------------|---------|
| 財 務 担 当 主 幹     | 鈴 木 智 宏 | 企 画 担 当 係 長     | 佐々木 智 猛 |
| 商工観光担当係長        | 橘 佳 則   | 農 業 担 当 係 長     | 杉 岡 裕 二 |
| 林 業 振 興 室 主 幹   | 高 桑 浩   | 建 築 担 当 主 幹     | 嵯 峨 典 子 |
| 環 境 衛 生 担 当 主 幹 | 後 藤 義 和 | 戸 籍 担 当 係 長     | 竹 内 清 孝 |
| 国保医療担当主幹        | 上 島 早 苗 | 保 健 予 防 担 当 主 幹 | 岡 本 叔 子 |
| 村立占冠診療所主幹       | 小 瀬 敏 広 | 社 会 福 祉 担 当 係 長 | 野 原 大 樹 |
| 介 護 担 当 主 幹     | 細 川 明 美 | 子 育 て 支 援 室 主 幹 | 石 坂 勝 美 |
| (教育委員会)         |         |                 |         |
| 教 育 長           | 藤 本 武   | 教 育 次 長         | 合 田 幸   |
| 学校教育兼総務担当主幹     | 松 永 真 里 | 社 会 教 育 担 当 主 幹 | 蠣 崎 純 一 |
| (農業委員会)         |         |                 |         |
| 事 務 局 長         | 平 岡 卓   |                 |         |
| (選挙管理委員会)       |         |                 |         |
| 書 記 長           | 多 田 淳 史 |                 |         |
| (監査委員)          |         |                 |         |
| 監 査 委 員         | 木 村 英 記 | 監 査 委 員         | 山 本 敬 介 |
| 事 務 局 長         | 岡 崎 至 可 |                 |         |

○出席事務局職員

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岡 崎 至 可 | 主 事 | 久 保 璃 華 |
|---------|---------|-----|---------|



開会 午前 10 時

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） おはようございます。ただいまの出席議員は6人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

---

### ◎日程第1 村政執行方針

○議長（相川繁治君） これから村長、教育長の執行方針に対する質疑を行います。なお質疑、答弁は要点を明確にし、簡潔に発言してください。はじめに村長の執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは、平成31年度村政執行方針について、何点かお伺いたします。実は昨年の執行方針を持ってきて今年と比べたんですけども、保育所が目玉として今年があがっていると。あとはたいして中身の大きな変わりはないと。そこで私の言いたいことは、昨年は23ページ、今年は25ページ、村政執行方針の村長の説明を聞いていると、最初は元気だったんですけど、24ページくらいから、だんだん力がなくなってきたと。中身を熟読すると、実に微に入り細に書いてあるんですけども、これほど細かく村政執行方針を書く必要はないんじゃないかと。だいたい半分くらいにまとめてはいかがか、これが第1点目。

次に、第2点目は6ページ、保育所でございます。いろいろと保育所の基本計画や設計、概要をいただいているんですけども、かな

り内容は充実した立派なものであります。ここで保育される子どもはさぞ楽しく元気な子どもになって、小学校に行けるんでないかとこのように考えています。私が一番心配しているのが、子どもの数の推計ですね。空き家にならないか。これだけの建物、給食室から全部整っておりますので、これだけの建物を有効に使うには、ある程度の人員が持続的にいなきゃならないと、将来の園児の推計をどのように考えてこのような建物にしたのか。

もう1点、保育所について、豊かな森林と地域社会が作る夢のある子どもの拠点ということで、絵を見ると緑がいっぱいあって、その中で遊びのびと子どもが生活するような状況に見られます。これらの周辺の整備をどのようにやるか。あまり木を植えすぎると、ボーボーになってしまうので、後の周辺の管理体系をどういうふうにするか。管理といえいろいろありますけれども、それらを含めて村長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、7ページの下段に、経済循環が図られる産業基盤の振興とあります。この中で、新規就農やUターンということがある。新しく農業をするのに、占冠村に本当に新しく入る農地があるのか。あまりひどいところに入れても、みんな逃げて帰ってしまいますからね。ある程度整った農地がなければ、新規就農はこれから無理かなと思うんですけども、そのへんどのように考えているのか。それから、最近是小規模でも農家ができる。例えば、園芸、そ菜栽培だとかいろいろあります。これから新規就農者にどういう作目を選択して入れる計画があるのか。そのへん教えていただきたいと思います。

それから11ページ、林業の第六次化の問題で、エゾシカ・薪・メープルシロップなどと書いてございます。8日の道新にネット通信

アマゾンと連動と、メープルシロップがかなり大きく宣伝されております。占冠のメープルシロップがこれまでにあったかと、歓迎しているところでございます。しかし、六次化を進めるのであるならば、いまいち占冠の事業主体が弱いと、もう少し強力な事業主体を作って、六次化に向かわなければ、いずれ消えてしまうような感じがします。

それと、ここではエゾシカ・薪・メープルシロップ、薪は昔から焚いているから六次化云々ってことになるか、それは別問題として、今後どこまで六次化を進めるか。しかもエゾシカ・メープルだけにこだわってやるのか。新しく六次化を取り入れるのか。もしも取り入れたとするならば、先ほど申し上げたように事業主体をがっちり作ることと、それから村の中で片手間ではだめだと思うんですよね。やはり専門職を置く必要がないかと思うんですけれども、そのへん村長の考え方を教えていただきたいと思います。

次に、18ページ、老人福祉の問題についてはいろいろとございますが、ここに書いてないんですけれども、老人福祉については住みやすい環境、家庭においても住みやすい家づくりというようなことが必要になります。そこで、一般質問で申し上げた、役場の3階までの階段、これを一つ老人福祉のために直していただきたい。バリアフリー化をしてはいかがかと、このように考えております。

最後に、24ページと25ページ跨りますが、24ページの中段、財政の問題ですけれども、繰入金は、財政調整基金で2億1133万円、特定目的基金は11基金で2億6554万円の繰入で12.81%の増額を計上しておりますと、こう書いてあります。そこで25ページ、30年末の見込み基金残高は、財政調整基金7億6775万円。結局、今年、繰入金の財調を2億1千万

使うと残りが7億1千万ですから、5億そこそこになる。大分、財調が枯渇していくような感じがあります。もう一つここで大きな事業をやればこの財調は飛んで行ってしまうと思うんですよ。そのへんの考え方を伺いたします。以上、質問を終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 長谷川議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、私がお示しをいたしました村政執行方針が26ページにも及びまして、大変長い内容で大変でしょうというご指摘でございますけれども、私も執行方針を調整する際に、それぞれ思いとしては、説明をきちんとしていたということから、もっと長いものが原案でありました。

その中で、頭出しをして、どうしても言っておきたいことだけを拾い、選択したつもりでございますけれども、なかなかここを全部、ある程度省略してしまうと、議会あるいは村民の皆さんに私の思いも伝わらないんじゃないのかなということで、ちょっと長くなって時間もかかるということで、大変申し訳ないとは思いますが、どうしても項目立てをさせていただきまして、私の思いとして説明をさせていただきたいということで、こういった内容になっています。元気がなくなつたと言われたんで、最後のほう元気出してやりますんで一つよろしくお願いします。

それから次に、保育所の問題でございます。保育所の子どもの数の推計ということでございますけれども、施設については議会にも何回かご説明をさせていただいて、将来0歳児から6歳児、学校入るまでの間の6年間の保育、幼児教育を含めてしたいということで40人に設定をさせていただいております。推計でございますけれども、今、25年から産まれた方が、おおよそ30年を含めて入ってこられ

ると。この先はちょっと推計ができませんけれども、今いらっしゃる方がそのまま保育所に入られるとすれば、出生数で25年が11名、26年も11名、27年が10名、28年が8名、29年が8名ということで、概ね10名前後の方が現状では出生数としてカウントされておりますし、私の希望を申し上げますと、いろいろな移住・定住を含めて、少子化を含めてこの数が増えるような政策を打ちながら、この出生数を確保して将来40名の施設になるように考えておりました。

40名としておりまして、なかなかこの10年を踏まえても多くなるということは、想定し辛いわけでございますけれども、仮に出生数が少なくなったとしてもこの規模の施設を作って、少し規模的には大きくなっておりますけれども、子育て支援のセンター、あるいは子育て相談も含めた施設としても活用し、地域の中で子どもと大人が交流できる施設として活用もできるということでございますので、そういった活用を含めてこういった規模にさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、緑豊かな環境整備ということで、確かに議員のご指摘のとおり、森林については管理如何で邪魔にもなりますし有効にも活用できると、こういったことは想定されますので、そういった意味では、高木、低木、あるいは広葉樹の葉っぱの問題を含めて十分、木の配置等を含めて考慮しながら。それから管理をきちんとして、緑豊かな自然環境の中で子育てができるような施設にしたいと思います。併せて、管理のために薪ボイラーも含めてですけども、保育所にそういった公務補さんのような管理する職員も配置をして、環境整備も行っていきたいと思っておりますので、一つよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、農業問題で新規に入る農地があるのかということでございます。農地については限られた現状の中で、大規模な農業者を迎入れるというのは、なかなか難しいだろうと私も思います。考えられるとすれば、高齢、あるいは離農をされた跡地を含めて土地を利用して、そこに新たな入植者ができないかも含めて検討する必要もあると思いますし、農業関係者等ともいろいろお話をさせていただいているんですが、農地利用について、ぜひ、村全体の中での総合利用を含めて検討いただけないもんなかということの一部お話もさせていただいている現状でございます。

そういった中で、まさに国策においてTPPを含めて大規模経営を進めている現状にあります。占冠のような農地の少ないところにおいては、小規模農業者も生活できる、経営ができる、営農ができる環境作りも必要になってくると思います。たまたま昨年は、ユリ根農家が入植したり、その前からは羊の農家さんが入植したり、そういった意味では酪農、畜産の大規模経営でなくても、畑作を含めて小規模経営でありながらもなんとか生活のできる農業者の育成も可能になるような政策、あるいは協力、支援をしていくような方向性でこれからも進めたいなと考えているところでございます。

次に、林業六次化の問題でございますけれども、議員のご指摘のように林業主体の育成というのは私も執行方針に書かせていただきましたけれども、占冠村の場合はこれが大きな課題だろうと思っています。事業主体はさまざま、小規模な事業主体は点在しますが、過去のような大きな会社が木工場をやったり、そういったものがなくなってきた現状を踏まえれば、小規模事業体の育成、あるいはそれの共同化を含めて事業体の育成というのは大

きな課題になるだろうと思っております。これらをなんとか前に進めたいということで、林業六次産業化の交付金の中で若干進めておりますけれども、十分な成果が得られていないというのもご指摘のとおりだと思いますので、31年度で見える形に作り上げたいと、こういう意気込みを持っております。

六次産業化はここに記載されたもの以外に、林業振興においては木材加工、それから木材販売を含めて、一つの主体として山づくりと併せて取り組むということは当然の林業振興につながると思っております。専門的な業種、施業を含めて専門的な要素もありますので、議員のご指摘のように、専門職の配置は村にとっても大事なことも思っております。

これまで道の林業専門員、あるいは国有林の林業を専門に施業されてきた方々にお手伝いをいただきながら、少しずつそのノウハウを蓄積はしてきました。しかしながら、なかなかその事業体が育たない中で難しい面もありながらやっておりますし、今後、それをいかに拡大して作っていくかということは、これからの課題でもありますし、平成31年度におきましては、国有林の職員を林業専門の対策室長ということでお迎えしながら、民国連携を含めた林業振興について、取り進めたいということで現在考えております。

次に、老人福祉の問題です。当然、ここで住み続けるためには、さまざまな要素が必要だろうと。現状できる範囲の施策は私としてはやっていきたいと思っております。その中で、議員から一般質問でもあった役場のバリアフリー化でございますけれども、確かに、新築すればバリアフリー化もできるだろうとは思いますが、なかなか検討するには時間がない。それから、総合センターを建て直す議論がまだ十分熟してない中でなかなか難し

いだろうと思っております。高齢者が3階で会議をやるとかは避けて、1階のコミュニティプラザの会場を使うとか、今の福祉施設とま〜るとノンノ、こういった会場に振り分けながら、お年寄りあるいは障がい者が集まるような催しものについては配慮をしていくというようなことで考えておまして、なかなかこの3階までのバリアフリー化は現状難しいなと考えてございます。

次に、財政問題。議員に兼ねてから財政問題についてご心配をされているということも何回かやり取りをさせていただいて承知しております。この繰入金につきましては、特に財政調整基金については、その時の予算を組む時に歳入不足が生じたときに基金を入れて、言ってみれば、歳入、歳出を合わすということですので、歳入にあつては歳出に合っていないんじゃないかというご指摘も過去受けてきましたけれども、どうしてもさまざまな緊急案件を含めて行政運営するうえで、こういった貯金、つまり基金を繰入なければ予算が成り立たないというのが現状としてあります。

予算段階で繰入をかなりやっていますが、決算時においては積立、あるいは繰入の戻しを含めて、実績としては予算から比較するとかなり減額をした中で決算をやるように、補正とか新たな事業を年度内に行わないなどのやりくりをして、この基金を減らさないような努力をしているつもりでございます。

議員のご指摘のように、今7億あるものが2億入れちゃうと5億だということですが、良いか悪いかはちょっと別ですが、合併協議をやっていたころは、2億くらいしか基金がない時代もありました。ほとんど入れられないんじゃないか、自立推進計画を作ったときに基金はゼロになるんじゃないかと、あれだけ締めても基金残高がなくなるような状況も

あったわけですが、今は7億円、多い時で9億くらいまでいったんですかね。そういった中で基金も活用しながら、積立もする、あるいはさまざまなものを効率化、省略して基金残高を減らさない努力もこれからも続けてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） かなり細かくお答え願ったので質問することはあまりないんですけれども、単純に再質問しますから、短く答えて下さい。

1点目の村政執行方針長すぎ、あまりにもこれ微に入り細に入り書きすぎでないかと。これは村長の自由ですから、この倍あったってよろしいんですけれども、もうちょっと簡略化したほうがよろしいんでないかと、そこをちょっと申し上げておきます。

それから保育所の問題、これは占冠の総合的な発展につながる子どもの問題ですので、満足させるような施策、子どもが減らさないような施策をぜひ取っていただきたい、このように考えております。

それから周辺の整備については、やはりこれだけ広いところで、いろいろな庭木やなんかあるから、年に1度くらいはそれらしき樹木の剪定屋さんを連れて来てきれいにやられたらいいんでないかと。それから下草の関係があります。上の方は目立つんだけど、下草がボーボーになる場合もありますんで、そのへん併せて一つこの環境整備にご配慮願いたい、このように考えております。

それから新規就農はなかなか難しいんですが、占冠の農業形態を見ると、大きく酪農と肉牛ですか。それから中くらいで肉牛と、そ菜園芸、ハウス栽培、いろいろありますけれども、なにも大きいから農家できるわけでは

なく、小さくても農家はできる。作目の選択、何がこの村に合うかということはよく検討しなきゃならんと。本当にハウス栽培がいか、気候の条件もありますから。ニニウあたりはなんでも採れますので、やはり新規就農をさせるのにはある程度、きちんとした条件が必要なので、そこに入れるような格好で努力願いたい、このように考えております。

それともう1点、現在農家をやっている、やがて高齢者になって農家を辞めなきゃならない家庭がそろそろ出てくるような気がします。そういう家庭対策、空き地対策、そのへんを十分配慮したほうがよろしいんじゃないかと思います。

それから3点目の林業の六次化です。これ六次化と言えばかなりかっよく聞こえるけど、なかなか難しい仕事です。ここでは、エゾシカ・薪・メープルと書いてあるんですけど、占冠で六次化、何を本当にやって、これが自立してやっていけるのかと。補助金があるうちはいいんですけれども、最終的に自立化しなければ六次産業やった、金ばっかり使って値がないんですよ。前に僕が提案した、朴の葉っぱだとか、牛のエサだとか、シコロの木ですか、皮ね。いろいろと六次化、まだ他にあると思うんですよ。これについては、がっちりした事業体とこれに関わる専門家これを置かなければ、絶対達成できないんです。村では最終的に六次化を何を目指してやるのかという視点がはっきり分らないんですよ。そのへんきちんと、協議したほうがよろしいかと思います。

それから、老人福祉ですけれども、これについてはぜひ3階の階段を直していただきたい。これだけ申し上げておきます。新庁舎を建てるなんて言ったって、いつのことか。今すぐにはならないので、階段を直すんだった

ら、どのくらいかかるか。設計屋じゃないからよく分からないけれども、設計して施工すれば2、3年もあれば、金があればできると思うんですけども、老人福祉のためにぜひ、ここに書いてないんですけども、僕には書いてあるように見えるんですよ。これをしていただきたい。

それから、財調の問題で、いずれにしても残高は7億6775万円です。これしかないんですよ、今のところね。これを有効に活用するためには、やっぱり仕事の選択が必要だと思いますけれども、これをなくさないように努力していただきたい。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 再質問にお答えをいたします。村政執行方針の記載につきましては、もうちょっと簡潔にする努力をしながら、項目立てだけはしないと理解はいただけないものですから、説明を少し短めにとということで、検討はしていきたいと思っております。

それから、保育所につきましては満足できる政策ということで、しっかりやってくれという励ましをいただいたと理解をしました。樹木の整備、管理についてはご指摘のとおり、きちんと管理しながら、支障のない対応をしてまいりたいと思っております。

それから、営農問題につきましては議員のご指摘のとおり、占冠の限られた農地の中で、小規模営農ができる施策も必要なのかなと思いますので、そのへんは農業者の皆さんとも協議しながら、あるいは農協問題もいろいろあるんですけど、農協とも協議しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、農業者の高齢化・離農も含めて農地の再利用等は、当然そういった問題、にわかに感じられるところもありますので、ぜひそういった対応も農業委員会等、農業者と

も協議しながら進めてまいりたいと思います。

林業の六次化の問題ですけれども、村としてはさまざまなメニューも含めて提案をし、それから実際にそういった取り組みもさせていただいております。村の立場としては、自立化できるものに育ってもらうということが一番肝要かなと思っておりますので、これからも長い目で見ていただいて、成果上げるように頑張りたいなと思っております。

それから、専門家の導入につきましては、狩猟的価値のビジネス検討委員会というのがありまして、その中で専門家による議論を行っていただいておりますので、ご意見も拝聴しながら、ぜひ参考にして自立化に向けて努力してまいりたいと思っておりますのでございます。

階段につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、思いはわかりました。そんなところすいません。

財調と基金の運用につきましては、議員のご指摘のとおり、占冠村が持続可能な自治体として生きていくためには、財政の基盤がきちんとしないとなかなか難しいだろうと思いますので、そういったところは意識しながら財政運営は進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

1 番、工藤國忠君。

○議長（相川繁治君） 1 番、工藤國忠君。

○1 番（工藤國忠君） 議長のお許しをいただきましたので、何点か質問したいと思います。まず、2 ページの下段、はじめにですが、トマムリゾートの関係ですが、今後における地域経済の融合に結びつけたいということですが、具体的な取り組みについての考えをお伺いします。

それから、5ページの下段、3番の未来を託す子どもの環境づくり。将来に向けて子育てのイメージが描けるように進めるということですが、イメージについての具体的な考えをお伺いします。

それから、3点目、14ページ下段、移住・定住ですね。トマム地区においては、クライミング体験や住民ワークショップなどにより、移住者等を地域へ受入れるための体制づくりを進めるということですが、どのような体制とその内容についてお伺いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 工藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。冒頭、ちょっと聞きそびれちゃいまして、調整というか考え整理をするのに時間を要しました。大変失礼しました。

はじめに、地域における地域経済の融合に結び付けたいということで、持続可能な地域づくりということになろうかと思います。占冠村観光客数の増加と経済を融合させる取り組みについては、さまざまなものがあると考えております。

一つは、地元産品とリゾートの消費とを結び付ける取り組み、現在も村内で作られた木工品だとか、山菜加工品などがリゾート内のお土産品として販売されております。年によっては変わりますが、地元野菜がリゾート内で提供される事例もございます。このような地元生産とリゾートの消費を結び付ける取り組みが必要であると考えております。

また、道の駅や物産館の飲食店における、インバウンドの需要も大きいものがありますので、アジア圏対応のクレジットカードや電子マネーなどに対応できる環境整備の推進なども必要ではないかと考えております。こう

いったさまざまな取り組み、本村でできることを取り上げながら、今後におきましても、リゾート、あるいは商工会などと連携を取りながら観光客の増加と地元経済との融合を進める取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、将来に向けた子育てのイメージが描けるように進めるということでございます。やはりお子さんを育てるというのは、お腹にいるときから中等教育までの子育ての中で、占冠で育てて大きくするイメージは、さまざまな行政的な手助けも必要ですし、環境整備も必要だろうと思っております。

そういった意味では、占冠村で本当に子どもを育てたい、と思える環境、つまり周産期医療、現在は検診、あるいは交通費の助成も行っております。それから産まれてからの検診、予防接種、あるいはさまざまな相談、それから保育所を今より充実させる。そして学校教育においてもさまざまな体験、自然学習を含めて環境づくりを進める。なかなか中等教育が本村にはありませんので、奨学資金、あるいは交通費助成を含めて環境を整備すると。これらをつなげることで占冠で教育ができるという親の気持ちを調整する中で、本村で子育てをしていただきたいといったイメージを、それぞれの保護者が抱けるような環境をどう作っていくのかということが、私のイメージするところでございます。

それから、移住・定住に関しましては、実績としても、人数的には限られておりますけれども、毎年2名、3名ということで、ここ2年で5名ほどの移住者を迎え入れております。体制づくりはさまざまあると思いますけれども、その中にはちょっと暮らしとか、利用者との交流や移住支援、移住ツアーの実施等の交流支援があります。それから、リゾー

ト関係者との交流ということで理解と地域への定住による新たな担い手づくりということで、リゾート関係者との交流も一方で必要なんだろうと。

それから受入れのための具体化のために、今トマムではワークショップ等を開催しながら、地域の住民の皆さんの意向も踏まえて、交流も含めて行っているということで、あらゆる手法等を通じて占冠に対する理解を深めることで住んでいただけるという環境が少しずつ醸成されるのかなと思っていますので、こういった対策もやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで11時05分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。村長の執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 議長のお許しをいただきましたので、村政に関わる執行方針について若干の質問をさせていただきます。

7ページの、経済循環に図る基幹産業の振興の①酪農・畜産についてであります。畜産経営安定化事業の延長と、酪農の経営安定化を図る支援施策は継続してやるということで、中段の今年度、北海道が事業主体となる道営草地基盤整備事業の調査設計が始まるということであります。串内については沿線5市町村が関わるから省きましても、村内でも草地整備が計画されており、良質な粗飼料の生産、草地についても7年ごとに更新をされているという状況でありまして、4名、笹が進行して、浸食されて草地がだんだん小さくなっていく。そういうことから、このような草地の整備が

されるということは、粗飼料の生産等についても、いいことでないのかなと思います。本事業の推進ということで今年度これがやられるのかどうかということを伺います。

次に16ページの(5)地域交通についてであります。村営バスのトマム線の車両が老朽化しているということで、維持修理費もだんだん増加していることから、更新をされるということですが、今、現在使用している中型バスなのか、それより小さなバスなのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

それから、今年度から予約型の運行時間は8時から17時30分とこれはこれでいいのかなと思うんですが、上トマムから村営バスを運営して、富良野への接続車両、週1回やるということは、以前にもやっていたのと同じようなことをやるということなのかな。富良野へ行く沿線については、早朝はトマムから要するに、今は幾寅、東鹿越までしかきてないんですか、そこで接続して富良野へ出て、帰りは本村に来るバスで来て、占冠分岐点、トマムに行く分岐点で降りて乗り換えるというような方法なのか、お伺いをいたします。

その次、17ページの地域協働の取り組みであります。各行政区長会議でも、地域の住民団体として、要するにボランティア組織を要請しているようでありますけれども、宮下には以前から住民組織として、また防災等、生活支援等を含めてやっておりました。千歳・本通でも取り組みがなされていると思いますが、宮下のことを言えば、特に有償ではありませんので、遊園地の草から空き家の草刈り、除草剤を撒くことはできないということで、そういうことをやっているということです。

村道の引き込み線の路肩の草刈り等もやっておりますが、草刈り等はブラシカッターを使ってやっているの、石を飛ばしてガラス



を割るっていうこと多々あるんですよね。そういう中でこれはどうなんだって言ったらボランティアでやっているんだから自分で払ってくださいということで僕は払いました。前は日高にガラス屋さんがあったんですが、今は富良野にしかないもんで、個人でガラス屋さんに頼むと出張料まで取られるんですよね。僕も一昨年川添の集会所の表玄関のガラスを割っちゃって、富良野に頼んだら、なかなか来なくて1カ月くらいかかってやっと来たんですが、余計な経費も掛かっちゃうということでもあります。

今、公住の空き家が25戸あると。村で業者に委託して屋根の雪下ろし等の管理をしているわけですが、きちんと対応しなかったらガラス割るぞって。フードも元々あったのでなく後付けなもんだから、雪がのっそり積もれば曲がっちゃうんだね、そして捻じれてガラスが割れちゃうと、そういうこともありました。そのへんどうなるのかということも含めてお聞きしたいと思います。

防災対策にも関わりがあるんですが、宮下のボランティアについては、防災自主組織ということで運動しております。冠婚葬祭の葬祭部分についてもやっておりますが、ボランティア保険みたいなのがあって、対応できるものであればそうしてほしいなと思うが、そのへんお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 佐野議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、1点目の道営草地畜産基盤整備事業についての基本的な考えでございます。年度別事業におきましては、本年度、平成31年に議員がおっしゃったとおり、測量設計、用地造成等が始まります。占冠におきましてもそういった事業が行われるということで、併せて広域連合で管理

している串内牧場の草地整備についてもこの事業の中に組み込まれて実施をするということで進んでおります。

今年の計画でありますけれども、平成31年におきましては予算計上させていただいているのが、占冠村の負担分ということで、串内分が168万1千円、後で返還される分ですけれども、954万あるうち占冠村串内分の負担が168万1千円ということで今年計画させていただいております。哺育育成センターについては農協が設置する会社で経営をするということになっておりまして、将来的には村の負担が発生するのが串内草地広域連合分という状況であります。今年は測量設計、一部用地造成があるということでお答えをさせていただきたいと思います。

地域交通のトマム線のバスですが、ワゴン車で14人乗りの車を計画しております。現状の利用人員からいくとそれで間に合うのかなという判断をさせていただきました。

それから、上トマムから占冠までの村営バスの接続ですね。議員が言われたとおり、幾寅まで出てもJR根室線の不通ということで、バスで今度、東鹿越に乗り換えて、それからまた汽車に乗って富良野まで出るということで、お年寄りを含めて通院に支障をきたす、時間も掛かる、ということもありますし、富良野駅に到着してからも、結構な距離を歩かなければならないということで、移動村長室の際に何人かがお見えになって、週1回でもいいのでバスを占冠村営バスに繋いでほしいというご要望がありました。

なかなか毎日というわけにはいきませんが、高校通学者を送る車があるもんで、トマム支所まで来ていただいて予約をいただいて、原商店前まで来ていただいて、村営バスにつなぐと。まっすぐ協会病院、あ

るいは西病院に病院の前で降りていただくということで、そういった配慮を今年度したいということです。帰りについては、また村営バスで駅前まで来てトمام線で帰ると、それでトمامに着く時間が1時間くらい早くなるそうです。そういった配慮をさせていただくということでございます。

次に、地域協働の取り組みということで、住民活動推進事業ということで、それぞれ地区ごとにボランティア活動をされております。平成30年の実績で申し上げますと4件ございまして、議員がいらっしゃる宮下地域ボランティア会、それから占冠ボランティア会、それから美園ボランティア会という3団体と、今年は本通・千歳・宮下行政区の防災訓練ということで、この4件を対象として申請がありましてので交付させていただいております。

この経費につきましては、申請時に例えば、機械の損耗料だとか燃料代、そういったものを含めて申請いただければ、内容をお伺いしながら、村の住民活動推進事業の補助金の中で対応したいと思っております。併せて、ボランティア保険についてもその折に申請していただいて、この経費をその補助金で賄うことも可能と考えておりますので、そういった修繕については想定なかなか難しいでしょうけれども、ある程度の予測をしながら、これは精算払いになっておりますので、仮に余れば返していただくということになっていきますから、そういった想定があったけど使わなかったよということであれば返していただければ結構かと思っております。

空き家対策の雪下ろし等含めた被害ですが、村でも空き家については除雪、あるいは雪下ろしで空き家の対応はさせていただいておりますけれども、被害対応についても村の保険もありますし、そういった案件が発

生すれば村の担当ご相談いただければ、対応可能なものもあるかと思えますから、それはぜひ情報発信、情報提供も含めて村としても対応してまいりたいと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） それでは6点ほど質問をしたいと思います。まず、7ページの集落対策の関係で、特に今トمامを中心にして集落対策が真剣に行われているわけですが、占冠地区の商店の問題を含めて、集落対策を占冠については早急に取り組まなければならないと考えています。それぞれ集落対策やるって書いてありますけれども、占冠地区については緊急性を要するし、先々考えた場合、今のうちから手を打っていかねばならないと考えています。このへんについての取り組み方についてまず1点伺います。

次、2点目の問題ですが、木材の管理の問題で質問をしたいと思います。9ページから10ページにかけての問題です。木材の地域商社をこれから立ち上げて準備をしていくとなっておりますけれども、特に新しい施業の関係で、10ページの上段に書いてありますように、天然林においても、老齢過熟木や更新障害木の多い林分の改良を図っていくと。これについては、森林をより強度の高いものにしていくためにそういった施業は必要だろうと思っています。

地域商社との関係で、この間、林業技術者の資源調査によって多くの保残木等の資源が確保されて、今まで把握できなかったことが把握できるようになったということであります。特に、天然林の中にそういったものが点在しているということで、今後、老齢過熟木や更新障害木の伐採等をやっていく場合のこ

れの調査のあり方です。

調べることができなかつたんですけれども、極印は村でも持っているという話は聞いていますけれども、調査木を伐採した後も明らかに痕跡が残るような形で、調査木も根極印等をやっていかなかったら、例えば隣に切らなくていい木があって、地域商社で木が欲しいということで無駄に調査もしてない木を切られても分からないようなことになっては困るわけです。データがあるものについては、将来的にも有効な木も含めてあるわけで、すぐ金になるから切るということのないように、事件、事故を防ぐためにも、極印等を打った木、切る木を調査している時点で明らかにするとともに、伐採後もきちんと確認できるというものを作っていく必要があると思います。後で事件、事故が起きた場合にとんでもないことになって、せっかく大事な事業をやっていることがだめになってしまうということで、心配しているわけです。管理についてきちんと、どういう方針を持ってこういった施業をしていくのか、考え方を伺います。

次に3点目です。中段に書いてあります、森林環境譲与税の問題であります。これから実施されるということですが、前にも議論しているように、本村では民有林が大変少なく、それも不在地主と手入れがされていない民有林となるとそんなにあるわけではありません。そういったことからすると、森林環境譲与税、今の制度であればうちの村に入ってくる金は大変少ないわけであります。それを村は活用していくということですから、具体的にどのくらいの金額が使えるのか。そういったものが試算されているから当然これを使っていきたいということだろうと思うんです。

不在地主が居なくて確認できなくても、自

治体がこのお金を使って施業できるということですから、荒れた山も、持ち主に関係なく不在地主であっても、村はその施業をできるという法律でありますから、この金を使ってやれるとうことで、そういった意味ではいいんですけれども、村の持ち出しが大変多くなっていくということになれば、この譲与税そのものが、大変問題のある中身だろうということです。以前にも申しましたように、自治体が本当に山を良くしていくために使えるような森林環境税ということにしていかなければならないという問題もありますので、そのへんの考え方について伺います。

次に4点目、11ページの中段、国有林との連携で大々的に書いてあります。今年度は上川南部森林管理署と森林整備促進協定を締結して、施業団地の形成や共同土場の設置など、民国連携で山づくりをしていくと。言葉としては大変良いわけですが、これらについては過去にも高密路網の整備等で国有林と連携していくということでしたけれども、なかなかそのへんについて、進んでこなかったということであります。

今後、こういったものを利用してやっていくわけですが、国有林のOBから言わせれば、いいだけ人と事業をなくしてしまって、もう林野庁で伐採から造林まで責任を持ってできるような体制にないから、今、国有林の中では10年とか、長いスパンで事業体を指定して伐採から造林までやっていくと、経営放棄をするような国有林の方向性が出されています。この制度に乗っかっていくということになって、整備だけして入ってくるのは他の大きな事業体が入って、その中で10年なり長いスパンの中で事業体が仕事をやっていくと。そのために村が利用されるということではあってはならないと考えています。

ぜひ、一体の事業をやっていくということであれば、そこで仕事や雇用が確保されて、地元に戻るということが大前提でなければならないと思ってますんで、そのへんの取り組み方について、単に国有林と協定を結んで、村が道路や土場を整備してやって、入ってくるのは他町村から大きな事業体が入って、その土場を5年なり10年、有効的に使っていくと。こんなことが、国の構想ではあるんですよ。そんなことがやられて地元の仕事もなにもないということであれば問題になるんで、そのへんについてきちんと、ただ単に手を上げてすぐ取り組むんじゃなくて、確約をできるようなことで取り組んでいかなかったら、大変なことになると思っています。そうならないように、そういった取り組み方をしたいと思っています。

次に5点目です。12ページ、道の駅の敷地の問題、土地の問題です。これは長い間、前村長も取り組みをしてきましたけれども、あそこにはS電気さんの土地があって、それがなかなか道の駅全体の構想に大きく影響しているということでもあります。道の駅の近くで地元の農産物が定期的に販売できるようにしていくためには、そういった土地の確保等を含めてやっていかなければならないというふうに思っています。村長も変わりましたから、新たな気持ちでこの土地所有者との交渉をやって、1日も早くこの土地を買って、道の駅全体の構想、農産物の販売等を含めた事業に寄与するような土地購入の働きかけを、早急にやっていただきたいということです。

6点目、これは噂で話して大変申し訳ないんですけども、19ページの保険・医療の関係で特に医師の確保の問題です。今回回覧で長期間の休みが出されていると。それはいいんですけども、噂の中では今いる医師は辞

めるということが出ているよという話しです。これは公にまだ出ておりませんし、村長の行政報告の中でも一切触れられていませんから、それが事実でなかったら発言は取り消したいと思いますけれども、住民の中にはそういった噂の中で医師が。

○議長（相川繁治君） 五十嵐君に注意いたします。噂で議会の質問は避けるようにしていただきたい。根拠を持った中で発言をするようにしていただきたいと存じます。

○6番（五十嵐正雄君） 公には言っていないわけですがけれども、非公式にはそういった形が出ているということでありまして、住民の心配をなくして、医師体制を確保していくためにも、そういったことがあるのかどうかを含めて、心配はないよということであれば結構なんですけれども、そのへんの考え方について、以上6点伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、集落対策における占冠地区の集落支援の関係でございます。かねてより、さまざまな機会がこの案件については議論をさせていただいてきていることも承知しているところでございます。新年度におきまして、集落支援員を新たに配置する予定でございます。というのは集落支援の方針の見直しが必要だろうということでございます。各集落で協議を行う中で、各集落の方向性について、再度検討をしたいなということを考えております。

占冠地区の商店対策も含めて、占冠地区の課題の洗い出しと、対応についてもその中で検討してまいりたいと思います。いずれにしても、地域の皆さんともお話をしながら、この件については対応を進めてまいりたいというのが、今申し上げられる範囲なのかなと考

えております。

それから木材の管理でございますけれども、議員がご心配の、ある事業者がいいところだけ持っていかれて、村の貴重な財産が有効に活用されないということは、私もそうなのはならないと思っていますので、当面はこの事業体とも含めて、村がこういった資源の管理を行い、調査、伐採等を含めて整理をしていきたいと考えていますし、ご指摘の根極印を含めた極印の使用についても事故のないように配慮をしながら、ぜひ進めたいと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

それから次の、森林環境譲与税の件でございます。私も当初考えていた内容とは大きく隔たりがありまして、本村のような森林が94%も占める地域においては、当然多くの譲与税が配分されるのかなということで、少しは期待をしておりました。ところが、実際には民有林、民有林の中でも私有林、私有林の人工林率に応じて積算された金額を譲与するということです。併せてその面積、それから林業就業者数、人口によって配分がされるということに現行法上はなっております。

そういったことを考えますと、今、村で試算しております譲与税額は、31年から33年で235万1千円、34年から36年で毎年352万9千円、37年から40年に至っては499万9千円、41年から44年、段階的に上がっていくんですけども、646万9千円。最終的に平成45年以降、794万1千円っていうのが現在の譲与税額の予定になっております。村としてこれをどう活用するかということで、単年度の財源としてはなかなか難しいだろうという判断もあります。使い方は基金積み立てをして、一定の民有林振興に使うことが定められておりますので、積立は許されていて、使い道は民有林振興ということになっていますから、

それらのことを勘案しながら林業振興に結び付けていく財源として考えたいということにしております。現状、そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

次に、国有林との連携ということで、森林整備推進協定を締結したいということでございます。相手方は今、上川南部森林管理署と協議をさせていただいておりますけれども、まず、将来の団地化の可能性、当面の取り組み内容をそれぞれ協議するということで、候補地の設定をまずすると。その後、関係者の間の事前調整ということで、具体的な取り組み内容の検討を行いますと。この運営につきまして、運営会議の全体の方針等を決定するわけですが、これには村長、それから所長を含めて、運営会議の設置をして、森林共同施業団地の設定等を含めて整理した中で、森林整備推進協定というのを締結する予定でございます。

事業実施にあたっては、先行するもの、それから後発するもの、さまざま考えられるわけでありまして。当然、占冠村もメリットがなければこの協定も結ばないわけですが、議員にご心配をいただいておりますけれども、そういったことのないように進めたいと思います。

占冠村で考えられる取り組みとして、対象区域の設定を行いながら、路網の連携した整備によりまして、将来的な施業団地化を検討してまいりたいと。それから事業コストの低減ということで、運搬コスト、販売ルートの拡大、銘木市等の出品、それから考えられるのが木質バイオマスの原料の薪の確保を含めて事業のコスト低減について、国との連携によって図られるのかなと考えております。

それから木材の共同出荷ということで、共同土場の設置というのがあります。共同土場

の設置につきましては、連携して維持管理を行いますけれども、山土場で運搬コストがかかったり、山を荒らすということがあって、共同土場を設置するわけですが、これから議論したいとは思いますが、例えば村が用地を提供した場合に、土場の設置費用は国が負担すると。そういった国もお金を出す、村も一定の負担をするというような方向で進められるんじゃないかということで、現段階では考えてございます。

一番問題になります地域振興の貢献ということで、国と民有林が連携することによりまして、森林施業技術効率化、コストの削減、それから国有林のフィールドを活用したさまざまな検討会、それからエゾシカ対策の支援とか、各種イベントへの支援を含めて占冠村にとってもメリットが考えることから、この内容について協定を結ぶ方向で、検討をさせていただきたいと思っております。いずれにしましても、検討会議の中で十分、運営会議の中で十分、議員のご心配の点については協議をさせていただいた中で締結をさせていただきたいと考えております。

次に、道の駅の用地問題でございます。私としてもぜひこの問題については解決をしたい、それに向けて努力をしたいと思っております。過去の複雑な事情もありますし、そういったことも含めて、占冠村の内容をご理解いただく中で、慎重に協議を進めて、ぜひ実現をする方向で私としても取り組みたいと申し上げたいと思います。

最後の医師の確保でございます。医師の確保については方針でも明らかにしたように、やはり医師をきちんと配置をするということが私の勤めであるとも思っています。現在、今日から休診になっていると思っておりますけれども、いろいろなことを含めて会期中に議論も

させていただいておりますけれども、まだ協議段階でございますので、ここで多くを申し上げることはできませんけれども、基本は医師を確保してまいりたいということでぜひご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君）　ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩　午前11時47分

再開　午後1時00分

○議長（相川繁治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。村長の執行方針に関する質疑を行います。質疑はありますか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君）　それでは平成31年度の村政の執行方針について何点か伺っていきたいと思います。まず1ページ、上から4行目ですが、北海道胆振東部地震のことが記載してあります。我が村から、地震直後から、多くの職員が厚真町に道の要請もあって、援助に出たと聞きました。危険を顧みず行かれた職員の方には感謝と敬意を表するところではありますが、こういった災害への対応、今後またどこで何が起こるかわからないという時代になっておりますけれども、行政としてどういう対応をこれからされていくのか、1点お伺いしたいと思います。

続きまして3ページ目、行政の推進には情報発信が必要であり、と記載があります。行政にとって、情報発信で非常に重要な部分かと思えます。ますますこういったICTが進んでいく世間では、その重要性が増してきていると思うんですが、広報という分野がありますけれども、基本的に広報は占冠広報を作るというのが仕事ではないと思うんですよね。占冠広報というのは、広報するための一つのツールであって、占冠広報作りのための部署が広報ということではないと。村としての広報

ということをもう一度考えていただきたいと思います。

特に情報の分野では、やはり村のホームページを見たら欲しい情報がすぐに手に入るような体制を整えること。そして村の、広告、宣伝も行政ですからあれですが、移住・定住を含めて、広くそういったことをしていくのも、広報の役割だろうと思います。

それともう1点、近年大きなことですが、災害時の情報発信。SNS、ツイッターについては災害時も非常に有効であることがわかってきております。去年の停電時も観光協会のツイッターが随分こういった役割を果たしたなと思っていますが、防災担当との兼ね合いもあるでしょうけども、ぜひSNS、ツイッターを含めた情報発信、広報についてどういった考えがあるかお伺いしたいと思います。

3ページのその下、経済循環が図られる取り組みということで、これは村長の政策の中で非常に大きいところかなと思っていますが、現在好調であるトマムの星野とクラブメッドのリゾートということで、そこにはたくさんの経済のチャンスがあると思うんですね。ましてや、うちの村は、道の駅があり、そしてパーキングエリアがあるということで、販売をしていくような場所というのは非常に恵まれているところにあるなと思っていますが、いかんせん、やはり村の産物というのがなかなかそこでたくさん売られている状況にはないということです。

道の駅でも、夏場は野菜もあって賑やかなんですが、冬場になりますと野菜がない分、少しさみしくなっていくと。道の駅に並んでいる商品、いろいろ工夫をされてだんだん商品も増えてきてはおりますけれども、商品開発、特に農業分野、夏は売れますが冬に売るのがなかなかないということも含めて、商

品開発をする、付加価値を付けることを積極的にやっていくべきかなと。大分前になりますが、リゾートの中のフォレストモールの中に空き店舗があった時に、村のPRショップを1シーズンやったことがありましたね。そんなに効果はなかったんですけども、あぁいったチャレンジですよ。パーキングエリアとか、トマムにそういった店を出す、もしくはそういったコーナーをつくるということで、経済循環ということ、具体的な取組みにしていく必要があると思っていますが、そのへんの考えをお伺いしたいと思います。

続きまして4ページ、一番下の方、地域医療の充実や福祉の充実の拡充ということですが、消防と先日情報交換をしましたら、今年度は救命士を1名増やしますよということでありました。ここで広域連合のことなんですけれども、広域連合で扱っている消防、給食、衛生ですか。広域連合で扱っているものは、基本的に行政が効率を良くするために進めているというものでありまして、サービスを受ける住民側にとっては、それが広域連合の範疇なのか、行政の範疇なのかは、関係ないといえれば関係ないですよ。

広域連合だから消防のことを行政側が情報発信しなくていいのかということにはならないと思いますので、もちろん予算は別になりますけれども、しっかり消防についても、もしくは給食とかそういった分野についても執行方針の中には、広域連合という枠で入れていくのがいいんじゃないのかなと思います。救急救命士が1人増えるというのは、住民にとっては安心の要因が一つ増えるということですから、そういった情報もしっかり入れていってほしいなと思っています。

続きまして5ページ、上から何行かの防災対策の件ですけれども、防災については、防

災担当ができてから、いろいろな部分で前に進んでいるなということで非常に評価させていただいております。先日も、冬期の避難訓練を行うことによって非常に大きなノウハウが地域にできているなと思っております。

ただ、昔からずっと懸案事項になっております、防災無線の問題ですね。防災無線というか、災害時の情報伝達。現在、地域ごとの防災体制、防災意識が非常に整ってきているということであれば、小さい単位でそういった連絡網をしっかりと作って、確実にその情報が災害時には伝わっていく。そういうシステムを大きなお金をかけて防災無線とかを入れる、それを入れるのがずっと見つからないと。お金も掛かりすぎるということであれば、うちの村はそんなに人数が多くないですから、地域ごとでそういった体制を作る。それをホームページ等で補完することで確実にその情報を、どこに避難所ができました、どこが通行止めになりましたとそういった情報がしっかりと伝わるようにしていただきたいなと思います。災害の情報の伝達、この部分についてお伺いしたいと思います。

あと5ページの、未来を託す子どもの環境づくりのところですけども、子ども向けの施策が進んでいくというのは、今年が目玉でもありますので、非常に歓迎することでありまして、今まで遅れてきた部分もぜひ取り戻していただきたいなと思っています。子どもたちがいるところには人が集まり活気が溢れます、という表記がありますが、これはそのとおりと言えはそのとおりだとは思うんですよね。ただ、7ページの集落対策のところ出てきます、中央、トマム地区もいいと思うんですが、字占冠、双珠別地区は子どもがいるところに活気が溢れるというロジックは地域づくりに当てはまっていかないわけですね。

子どもがたくさん溢れているというのは、日本の高度成長期の現象の一つでもあります。エネルギーを使い放題使って、環境汚染もどんどんして、その中で人が増えていたと。

これから日本はどんどん少子化社会になっていきます。子どもがいない地域でも、充実した地域、幸せな地域、地域に寄り添った地域づくりが大切じゃないかなと思うんですね。子どもがいることは、非常にいいことではありますがけれども、それがいないからうちの地域はだめだというようなところに落ち込まない、そこにはまり込まないように、集落対策について進めていただきたいなと思います。

盛り上がりそうとか、発展していこうとか、右上がりの思想ですね。どうしても集落対策というとそういう思想になっちゃうんですが、やっぱり高齢化している地域にとってはあまり無理をしてしまうと疲れてしてしまっていて、長続きもしないですし、どういう形がいいのか。日高の千栄地区では、地域活性化協議会を作っていていろいろやっていますが、年に1度食べ物を持ち寄って食談会をしたり、いろいろな活動をしています。他の地域のそういったところも参考にして、集落対策を進めてもらいたいなと思います。

あと6ページの、上から3行目、国際感覚を養う教育や平和の尊さを学べる教育ということがあります。今、アスペン市との交流が盛んで、非常にいい状態だと思いますが、小学校では北大の授業で中国の学生さんだったりとか、リゾートから韓国人の方に来ていただいて、授業を担当していただいたりしています。アスペンだけではなく、中国、韓国、台湾、もしくはイスラム圏。アジアの国々とのつながりというか、そういった国際感覚というのをこれからどんどん外国人が日本の中でも増えてきますので、必要になってくると



思います。アスペンだけに留まらず、そういったことが必要になってくると思います。これについてお伺いしたいと思います。

続きまして、8ページ、畑作振興の中のアライグマですけれども、何回か議会の中でも一般質問等でも出ておりますが、つい先日うちの庭にも出ましたけれども、本気で取組むべきで、今を逃すと本当に増えてしまうということになると思います。栗山町で平成27年480頭、28年432頭、29年445頭と400頭越えの数字がずっと出ておりますが、捕獲の数ですね。そのぐらいに爆発的に増える可能性があるものですので、占冠の畑作にとっては本当に脅威ですから、今、ヒグマ、エゾシカと並列に並べるのではなくて、アライグマについて対策が必要だなどに思っておりますが、このへんの認識をお伺いしたいと思います。

11ページ、森林整備推進協定の件は、五十嵐さんに聞いていただきましたので、メープルシロップについてなんですが、六次産業化ということで、エゾシカ・薪・炭・メープルシロップを進めてきたわけですが、メープルシロップについては稀に見る成功例に今なっていると思うんですね。これだけ成功する例はなかなかないと思います。他のものも同じようにやれば、同じように成功するっていうものではないですね。これは本当にぴったりハマって、これから数を量産していく体制をどうやって作っていくかということはあると思いますが、現状ではいろいろな賞も取って、アマゾンでも取引が始まって、稀に見る成功例だなと思っています。

村としては、これも並列でやるのではなくて、メープルシロップの成功例について、人材に対してもっと育成をしていく、そして必要であれば投資をしていく、これを生かすような組織づくりをしっかりしていく。こうい

ったことが非常に大事になってくると思いますが、このメープルシロップについて、お伺いしたいと思います。

あと14ページ、新エネルギーの推進とありますが、再生可能エネルギーですね。今日は3月11日ですので、本当に番組も少なくなってしまうって8年経って情けないなと思いますが、原発の愚かさを改めていろいろな情報を得ることで、また再稼働をどんどん進めようとしている現状が、非常に情けないなというふうに感じております。

都市部では、原発のエネルギーに頼らなければならない状況にもあると思うんですが、まず地方から、手近にあるバイオマス、小水力、太陽、地熱、風力、そういうエネルギーをしっかりと使っていく必要があると。今、バイオマスということで村は進めておりますが、他のエネルギーについてもしっかりと情報収集をしながら、その可能性を探って実現していくことが必要になってくると思います。プロジェクトチームということで動かれていたと思うんですが、ここが機能しているのかどうか。この方向性についてお伺いしたいと思います。

あと17ページ、これで最後になりますが、地域協働への取組みということで、ファミリーサポートセンター・しむかっぷについて。非常にボランティアな団体で、今、村の中で大活躍していると思います。お年寄りの訪問、見守りから、花壇の整備まで活躍をさせていただいて、非常にありがたい仕組みだなと。ただ、はじまってまだ時間が経っておりません。あまり一部の方たちに負担が大きくなり過ぎないように、占冠も動ける人は決まっているので、どうしてもそういう人たちに負担が偏り過ぎる傾向にありますので、負担が増えすぎないように。その負担をみんなでシェアし

てやっていけるような体制を、ぜひ行政も気をつけながら、手助けをしていってくれたらなと思っておりますが、このファミリーサポートセンター・しむかつぷについてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） それでは、山本議員のご質問にお答えをしたいと思います。地震等の災害対策ということでご質問がありました。議員のおっしゃったとおり、北海道の中に災害協定がございまして、北海道全城市町村に派遣要請を含めて、どこで起きても、支援体制というのは北海道としてやっております。村としてもこういった道の協定に基づきまして職員も派遣し、併せて被災地の対応等を、まず感覚として見てくるということは本村の災害対策にも十分役立つものと考えておりますので、そういったことはぜひ続けてまいりたいと思っております。

それから、防災情報等のメール発信につきましては、今年の訓練におきましても、LINEを用いて情報発信等もしています。SNSを用いた情報発信も今後、積極的にやっていきたいなと考えております。今回の防災訓練もそうでしたが、議員の言われるように占冠広報もお知らせ版ではありません。あらゆる情報を発信するということは、住民の皆さんにとっても有益な情報と考えておりますので、広報を含めてさまざまな情報を発信したいと思っております。執行方針に書かせていただいたのは、情報がないところに新しい政策、あるいは新しい方向性はなかなか生まれてこないということで、ものが変わったり、いろいろな状況が変わればそれも見直しながら、情報発信に基づいて見直し、そして新たに方向性を示していくということは大事なことでありますので、そういった意味で記載をさせ

ていただきました。

それから、経済循環の話ですね。確かにまだまだ、農業・林業・観光とこの3つをうまく組み合わせて経済循環が十分図られているとは確かに感じております。いっぺんにやろうとしても、なかなか難しいということで、地元産品をどういう形でリゾートの消費と結び付けるのかという取組みは必要ですし、村で作られたものがリゾート内、あるいは村内の飲食店、道の駅、物産館等で消費をしていただくということは大事なことで私も思っていますので、今後も関係者を含めて努力はぜひ続けてまいりたいと思っております。

それから次の4ページの関係の広域連合の事務事業の中のさまざまな広域連合の事業の中でこういった内容が行われているのかという部分では、村民の皆さんに十分発信していない部分もあろうかと思えます。広報の中では会議はありましたよというようなお知らせはして、こういうことが決まりましたという程度のお話でございますので、なかなか今回の予算の中で救急救命士の養成とかは例えば議会の予算書を見ても、広域連合、消防関係については記載がなかったものですから、そういった意味では十分、発信をしきれていなかったという点では、今後、広域連合も含めた一つの行政の枠組みの中で対応してまいりたいと思った次第であります。

次が防災対策の情報伝達の問題です。現在は防災情報の伝達自体はメール等での発信を、登録者になりますけれども、行っているのが現状です。情報を整理した上で、確実に届ける努力をしていかなくてもなりませんけれども、自主防災組織、少しずつではありますけれども、地域の中でそういった取組みが行われています。私はよく隣組と言うんですが、5人、6人の枠組の中でお互いに地域内でそ

ういった防災情報について、いざという時には、声掛けができる体制が必要じゃないのかなということで、行政区単位にはなっていないけれども、自主防災組織の活用等を含めて検討はしていく必要があると思っております。

それから、子どもの環境づくりで、私の意図する子どもの集まるところに人が集まる、賑やかになるというのは、一つの大枠の自治体の中での私のイメージです。占冠・双珠別、あるいはそういった子どものいない地域を意識して書いたわけではありませんので、議員のおっしゃるとおり、集落対策、それぞれ地域によって事情が異なります。当時、集落対策を取りまとめた時に、地域の皆さんにもご意見をいただいて、それぞれ地域がやること、それから村がやること、それぞれの地域事情で違ったと思うんですね。これらを着実にやれるのか、やれないのかも含めて、今回計画の内容を精査して見直し、再検討をし新たな方向性をまた、地域みなさんと協議をしたいということで考えておりまして、例で提示のあったように、地域のお年寄りが集まって昼食会するとか、いろいろな楽しみ、あるいは過ごし方等、地域によってさまざまです。そういったことも提起しながら共に、その地域で楽しめる、あるいは暮らせる状況はなんなのかということも含めて今後検討してまいりたいと思います。

次に国際感覚、国際交流の問題です。たまたま議員の言われるとおり、アスペン市とは姉妹提携をしていて、アスペン市との交流が多くは前面に出ているというのも現実だと思います。占冠村の住民登録を見ますと、41カ国の方がトマムに限定ですけれどもいらっしゃいます。トマム地区では外国の方が地域に溶け込んで、実際に暮らしていらっしゃるのを見えていますし、地域の方々とうまく溶け合

って学校・保育所等を含めて交流をされているということもあります。そういった意味では、他の行政区を含めてこれから膨らむという可能性がありますので、そういうさまざまな地域交流、人の交流というのは大事だと思います。機会があればそういったことも検討していこうと思っています。

昨日のテレビを見ますと東日本大震災で労働者がいなく、若者が亡くなって外国人を多く受け入れているというのが実態の中で、やはり言葉、それから生活習慣等を含めて違う中で、地域によっては地域の中で家を建ててもらっては困るとか、そういった社会問題もあるようでございます。そういった意味ではそういった感覚を少しでも和らげるという意味では小さい交流からでも、小さいうちから慣れていくということは大事な取組みなのかなと私も思っておりますので、機会があればぜひやってみたいと思っております。

それから、畑作振興の中でアライグマの問題です。村としても大変、脅威に感じていることから、今年度鳥獣対策専門員を中心にしながら、捕獲奨励金を予算措置させていただきまして、箱罠の貸付等も導入いたしました。昨年、アライグマの罠をかけると猫が入ったり、他の動物が入るということで、いろいろな市街地なりの農家にもお願いしたんですが、他の動物が入るということもありまして、アライグマ専用の罠があるということをお伺いしましたので、それを今年度購入して設置をさせていただくと。罠は住民の皆さんのご協力が必要なものですから、見に行ったりさまざまな経費もかかるかということで、今年度、熊、鹿プラスアライグマの奨励金の予算措置もさせていただきました。そういったことで、今きちんと対応しなければ、また大変な被害が発生するということも想定されます

ので、このことに関してはしっかり取組んでいきたいと思っております。

それから、メープルシロップの取組み、議員のおっしゃるとおり、大変占冠らしい独自の味といいますか、製品ということで高く評価されていて、なんとかこれを単品で売るとするのは数が限定されてますんで、なかなか難しいだろうと。このメープルシロップを使ってさまざまな事業展開ができないかということで、そこに携わる人も含めて、調査・研究をもう少ししようやということで、今年も予算措置をさせていただいて、ぜひ事業化に向けて取組みたいということで、予算計上もさせていただきながら進めているところでございます。

新エネルギーの問題ですけれども、占冠村新エネルギー検討委員会におきましては、平成26年からバイオマスをはじめ、小水力発電等の新エネルギーについて村内の活用を検討してきたところでございます。木質バイオマスについては、湯の沢温泉の薪ボイラーや道の駅、スキー場ロッジ、ミナ・トマム等に薪ストーブを導入するなど、行っているところでありますし、北海道大学の大学生の論文でも薪生産及び利用が北海道占冠村にもたらす経済効果というのを、発表会を行って村の木質バイオマスの取組み波及について検証しているところでございます。

また、小水力発電については、湯の沢地区で民間企業が小水力発電可能調査を行いました、その調査に基づき、地域での導入支援を行う北海道企業局による現地調査も行われております。今後の取組みにおきましては、地域材利用推進方針、あるいは公共施設等総合管理計画に基づきまして、今年度建設する保育所に薪ボイラーを導入するわけですけれども、今後、新エネルギーの導入検討や情報共

有は引き続き行うほか、小水力発電等のエネルギーの技術開発やコスト定義にかかる先進地の事例収集等の把握に努めていきたいと思っております。

それから次に、ファミリーサポートでございますけれども、大変多くの方が会員になっておられまして、地域に根付いて喜ばれていると私も伺っております。会員につきましては随時募集を行っているということで、高齢者の日常生活支援等を含めてファミリーサポートのボランティアの方の協力が必要な家庭について、機能が十分活用される、あるいは充実できるような強化を図ってまいりたいと思いますし、これらの運営・支援につきましても村としましても今後も続けてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時50分まで休憩いたします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時50分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。村長の執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ちょっと追加でお聞きしたいところがありますので、お聞きしたいと思いますが、まず、5ページの未来を託す子どもの環境づくりと6ページの保育所の建設のところですが、保育所の中にコミュニティスペース、交流スペースができると、子育て世代包括支援センター機能をもったところできると聞いております。ぜひ、うちの村で根付いてきているコミュニティ・スクールの思想をしっかりと入れて子育て世代だけのコミュニティスペースにならないように。いろいろな人がそこに出入りをして、そこでいろいろな交流が生まれていく子どもを

中心にして生まれていくと。そういったところになるようにしていくべきだというふうに思うんですね。

新しい保育所、保育所の子どもが通っている親たちだけのものではなくて、地域みんなのものというような意識を持ってもらって、逆に先ほども植木の剪定とか、そういったことにも住民に関わってもらって、行政が作ったというよりはみんなで作り上げていくような保育所、そういったイメージをぜひ、そして村の材を使った保育所を多くの方に見ていただきたいですよね。触れていただきたい。そういったことも含めて、やっていただきたいなど。そのことを一つお聞きしたいと思います。

あと1点、17ページの防災対策です。防災について前にも1度、懸案ででしたが、今の避難路。避難所へ上がる、歩く歩道、歩く避難路ですが、やはり冬場、除雪が今はされていない状態ですよね、今はもう除雪ぜんぜんしてないだけだといいんですけど、あそこは雪貯めるような感じになっていて、ちょうどその避難路ですっていう看板のところがブルで雪山がどわんとなっているという、ちょっとブラックジョーク的な状態に今なっていますので、昨年も3月に大雨があって、本当、今何が起こるか分からない。この時期に雨が降ると氷が解けて、それがまたいろいろな障壁になって、バックウォーター現象とか、いろいろなことが起こる可能性があります。やはり解決していかないとだめだと思うんですが、せめて今、あそこに雪を積むのはやめるべきだというふうに思うんですが、そのあたりの避難路の冬の状態についてもお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのご質問に

お答えをしたいと思います。今年建設予定の保育所の中に子育て世代包括支援センターを設置したいということでご説明を申し上げています。また、保育所の交流スペースとしても活用したいんだということで、どういった交流ができるかお母さん、お父さん、子どもだけの交流なのか、コミュニティ・スクール的な要素を持っていける方との交流スペースにするのかということで、まだ私としては現場の状況、0歳から6歳までの中で、どういった交流スペースにするのが相応しいのかっていうところは、十分整理できておりませんが、議員のおっしゃるとおり、地域で育てるんだという意識を持つという意味ではそういった交流も常時はできないにしても、そういった考え方を持った交流スペースにできるように検討、前に進めたいと思っております。

それから、防災の歩いて逃げる避難路につきまして、以前にも冬期間も開けるべきとご意見をいただいております。村としては、冬期間、全日程、24時間開けるのは大変難しいとお答えをしたところでございます。今ご指摘の、この融雪時期、雨も想定される時期にそういった環境になっているということは大変申し訳ないなというふうに思っていますし、雨が予想される、あるいはこの融雪時期には、避難路の雪をよけることをやりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 2ページの、下から6行目くらいですね。集客力が大きくなった一方、水資源、ごみ処理、救急医療云々と書いてありまして、解決に向け努力してまいり

ますということですが、この解決の最終っていうんでしょうか、どの地点を解決とみなすのか、そのへんのこともちょっとお聞きしたいと思います。

7ページ、先ほど来、五十嵐さん、山本さんからもお話がありますけれども、集落対策。何度か集落対策について一般質問もさせていただいておりますけれども、次年度、集落支援員を配置ということですが、集落支援員はどういう範囲を目的としているのか。集落対策方針を作るための支援員なのか、これから何年かに向けてその集落に対しての何か方策を立ててくださって、支援に向けてその地区に関係していただける支援員なのか。そのへんの兼ね合いを教えてくださいたいと思います。

それと(4)の地方創生。何年か前から行っています地方創生推進交付金利用の地域課題づくりですが、経過や成果がわかれば教えてくださいたいと思いますし、今後それをどのようにして解決の方向に向けていくのかも教えてください。

続きまして、11ページの、先ほど来、六次産業のメープルシロップの件をお伺いしておりますけれども、先日、新聞に大々的に収穫しているところが報道されておりましたけれども、ネット販売などで人気を博しているということですが、ネットで買い占められて地場で売れないという意見も聞いております。そのへんの割合の方法が村独自で仕分けできるのかどうかも分かりませんが、地場で売れないものはちょっと寂しいなと思いますので、そのへんの方法も教えてくださいたいと思います。

続きまして、12ページから13ページですが、トマリリゾート、道の駅、湯の沢温泉、ニニウいろいろと地域に分けて出ている

んですが、物産館の件が何も入っておりません。道の駅は道路としての駅。鉄道としての駅の中心地というか情報発信地であり、建物である物産館の利用がここ数年何も課題として載ってきておりませんので、そのへんのことをお聞きしたいと思います。

それと、4番の湯の沢温泉、必要な設備の更新及び改修と謳っておりますけれども、どのへんを改修するのか。あと、利用促進に向けての各種の施策。高齢者に回数券が配布されているようですが、利用度が少ないのではないかなと感じています。増加させる方法をもう少し考慮すべきだと思いますけれども、その方策もお聞きしたいと思います。

次14ページ、移住・定住ですね。ちょっと暮らし、お試し暮らしというんでしょうか、そういう方法を取っておりますけれども、なかなか少しずつは増えているとはいえますけれども、目に見えて増える要因ではないと思います。暮らし方の方法、半年間いてくださいとか、そういう条件的なものがつけられるのであれば、もう少し占冠を分かってもらえるのではないかと考えますけれども、住宅の宣伝っていうんでしょうか、そのへんのこともちょっとお聞きしたいと思います。

あと15ページ、道路改築ですね。村道に限られていると思うんですが、国道の改築の要請っていうものもしていただければと思います。防災とも関係するとは思いますが、国道、駅前から占冠に向けてのあそこは水溜りがよく増えますね。去年も水害が起きておりますので、このへんの改築の要請をしていただけたら、もっと安全になるのかなというふうに思います。

その次の(2)村営住宅。村営住宅といいますと、入ってもいいかなと思えるような団地が解体されたりしております。これは長寿命

化の方策でいたしかたないのかなと思いますけれども、本当にみすぼらしい村営住宅が何件か目立っておりますので、このへんの解体の予定がどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

それと、16ページの環境衛生にも関係してきます。周りが村営住宅の周りは本当によろしくない環境にありますので、そのへんは環境衛生にも関係してくるかなと思います。それに関わるごみの関係ですけれども、もう少しきめ細かな周知方法を考えていただきたいと思います。若い人はホームページだの広報だので確認できますけれども、高齢者、目が見えにくく、読みづらくなったとか、なかなか理解が難しくなっている人たちが多くなっている状況ですので、広報のかけかたをもうちょっと考慮していただけたらと思いますけれども、お答えをお願いいたします。

それともう1点、19ページ保健と医療ですね。一番下に助産師と保健師の個別訪問などを行い、本当に妊産婦、産前・産後、きめ細かな対策をしていただけていると思いますけれども、この助産師というのは常駐させての母子保健対策なのか、そのへんもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。ちょっとたくさんあって申し訳ないんですけれども、まず、トマムにおける水資源、ごみ処理の問題でございます。星野リゾート、それからクラブメッドで両運営になりまして、約60万人くらいの宿泊客がいらっしゃいます。現行上、水については足りているということでございますけれども、今後施設の拡充・拡大を含めていきますと、水不足が懸念、予想されるということから、地下水の利用について村と協議を

することとしております。現状まだ許可を得るまでに1年程度かかりますんで、そういった意味ではまだ、協議がきていないということは現状の水量で足りているということですけれども、いずれにしても村との定期協議の中ではそれだけの期間がかかるので、早急な協議をしてくれということで進めておりますので、それらの方向性が決まれば解決になるのかなということです。

また、ごみ処理の問題ですけれども、生ごみ等は資源化で現在、リゾートで処理をしていただくということで、星野さん分についてはそれで現在進めています。クラブメッドの分についてはまだ、なかなか分別が行き届かないということです。村としても、最終処分場の建設に向けて、ごみの減量化を含めてまだまだリゾートとは協議をしなければならない事項はありますんで、それらが整うのが概ね解決に近づいたということなのかなとは考えております。

それから、集落支援の支援員でございますけれども、集落支援員の支援につきましては、現在考えておりますのは、集落のあり方について話し合いをしたいということで、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、それから課題、あるべき姿等について話し合いの協議の促進をして、集落の点検の結果を活用しながら今後の方針を決めてまいりたいということです。したがって、それらの協議に関わる支援員の対応と新たな計画書の策定に関わる支援員について業務としてお願いしたいと思っていますけれども、議員のおっしゃるようなその地域に住んで云々ということとは考えておりません。

次に、地方創生交付金の成果ですけれども、数値目標KPI等については議会に一覧で既にご説明を申し上げております。効果、事業の

効果・実績につきましては、トマム地区の子育て世帯住宅促進事業につきましては、平成29年から31年までを事業期間として、地方創生交付金を活用し、学校を中心としたコミュニティを維持するためにクライミング体験、それからリゾート関係者との交流を促すとともに、住民ワークショップ、トマムの特徴を生かした地域の魅力づくりのための移住者の受入れと体制を整えるということの取組みが一つであります。

今年度の事業実績でございますけれども、クライミング体験についてはトマムコミュニティセンター内に設置した施設を利用して体験等を開催しております。ワークショップにつきましては、リゾート関係者や地域住民などのヒアリングを行うなどですね、ワークショップを2回開催し、地域住民など延べ20名の参加をいただきまして、自然を生かした保育や、コミュニティ・スクールなどであるトマム学校の取組みを紹介するとともに子育ての環境について議論を深めております。そういったこと等、交付金事業を使って定住・移住についての取組みを進めているところでございます。これについても、集落対策の新たな計画づくりを次年度以降しながら、また一つの方向性を決めてまいりたいとは思っているところでございます。

次に、メープルシロップの占冠還元でございますけれども、大きい瓶は売り切れとかいろいろなことがあって今はなくなりましたけれども、イベントでは小さい小瓶で村民還元用ということで、村民しか売らないメープルシロップも販売して、確か1千円だったと思いましたが、そういった村民還元もしながらやっているという実情もありますし、取組みをしているところです。いかにせん生産量が限られるもんですから、住民還元もしな

がらご理解をいただくという取組みもしているということです。

それから、物産館の利用につきましては、1階に協力隊の事務所、2階にレストランが入店して利用がされているということで、1階の空きスペースの活用について、なんらかの活用ができないかということで、結論は出ておりませんが、1階空きスペースの活用について現在、検討していると。協力隊の集落支援活動のスペースとして利用もできないか、それからメープルシロップの事業にあの施設が活用できないかとか、結論が出ていないところでございますけれども、利用について検討を進めているというのが実態です。

それから、湯の沢温泉の改修、利用については、湯の沢温泉との指定管理者との協定の中で、30万以上の営繕・修繕が出た場合は村が行うと。それ以内は事業者が行うということになっていまして、当然、施設としては壊れたり、いろいろなことが想定されますので、そういったものについては対応したいということの記載でございます。湯の沢温泉の改修についてはそういった意味の記載というふうに考えていただければ、大きな改修をするということではないということで。湯の沢温泉の利用等は、去年も温泉祭りだったりとか、さまざまな催しを指定管理者で企画し、開催をしているところでございます。私も何回か行きましたけれども、休憩所がいっぱいになるくらいの村民の利用もありましたので、そういった部分では指定管理者としても努力をされているのかなと思っております。その他の湯の沢温泉の高齢者利用の補助については、温泉施設利用助成事業として、引き続き行ってまいりたいと思っております。

それから、道路の改良、新設改良の部分ですけれども、議員のおっしゃるとおり、国道



の危険箇所、あるいは修繕箇所については修繕が予算の範囲でできるものについては、その都度やっていただいていると思いますけれども、大規模改修等を含めて当然村からは関係機関に要望行動もしておりますし、要望書も上げているところでございます。これが、実現していただけるように今後も引き続き要望をしてまいるということでございます。

それから、村営住宅の老朽化施設の解体、それから環境、営工あたりのこともおっしゃっているのかなと想定しますけれども、これらの解体については予算の範囲で随時やっていきたいと考えております。村営住宅の解体予定につきましては、平成31年で今回予算計上させていただきましたけれども、川添団地の1棟4戸、一番前のやつですね。それから平成33年に宮下B団地、昔の診療所の一番上の住宅ですね。それから占冠団地、1戸入居されていますけれども、それらの関係を踏まえて、予定では平成33年。それから平成34年には湯の沢団地ということで、これが解体予定の長寿化計画に載っている計画でございます。営工団地の木造の古いやつも、先ほど申し上げたとおり、予算の範囲でできるところからやりたいとは考えているところでございます。

それからごみの周知方法、全員協議会でもご指摘をいただいたように、広報だけでは分かり辛いということで、再度チラシ、ペーパーを通して周知させていただきました。私もお年寄りから聞いたら、やっぱり前のほうがわかりやすいと。長く使っているということで、そういったお話いただきまして再度元に戻しました。これからごみの減量化に向けてはいろいろと変わってきますんで、分かりやすい周知方法等を含めて検討していきたいと思っておりますのでお願いしたいと思います。

それから、保健医療の母子保健に関しまして、妊産婦の安心出産支援事業というのは継続になる予定でございます。併せてやっている助産師と保健師の個別事業については、常駐はしないで、現在、富良野市からの招へいで年3から4回ほどの派遣をいただいているというのが現状でございます。

追加ですいません。答弁漏れがあったようですけれども、ちょっと暮らしの滞在期間の延長の件ですね。これについては、こちらから強制的に延長してくれということとはできないので、相手の希望により行うという状況になっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 湯の沢温泉の設備の関係ですけれども、30万以上は村で対応するということですが、今、源泉から汲み上げているところはかなり古いのかなと思いますし、私もお風呂結構行かせていただいておりますけれども、シャワーとかかなり水圧が弱いんですね。そのへんの関係の設備はやはり、村側の設備の改修のものになるのかなと思いますけれども、そのへんの更新を考えているのかどうか。予算的に31年度は無理な状況だとは思いますが、リピーターさんも多く、かなり地方からもみえている温泉ですので、そのへんのことをお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのご質問の湯の沢温泉の源泉の施設の関係でございます。私も指定管理者と協議をさせていただいておりますけれども、現状なんとか利用はできるだろうということは言っておりますが、どうしても水量の確保に向けては施設の改修が不可避だと。やらなければ水量の確保がだんだん難しくなりますよねというお話をいただいております。いずれ源泉の改修は必要にな

るのかなということも考えておりますけれども、見積もりを取っていただくようなことで今、進めておりますけど、こういった方向が一番いいのかも含めて、今は検討中ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） これで村長の執行方針に対する質疑を終わります。

---

### ◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（相川繁治君） 続いて、教育長の教育行政方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 31年度教育行政執行方針これについて何点かお伺いいたします。村政執行方針の時にも言ったんですけれども、教育執行方針は11ページと簡略にまとめてもおられる。ただ1点、はじめにはちょっと長すぎて、ちょっと全部網羅されているみたいです。最終的に何が書いてあるか混雑、文章の問題ですけど、まとめたらよろしいんじゃないかなとそんな気がします。

次に、3ページ、確かな学力の育成というのがあって、わかりやすい授業、確かな学力、児童生徒に対するわかる授業とはどういう授業か。今までわからん授業をやってきたのか。このへんの解釈を一つ分かりやすく答えていただきたい。

次にずっと飛んで10ページ、上から5行目、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めると。生涯スポーツの社会というのはどういうものか、もうちょっと細かく説明してください。

それから次に同じページの5番目、社会教

育施設の充実であります。既存の施設がいろいろあると思うんですけれども、ここにも書いてあります。既存の施設は施設でだめなのか、既存の施設といっても、かなり古いものもあるけど、どれだけ取り変えなきゃならないか、新しいやつはどれだけ入れなきゃならないのか、このへん具体的に説明願います。

それから、総体的に社会スポーツだとか芸術文化、これについては人口がだんだん減っていく中で、これらの事業をやれば大変だと思うんですけれども、人口減少に対する見方というものを、教育長はどういうことを考えているか。

最後に1点、去年のやつと比べてみたんだけど、項目的にはあまり変わらない。藤本教育長は、俺はこれをやるんだという何か特殊なものがここにあるかと思ったんだけど、なんら去年と変わらない。教育長らしい目玉をこの中に入れたらよろしいかと思うんですけれども。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 長谷川議員の質問に答えさせていただきます。最初に、教育執行方針、11ページあるんですけれども、はじめにを踏まえた中での、もうちょっと簡素化して書けないかというお話だと思うんですけれども、これまでもずっと書いてきてはいるんですけれども、学習指導要領改訂等がございまして、前段を書いていかないといきなり説明するのちょっと難しいのかなということもありまして、一般的にこういうことでこういう形でこういうっていう、まどろっこしいかもしれませんけれどそういう書き方になっているということをご理解していただきたいと思います。また、今後に向けて、内容の短縮等も含めた中で、踏まえて整理できるものは整理して文章化するという方向は取組ん

でまいりたいと思っています。

続きまして、確かな学力の中で、わかる授業と書いているのも、これは文科省の学習指導要領もございまして、私の一存ということではなくて、今までも各学校においてはわかる授業、今回わかる授業って書いてありますけれども、生徒たちが理解できる形で授業をしているわけですが、今回の学習要領の改訂の中で、わかる授業というふうな頭出し等もございましたので、今までがわかる授業をやっていないということじゃなくて、更に掘り下げて子どもたちに理解してもらえ、授業の取組み、工夫をやっていきたいんだという意味で書かせていただきました。

スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現ということですが、一般的に考えますと、スポーツは小学生、少年団活動、ある程度青年期を迎えた野球、水泳とか、いろいろあるんですが、私が言いたかったのは、そういう若い世代だけではなくて、当然、80、90になって走ったりはできないんですが、それぞれの世代でできるスポーツ等があれば、公民館事業等も活用しながら、外でやるスポーツもいいんですが、コミプラの中でやったり、福祉の施設の中でできているような、そういったスポーツが世代をとおして、いろいろな世代でできていくスポーツに親しめる、そして地域の人たちが人と接していくっていうような社会ができれば、ボケ防止とかいろいろ言われていますけれども、一助もなるかなと考えて書かせていただきました。

それと、社会教育施設の関係ですが、施設整備はこれまでもやってきておりますけれども、新たに建物を建ててということは考えてございません。実際、コミュニティプラザにしても、もう建ってから相当の年数が経

ってしまして、改修等はやってきてはいるんですが、その中で何を優先するのかっていうことを含めた中で、コミプラにおいては今年度においてトイレを洋式化。中の設備の拡充は、和式があるんだけど、なんで洋式にしてくれないのとか、いろいろ言われる要望もありますんで、利用しやすい施設となるようなことで、予算の範囲、村とも協議をしながら、改修についてはしていきたいという意味で、新たに施設を建ててとか、そういうことではございません。

その前に、人口減少のお話をされたと思うんですが、私もこの執行方針の中にも書いてあるんですが、少子化人口ということで、うちの村も3年前から文科省、人口少子化に対応した活力ある学校生活をできないかということで、いろいろなICTも含めて、プログラミング教育も含めていろいろやらせてもらってきました。それで、最終的に教育委員会として、どういったことをすれば人が増えるのかという話になってくるんですが、村といたしましては、ふるさと創生等を使って、移住・定住という形でやってきていただいておりますので、うちの村はこういうようなことをやっているんですよということを発信しながら、一時的に滞在型でもいいですから、占冠に来て、住んで、学校に来てもらうっていうことができないかというような話でやらせてもらいます。

昨年度ですが、大阪の方ですが、占冠に来たいというお話でうちに1回見に来て、そして今小学生のお子さんと一緒に生活してございます。村は村として、教育委員会は教育委員会として、そういったことができて、子どもたちを呼べるようなことができればということで、藤田室長と話しながら、移住・定住を含めた中央・トマムという地域

にこだわるんじゃなくて、村として発信していけないかということで今、検討させていただいております。

それともう一つ、長谷川議員の教育長は一体何を言いたいんだ、何をやりたいんだという話のご質問だったと思うんですけれども、今までもそうだったんですけれども、当初予算では大きく変わったこと、あるいは国の事業とかでやっていることについては、書かせてもらっているんですけど、一応、今現時点いいますと国の文科の事業も終わりました、昨年度村の当初予算でお願いして、電子黒板を2台入れさせてもらいました。村長の執行方針とも関連してくるんですけれども、30、31、32年間で前回のICT等については、国の補助があったんでできたんですけれども、今やろうとしている電子黒板については村の単費でやるんで、3年計画で全クラスに入れて欲しいんですっていうお願いをしました。

去年は中央小学校に2台、今年度についてはトナム学校に2台、占冠中学校に2台、最終的には中央小学校は複式学級ですけれども、複式学級に2台を入れようと思っています。結局は6台ですけれども、複式学級に2台入れるっていうのは全国的にも稀なケースなんです。うちは複式学級だから6台で済むんですけど、それは何を意味するのかと言いますと、今複式学級になるということは、教職員の先生方は一つの授業の中で前と後ろで行ったり来たりしながら学年を教えるっていう授業をしています。最近、教員の異動の先生の中で、複式学級っていう渡りの授業をやったことのない先生が結構多いんです。

それで、今言った電子黒板を各クラスに2つ入れることによって、デジタル教科書というものが今あるんですけれども、うちも今学習指導要領で教科書が変わるんで、今、小学

校で算数のデジタル教科書をやっているんですけれども、デジタル教科書の中では、例えば社会とか英語とかもあるんですけれども、先生が渡りずらしでいない間に、電子黒板の中で発音だとか、漢字であれば書き方とか、そういうことをやってくれるシステムがあるんで、それを今3年間で試験的にやってみてどういったことができるか、研究しましょうということで、執行方針の中には書いてございませぬけれども、昨年と今年と32年度で、デジタル教科書最終整備とその活用を、全道、全国に占冠村こうやっていますという形で発信していきたいというのが今私の持っている願いです。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ちょっと説明が長すぎて、よく理解できないんです。私が聞きたいのは、単純に俺は3年間でこういうことをやりたいって。例えば5年間でもいいから、こういうことをやりたいっていう、現時点で、今複式学校のなんだかいっぱい入れたとか、入れないとか。これを充実して、やりたいとか、学習は複式学級を5年間でなくしたいんだとか、そういうことを望んでいたわけ。今、いっぱい聞いているんだけれども、よくわからないんだよ。

教育長の教育に対するポイント、俺は何をやりたいかということをはっきり。はじめにはいっぱい書いてあるけど、5回くらい読んだんだけどよく分からない。教育長は何を言っているのか、そのへんをもっとまとめて話してもらって。いっぱいせっかく説明してくれたんだけど、早口だしよく分からないんだよ。だから答えなくてもいいから、そういうことで一つ頑張ってください。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） 答えなくてもいいと

も言われたんですけど、私の思いを一言で言います。今まで約10年やってきて、その中でいろいろ細かいことをごちゃごちゃ言ったかもしれませんがけれども、一番の目的は各それぞれの地域の学校を私が教育長をやっている間はなくさない。その一言でございます。

○議長（相川繁治君）　ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午後2時44分

○事務局長（岡崎至可君）　時間になりましたので、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から8年が経ちました。震災で犠牲となられた方々に追悼の意を表し、心からご冥福をお祈りするため、ここで黙とうを捧げます。議場にいる皆さまご起立願います。黙とう。

（黙とう）

○事務局長（岡崎至可君）　お直り下さい。皆さま、ご着席願います。

再開　午後2時48分

○議長（相川繁治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。教育長の教育行政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありますか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君）　1つだけ聞いておきたいと思います。先生方の働き方改革の関係で、秋の議会でも意見書等を文科省等に出してきました。今回、この執行方針の中でも2ページに学校における働き方改革と今日の取組むべき課題についても適切に対応するとなっております。具体的に、占冠村では平均して教職員の一月あたりの超勤時間が52時間という統計も出ています。それは賃金として支払っているかは別にして、そういった実態が教職員との交流の中で話されています。そういったことも含めて、どういったことで改革を進めていくのか、教育長の考え方につい

て伺います。

○議長（相川繁治君）　教育長。

○教育長（藤本武君）　五十嵐議員のご質問に答えさせていただきたいと思います。過去にも教職員の働き方改革について質問があったかと思いますが、一応今、うちの村の取組んでいる話といたしましては、月60時間でなくて月40時間という方向で、抑えられないかということで教職員に対する実際の勤務の一月間の状況の調査をするとともに、現在も続けて、個人が一月なんぼやっているかという話を報告しなさいっていう話しでやっています。それで、基本的には40時間を原則ということで、どういったことをやっているんですかという話ですけども、これは一つの方法っていうわけではないんですけれども、国や道も部活動、中学校であれば部活動の時間はこうしなさいというような指導がきております。うちの村としても、占冠村バージョン、どこのまちも作っていると思うんですけども、週1回は休みなさい。中身を詳しく説明できませんけれども、国、道の要領に沿った部活動に対する取組みを規則で作っております。

それとは別に、小学校とかそういうところで、どういった形でやってきたんですかっていう話になったら、英語の教科が70時間、3・4年生にしては35時間というように増えてますんで、そしたらその時間を確保するにはどうしたらいいのという話で、例でいきますと、小学校で今まで文化祭で文化発表をやっていました。従来は学芸会がそれぞれやって、文化祭のために一緒になって練習していたんです。そういうのは学芸会でやっているんで、そういったものも学芸会1本にして文化祭ではその分の授業を確保することも、保護者の方とも協議しながらやってきたって

うのが一つです。

それと今トマム学校においては義務教育学校になったんで、小学校、保育所、トマム学校の前期行程、それがみんな一緒になって学芸会、運動会ということもやっています。それで中央でもそういったことができないかということで、各学校、コミュニティ・スクールの委員さんとの中においても、どうでしょうかねということをお話させてもらったら、ご父兄さんの方ではあまり反対する方はいませんでした。もし一緒にできるのであれば、それがもっと広がって年寄りの方と一緒にやるとか、そんなことができたらいいいねというような意見をもらいましたんで、今までは学校の行事をやれば、土日にやれば月曜日を振替えてやっていたんですけど、そういうことを少なくすることによって、行事も一つで、先生方の勤務時間の縮減も向けた取組みができないかっていうことです。

それと学校の先生方の職員会議の時間も大幅に減らしました。そして後は共有できるペーパーとメールを使ってやるという形で、そういった働き方改革に向けて取組める方法で、国も今こういうことをやっているんでということをお先生方にも、地域の方にも理解してもらいながら、時数の確保と教職員の労働時間の縮減の取組みを村独自として進めさせていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 何点かちょっとお伺いしたいと思いますが、まず、ちょっと前後しますけれども、9ページ、芸術・文化の振興の部分です。占冠は、都市部から距離がありますので、一流の文化・芸術に鑑賞できる機会をぜひ作ってほしいということをお

何回も申し上げているんですが、そういった中で中学校での移動美術館があったり、昨年はコミプラで大規模な移動美術館が開催されて、いつものコミプラの場所にいきなりパスキーの絵がどんとあって、非常に感動いたしましたけれども、こういった取組みを今後もしっかり作っていただきたい。また、学校だけではなく、例えば道内の美術館を訪ねるツアーですとか、そういったことも含めて、芸術文化の振興をこれからも続けてほしい。その点について一つお聞きしたいと思います。

あと、先ほどの教師の働き方改革につながる部分ですけれども、うちの村の学校は、コミュニティ・スクールを含めて非常に教師の皆さんにいろいろな対応していただいていると思うんですよね。これだけ地域との交流、地域との活動が盛んな地域というのは他の学校に比べて非常にやることが多いんだろーと思います。それを快く対応していただいて、一緒に地域づくり、コミュニティづくりをしているというのは非常に素晴らしいことだなというふうに思っております。

一方、やはり先ほどの学芸会を変えていくというのがありましたが、必要ないものやめていくということも非常に大事なかなと思うんですよね。やめていくことでまた新しいことにチャレンジしていけるというふうに思います。今どんどん増える一方で、なかなかできない。昨年は、議会もコミュニティ・スクール議会ということで、新しいチャレンジをさせていただきました。教師の方の中にはやはり、忙しい中でちょっと大変だったという感想もあったのも事実です。

私一つ気になっているんですが、担当課長に言ったことはあるんですけど、例えば税の週間の納税と書いたのを下のロビーに貼り

出されたりしますよね。これは昔からやっていることだそうで、国税庁あたりからきて、住民に税金の大切さを知らせるためにという本当にこれは昭和の時代からやっている事だと思うんですよね。ただ、今それを子どもたちに書かせることで、大人を含めて税の大切さを学ばせようというのは、非常にナンセンスかなと思うんですよね。税金のことについて子どもたちに学んでもらうということで、授業にきてそれを教えるっていうのは何の問題もないことだと思うんですが、書道のような形にしてやるっていうのは、非常に時代遅れな感じがいたしました。それを学校ではいかんともしがたいことでありましょから、教育委員会、もしくは行政で調整をして、他にどういったことがあるかわからないんですけども、精査して、やめるべきものはやめていく必要があるんじゃないのかと思っております。そのあたりのところちょっとお聞きしたいと思います。

それと、8ページに通ずるということになると思うんですが、保護者が子育ての悩みを気軽に相談する機会や日常的にそばで見守ってくれる人が減るなど環境が変化しております。ということですが、最初の方でもありました、どんどんIT化、人工知能があってビックデータが進化していると。どんどん時代は変わっているよという中で、今大阪でIT機器の持ち込みが許可されるというようなこともありました。あとSNS、スマホ、そういったものに関するトラブルだとか、いじめだとか、犯罪に巻き込まれる、情報流出、そういったことに関するリスク管理のこと。学校、コミュニティ・スクールで開いていくっていうことは、それだけセキュリティーについてもしっかりしていけないとだめだということになりますので、リスクの部分、昨今、

自殺への対応っていうことも言われておりますが、いじめとか、SNS、スマホ関係のこと、あと学校のセキュリティーです。こういったリスク管理のことも、教育長の考えを確認しておきたいと思います。

あと、1点、10ページの生涯スポーツの部分ですが、トマム地区では、長年だんだん子どもの人数が減っていく中で団体のスポーツが難しくなってきた、個人スポーツということで、卓球だとかバドミントンだとか、そういうものにシフトしていくような傾向にありました。近年、クライミングという新しいスポーツが、地域住民の協力もあって、非常に地域に根付いてきているなど。あとオリンピックの競技にもなっていて非常に良い状況にあるなど思っているんですけども、地域で今進めているのを学校でも積極的に、新しいスポーツについて進めていくような考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） 山本議員の質問に答えさせていただきたいと思います。最初に、コミュニティ・スクール地域づくり、各学校の教職員の先生、トマムはトマム、中央小学校は中央小学校でそれぞれ学校の特色を出したメニューをやってきております。それを聞いたときに、山本議員がおっしゃるように、トマムもすごい数やっているんですねというお話を正直聞かせてもらいました。中央の小学校のことでいえば、前回も説明してきたかもしれませんが、文科省の国の事業があつて、その時にあれもこれもっていうわけじゃないんですけども、やってきました。実際問題、文科省の3年の事業も終わったし、総合学習はいいんですけども、土曜学習等もあったんですけども、子どもたちのスポーツ活動も含めた中で減らしていきましょ

という話になって、それで実際に中央小学校から土曜学習の授業時数も今まではやってきましたけれども、状況においてある程度成果が出たものについては、次の方向っていうことで1回休むことも検討して、もう1回見直しましょうっていうことで、30年度、これからの3月含めて今やっているやつで見直しをかけているということです。何もかもやるという考え方からは離脱して、ちょっと1回踏み止まって次という方向で検討をしている最中です。

それで、書道の納税の関係なんですけど、議員おっしゃるとおり、私もあれをぱっと見ると違和感は正直に言ってありました。それをやる方がいいのか、教育委員会だけの判断でもできませんので、そういったものももう1回振り返って村の税ともありますんで、他の学校、地域とかどうなっているのかそのへんもちょっと含めて検討させてください。

続きまして、芸術・文化の振興でございすけれども、これもたまたまだったんですけれども、北海道美術館に、私が教育委員さんとも行ったこともあって、道立図書館もそうですけど、うちにコミュニティプラザがあるからそこで、美術であり、また読書あり、そういった事業をやってもらえませんかという話をした時に、たまたまそれがあって移動美術館っていう形を取らせてもらうことができました。それで、今年新たなやつで、土曜学習で中央小学校の学年はちょっと忘れたんですけど、今まで子どもたちを連れて美術館とか行ったことないよねって話になって、たまたま旭川市の美術館の館長を知ってますんで、旭川の美術館の館長に小学校の子どもたちと一緒に行っていいですかって言ったら、ぜひ来てくださいって話でした。将来的には子どもだけに限らず、そういった機会も作っ

て実際に施設の中で見るということも必要なのかなと。

それともう一つ、芸術・文化っていう話でいけば、芸術・文化も今みたいな国とか道とかの施設がやる分についてはお金がかからないんですけど、一般の人を呼んでくるということになれば、その芸術に触れるっていうことは経費の関係もございますので、それで去年、一昨年だったかな、いろいろアコーディオンとかいろいろやらせてもらいましたけど、村との予算の関係も含めまして、そういう芸術に鑑賞するっていう機会っていうのは、31年も確か映画かなんかの観賞会を今やろうと思っているんですけど、できる範囲から努めてやっていきたいと考えております。

それで、最後の質問かと思うんですけどスポーツのお話です。ご多分に洩れず、占冠、トマムもそうですけど、占冠の中学校も生徒が減ってきました。中学校においては、野球の部活もうちの学校だけでは全然できないでよその学校ということで、議員が言われたように、テニスだとかバドミントンというのしかできなくなってきております。そんなことも含めて、今、特色がある地方創生等の中でトマムでやっている、そういったものが学校でもできないですかっていう話しですよ、オリンピックも含めて。

たまたまなんですけど、トマムにはそれを教えてくれる講師となっている方がいるんで、学校の先生でそれできる先生いるかと言ったらちょっといないんで、トマムだ、中央だということじゃなくて、一緒にトマムで集合学習で、せっかくいるからオリンピックの競技にもなるし、指導してもらえないかという話で、そういったことにつきましても各学校と話しながら今進めて検討してまいりたい。また、他にも何かスポーツがあるかもしれませ



るので、地域の方と一緒に指導してもらってという方向性も考えていきたいというふうに思っています。

すいません、洩れていました。昨年の執行方針でSNSの危険性を伝えながら、適切で望ましい活用方法を児童・生徒や保護者と共に啓発してもらいます。と書かせてもらったんです。先ほど、議員からご指摘あったとおり、大阪、それと文科省も今までは禁止だという話をしていただけでも、それを一部解禁するっていう話が出されています。昨年これは書いたんですけど、実際コミュニティ・スクールの中でも1回、電話にはこういう危険性があるんだよというようなことを子ども、そして保護者にも伝えることが必要だねという話になって、どこかの時点で、外部から講師を呼んできて、巻き込まれないようにという事業をやっていききたいと考えています。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 何点か質問させていただきます。3ページ、上から7行目くらいでしょうか、保育所・小学校・中学校と家庭・地域が連携しと、0歳から15歳までの子どもたちの育ちを支える教育。占冠は保育所ですので、教育行政とはちょっと管轄が違うというか、厚生省管轄ですよね。これを連携するということは、保育所自体が認可子ども園というような認証に変わるのかどうか。この保育所が教育方針の中に入ってきているのか、そのへんのことを確認したいと思います。

それともう1点ですね。9ページ、先ほど山本議員もおっしゃっていました、文化鑑賞。これに関してですけども、古くから受け継がれてきた伝統文化、これは神楽を称しているのかなと思いました。この神楽は今学校に

も入っているいろいろ継承されていると聞いておりますが、それはいいことだなと思います。ただ、青巖太鼓ですね。一旦、解散になったので青巖太鼓とは言わないのかもしれませんが、太鼓がかなりの金額をかけて用意されたものがあると思うんですけれども、これの活用方法はどのようにするのか、そのへんのことを確認したいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） 保育所・小学校・中学校との連携の、0歳から15歳までということで、この表現は今回はじめて使いました。それで、どういったことを考えているのっていう話になったら、今の保育所を認可、文科省とか厚生省の管轄とかそういうことじゃなくて、言いたかったのは、実際、今、小学校に上がる前の保育所の園児たちも実は小学校に来て一緒に給食食べたりしているんですよ。今度、社会教育でいう英語の指導助手が行って、会話をやるとかそういうことじゃなくて楽しく一緒に異文化のことも含めた、英語を含めたそういった中の接点があればいいねっていうことで、今まで保育所とやってきているんですけど、そういったことは今まで文章化したことがなかったんです。

村長も、0歳から高校生までということで、たまたまそういった思いが一緒だったんで、こういう言葉を使わせてもらって、新たに何かやるってことじゃなくて、保育所と言っても1歳から5歳までいるんで、その全員の児童を対象にするってことじゃなくて、入学間近の3歳か4歳になった子どもたちとの小中一貫はやっているけど、保育所と小学校の連携をやっていききたいなという意味で書かせてもらいました。

それと、芸術・文化の話なんですけど、神楽については、占冠の神楽をお願いして小学

校になんとか神楽を普及させたいんだという話をさせてもらって、先日中札内の小学校で実際に子ども神楽で衣装を着てやっているんです。僕のところに、占冠も前やりたいって話だったけど、1回見に来て下さいということで、私は行けなかったんですけど、社会教育と神楽の代表の方と行って見てきて、今後参考にできることがあるのであれば、神楽を一步進めてやっていきましょうね、っていう協議をしているところです。

それと、太鼓の話ですけど、議員のご指摘のとおり、太鼓の数があるんで、まったく別な方ですけど、知り合いで太鼓をやってくれてもいいよという人が見つかったんで、どこかの時点で、その人は前に占冠の中学校で全道の太鼓の発表会をやった時に来てくれた人で、占冠の子どもたちの太鼓も見てますんで、今後協力できることがあるのであれば、協力してもいいですよという了解を得ましたんで、総合学習の時間で1回見てもらって、指導者を活用してできる方向性を探してみたいと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで教育長の行政執行方針に対する質疑を終わります。

ここで3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時25分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎日程第2 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第1号、財産の無償貸付についての件を議題とし

ます。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 財産の無償貸付について、何点かお伺いしたいと思います。まず、一般社団法人占冠村木質バイオマス生産組合に土地、建物、物品等を無償で貸し出すわけですが、これは、以前いつ契約して、何年間貸付けをしていたのかということと、土地、建物、物品を貸しているわけですが、生産組合の経営状態は今どういう形になっているのかお聞きしたいと思います。また、これ以外に除雪の経費だったり、事務所に薪ストーブがありますが、薪ストーブとかそういうものはどういう形になっているのか。あと、生産組合でメープルシロップの事業をやっていますけれども、メープルシロップに関してもどういう形になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 山本議員のご質問にお答えいたします。まず、無償貸付の期間ですけれども、薪を中心とした木質バイオマスの取組みを平成25年にスタートした、その時の取組みの条件として、平成25年から無償貸付ということで、当面5年間ということでやっております。大変申し訳ございません、私の不手際で、今年度切れておりましたけれども再度お願いして無償貸付ということで議案を提出させていただきました。

経営状態ですけれども、薪と炭とメープルと、今の木質バイオマス生産組合を合併して3つそれぞれ個々に会計をやっておりませんので、個々の状況がどうなのかという話ができない状態です。これは新しい年度に向けてそれぞれ、薪、炭、メープルということでき

ちゃんと分けるよう指導するつもりでおりますのでご理解をお願いしたいと思います。

無償で5年間やってきたわけですが、村のチェックの仕方も悪かった。私が来てからの3年間も悪かったかなと思っています。無償にしたことによって薪のコスト面だとか、そういうものがどうだったのかということも検証していかなければならなかったんだろうと。今後に向けてもコスト意識を木質バイオマス生産組合にも持っていただこうと思っています。

薪の原料についても5年間無償で村有林材を提供しておりました。これについても、無料のものなのでコスト意識がないということで、来年度から薪の原料については買っただくということで話を進めております。今まで丸太に価値がないものという認識がどうもあったようで、村有林から材が出てくると薪を作っていたというのが現状でございます。古い薪の原料材、きのこが生えてくる奴でもそのまま置いていたということで、私のほうで土場の邪魔になるので片付けました。そうしたら意外と売れまして、こういうふうにすると丸太も売れるんだよという認識が木質バイオマスの中にも生まれましたので、良い機会として来年度から原料を買って、コスト意識を持って生産活動に努めていただきたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 貸し出しているものが壊れた場合、修理等はどうなっているのかというのと、除雪とかストーブみたいな備品、そのへんはどうなっているのかというところをもう一度聞きたいと思います。

併せて、基本的にスタートの時は無理をお願いすることもあるでしょうし、地域の企業に組合を作っていただいて、ぜひ村で進めた

いからこうやってほしいということで全て準備して始めるんですけども、5年経っても同じ状況というのは良くない状態だなと思いますよね。メーブルは注目されているだけに、逆にしっかり締めるところは締めて、そこをちゃんとやらないことには企業として成り立っていかないですから、次のステップに進んでいかないですよ。そののところ、再度、方向性を村長にお聞きしたいと思います。細かい部分は室長にお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 山本議員のご質問にお答えいたします。答弁漏れておりました、申し訳ありませんでした。機械は村で修繕しております。除雪については、木質バイオマスが自発的に除雪しているということです。

立ち上げの当時と今とでは違うだろうと、それで同じ無償なのかというお話ですが、来年度から木質バイオマスを土台とした地域商社を立ち上げる予定でありまして、その方向としても当面無償でお願いしたいという話でございました。新しくできた木質バイオマスを母体とする企業が収支計画を村に提出しておりまして、当面2年間は赤字で推移するという計画でございます。その後、収支のバランスが取れて5年後には黒字を目指すというものですから、今回の条例では今後5年間無償ということでお願いしておりますけれども、2年が経ったときに収支のバランスを見て、その時またいろいろとご相談をしながら判断していくという形になると思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 山本議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、この一般

社団法人占冠村木質バイオマス生産組合につきまして、林業の六次産業化によって地域商社の立ち上げということで、そこを目標として取り組んでおります。2019年につきましては、木質バイオマス生産組合を母体に委託会社であります株式会社トビムシの社員が加わりまして、既存の木質バイオマス生産組合が主に生産を担い、株式会社トビムシ社員で新たに雇用を予定している職員が販売を担う体制を作ってまいりたいということで、現状、協議を進めているところでございます。

地域商社の設立と発展形態につきましては、現況から19年においてバイオマス生産組合を母体作っていく中で社名は現在仮称になっておりますけれども、基本的に資本傘下を含めて株主を既存株主とトビムシからの出資、あるいは既存株の買取りということで進めたい。理事につきましては、現状、トビムシから2名の派遣をいただいて、理事を増員した中で進めていきたいと。

事業内容につきましてはそれぞれ、議員もご心配の天然林施業と、メープルも含めた薪、林産物の生産販売も含めたもの。これが地域商社として成り立つのかどうかというのを進めてまいりたいというのが現状です。将来的には株式会社化を目指して株主、役員、事業内容の整理をしていく中で、地域の起業として経済活動できる生産母体ができないかということで進めております。なかなか、私も心配していますけれども、組み立てが、発展形態がスムーズにいくかどうかというのは心配材料としてはありますけれども、ぜひ、地域林業の発展のために、事業体の育成に取り組みたいということです。よろしくお願いします。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 先ほどの修繕の関係ですが、勘違いしておりまして、木質バイオマスが壊したものは木質バイオマスが修繕すると。私の記憶の中に村で使ったものを壊したときに村で修繕した記憶があったものですから、木質バイオマスに関しては村で出すのかと思って頭に残っていました。大変失礼いたしました。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 細かい経営内容については予算委員会でじっくり聞こうと思ったんですけども、村長が答えたように、いつまでも補助金に頼ってやるということにはならないですね。木炭においても35万売るのに70万もかけていると。そういう採算性の合わない事業はあっさりやめて、新しい事業に取り組むと。これが六次産業の発展だと思うんですね。木炭については20年やっただけですね。窯はだめですよ。技術的にも無理がかかっていると。そのへんについては予算委員会で掘り下げていきたいと思っています。

目に見える将来構想、薪はこうする、メープルシロップはこうする、木炭はこうする、林業振興室で具体的な計画書を作っていただきたい。

ショベルカーだとか耐用年数があると思うんですね。耐用年数が来たときの対応をどうするのか。そのへんの説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議案第1号における無償貸付については5年間ということで、提案をさせていただきました。枠組みとして、土地については有償貸付、機械も有償貸付というのが望ましいだろうと思っています。ただ、地域産業として育成し、一つの事業体と

して確立できるまで一定の支援は必要なのかなということで今回、期限を5年にさせていただきました。仮にこれらの使用する機械が使えなくなった時に、また村が買って貸し付けるかどうかを含めて、必要であれば事業体が購入するというのが本来だと思います。これまでも事業体助成ということで一部助成とかですね、そういったことは村内企業に行っていますから、そういった既存の条例、あるいは助成事業に乗っけてやっていくとか、そういった方向で将来は独立していただくということが基本という認識であります。

耐用年数は、この5年の貸付けの中で耐用年数が過ぎるものはないということであります。故障したものは事業体に直していただくということです。

5年間貸すんですが、新たに壊れて使えなくなってしまうやならないときは、基本的には村で買うという考え方はないということです。ただ、既存企業の助成事業だとか、支援というのは村内企業として成長し、確立するまでもっと時間がかかることも想定されますけれども、仮にそうであっても、既存企業等で支援している条例にある支援を行うことはあるけれども、新たに村が買って、言葉が悪いですがけれども買い与えるというようなことは行う考えは持っていない。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 村の産業としては大変重要な産業なので、先ほど言いましたように、一連の計画書を作って、予算委員会までに見せていただきたい。ただやり取りをしたって信用できない。これはもう4年、5年経っている。旧態依然として何にも変わっていない。私たちがやっていた時代は炭を売って歩いたものなんですよ。そういうこともないようだし、事業計画書、企画書を薪と炭と

メーブルシロップと、目で見えるものを作っていたきたい。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 明日までにそれを出せと言われても困るんですけども、委託事業で3年間やってきたトビムシを含めて、内容を本年度きちんと精査して、どういう計画をもってこの事業をきちんとやるんだということ村として見極めたいということです。村が作って出すというよりも、この事業の中で進めてきた内容を最終的に商社としてどういう形でやるのか。計画書を、ある程度肉付けしたものを提出させて、実施させていくということです。村がこれはこうやりますよというのはお示しすることは難しいのかなと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、財産の無償貸付についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第3 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第2号、占冠村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第4 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第3号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第5 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第4号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第6 議案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第6、議案第5号、占冠村一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、占冠村一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第7 議案第6号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第6号、占冠村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を

議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、占冠村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎休会

○議長(相川繁治君) お諮りします。議事の都合により、3月12日の1日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって、3月13日の1日間を休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会宣言

○議長(相川繁治君) 以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 31 年 4 月 4 日

占冠村議会議長            相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員            佐 野 一 紀

占冠村議会議員            工 藤 國 忠



平成31年第1回占冠村議会定例会会議録（第4号）

平成31年3月13日（水曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

|        |           |                                                                      |
|--------|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 13 号  | 平成 31 年度占冠村一般会計予算                                                    |
| 日程第 2  | 議案第 14 号  | 平成 31 年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算                                            |
| 日程第 3  | 議案第 15 号  | 平成 31 年度村立診療所特別会計予算                                                  |
| 日程第 4  | 議案第 16 号  | 平成 31 年度占冠村簡易水道事業特別会計予算                                              |
| 日程第 5  | 議案第 17 号  | 平成 31 年度占冠村公共下水道事業特別会計予算                                             |
| 日程第 6  | 議案第 18 号  | 平成 31 年度占冠村介護保険特別会計予算                                                |
| 日程第 7  | 議案第 19 号  | 平成 31 年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算                                             |
| 日程第 8  | 議案第 20 号  | 平成 31 年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算                                             |
| 日程第 9  | 決議案第 1 号  | 辺野古新基地建設問題の解決に向けた取組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議について |
| 日程第 10 | 意見書案第 1 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度人用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書                      |
| 日程第 11 |           | 閉会中の継続調査・所管事務調査申出                                                    |

○出席議員（7人）

|    |     |           |     |     |           |
|----|-----|-----------|-----|-----|-----------|
| 議長 | 8 番 | 相 川 繁 治 君 | 副議長 | 1 番 | 工 藤 國 忠 君 |
|    | 3 番 | 大 谷 元 江 君 |     | 4 番 | 長谷川 耿 聰 君 |
|    | 5 番 | 山 本 敬 介 君 |     | 6 番 | 五十嵐 正 雄 君 |
|    | 7 番 | 佐 野 一 紀 君 |     |     |           |

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

|             |         |                 |         |
|-------------|---------|-----------------|---------|
| 占 冠 村 長     | 田 中 正 治 | 副 村 長           | 松 永 英 敬 |
| 会 計 管 理 者   | 伊 藤 俊 幸 | 総 務 課 長         | 多 田 淳 史 |
| 企 画 商 工 課 長 | 三 浦 康 幸 | 地 域 振 興 対 策 室 長 | 藤 田 尚 樹 |
| 農 林 課 長     | 平 岡 卓   | 林 業 振 興 室 長     | 今 野 良 彦 |
| 建 設 課 長     | 小 林 昌 弘 | 住 民 課 長         | 小 尾 雅 彦 |

福祉子育て支援課長 木村恭美  
 総務担当主幹 阿部貴裕  
 財務担当主幹 鈴木智宏  
 商工観光担当係長 橘佳則  
 林業振興室主幹 高桑浩  
 環境衛生担当主幹 後藤義和  
 国保医療担当主幹 上島早苗  
 村立占冠診療所主幹 小瀬敏広  
 介護担当主幹 細川明美  
 (教育委員会)

教 育 長 藤本武  
 学校教育兼総務担当主幹 松永真里  
 (農業委員会)

事 務 局 長 平岡卓  
 (選挙管理委員会)

書 記 長 多田淳史  
 (監査委員)

監 査 委 員 木村英記  
 事務局 長 岡崎至可

ト マ ム 支 所 長 平川満彦  
 職員厚生担当主幹 森田梅代  
 企画担当係長 佐々木智猛  
 農業担当係長 杉岡裕二  
 建築担当主幹 嵯峨典子  
 戸籍担当係長 竹内清孝  
 保健予防担当主幹 岡本叔子  
 社会福祉担当係長 野原大樹  
 子育て支援室主幹 石坂勝美

教 育 次 長 合田幸一  
 社会教育担当主幹 蠣崎純一

監 査 委 員 山本敬介

# ○出席事務局職員

事 務 局 長 岡崎至可 主 事 久保璃華

---

**◎開議宣告**

○議長（相川繁治君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程**

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

---

**◎日程第1 議案第13号から日程第8 議案第20号**

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第13号、平成31年度占冠村一般会計予算の件から、日程第8、議案第20号、平成31年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題にします。

本件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、大谷元江君。

○予算特別委員長（大谷元江君） おはようございます。予算特別委員会から審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は3月8日付け、議長を除く議員全員をもって設置され、議案第13号から議案第20号まで、8件の議案審査の付託を受け、3月12日、審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の観点から質疑・討論が行われました。討論終了後、議案ごとに起立により採決を行った結果、いずれも原案可決するべきものと決定いたしました。なお、別紙、委員会審査報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

審査中に述べられました意見を十分留意され、予算の適切な執行に当たられますようお願い

いを申し上げ、審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論終わります。

これから、議案第13号、平成31年度占冠村一般会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第14号、平成31年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第15号、平成31年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第16号、平成31年度占冠村簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第17号、平成31年度占冠村公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第18号、平成31年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第19号、平成31年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第20号、平成31年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決しました。

---

### ◎日程第9 決議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第9、決議案第1号、辺野古新基地建設問題の解決に向けた取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議についての件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 決議案第1号、辺野古新基地建設問題の解決に向けた取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議について。上記の決議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成31年3月13日提出、占冠村議会議長、相川繁治様。提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同、佐野一紀。賛成者、同、長谷川耿聰。

辺野古新基地建設問題の解決に向けた取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議。

現在、政府は、普天間飛行場の代替用地として、沖縄県北部の辺野古崎海域において埋め立て工事を行っている。沖縄県知事が埋立承認を取り消し、撤回し、幾度となく上京して説明を

し、集中協議の場で再考を求めても、意向は何ら顧みられることなく今日も淡々と工事が継続されている。この間、沖縄県民を除く日本国民の多くは政府の方針に強い関心を示してないように見受けられる。沖縄県民の多くは、辺野古新基地の建設に反対している。このことは、基地建設の是非を主たる争点として実施された過去二度の県知事選挙において、いずれも同基地建設に反対した候補が大差で勝利した事実に端的に表れている。

自国の防衛が、国民の合意の下で国が重点的に担う事項であり、国民が平和の恩恵を受ける対価として一定の負担をしなくてはならないとしても、その負担は、合理的な理由のない限りすべての国民が等しく負うべきものであり、特定の地域の国民に大部分を負わせるという不平等はあってはならない。

普天間飛行場の返還は、その基地形成過程及び沖縄県民にこれまで課された過度な負担からすれば当然の施策であり、平成8年（1996年）のSACO合意を待たずとも、決定、実行されなければならなかった施策である。

「代替基地を沖縄県内に新たに設けることについての止むにやまれぬ理由」につき合理的な理由のないまま建設することは、沖縄県民の自主的判断を軽視し、また、尊厳を軽んじる施策であると言わなければならない。また、日本国憲法は「地方自治の本旨」（第92条）を保障している。住民自らの意思に基づいて地域の事項を決定するという地方自治の趣旨からすれば、二度の沖縄県知事選挙の結果に表れた辺野古新基地建設反対の民意は、最大限尊重されなければならないものである。

占冠村議会は、すべての日本国民に対し、沖縄の問題を自らの問題、日本の問題として捉え、同じ国民として解決策を模索することを呼びかけるとともに、政府に対し、現状を改めて認識

したうえで、住民自治の趣旨に則り、沖縄県民の意思を尊重し、これ以上沖縄県民の尊厳を傷つけることのないように求める。以上決議する。平成31年3月13日、北海道勇払郡占冠村議会。

この決議が作成された後、2019年2月24日に沖縄県民投票が行われ、辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否が問われました。結果はご存知のとおり、反対71.74%、賛成19.99%、どちらも8.70%となり、沖縄県民の民意が改めて示されたことを申し添えます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議案第1号、辺野古新基地建設問題の解決に向けた取組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議についてについて採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第10 意見書案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第10、意見書案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書についての件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 意見書案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。平成31年3月13日提出、提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、工藤國忠。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書。総務省調査によると、2017年度の北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤等職員は、延べ6.3万人にのぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっています。また、正規職員と同様の働き方にも関わらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっており、地方自治体における正規・非正規の賃金・労働条件の格差は拡大する一方です。

こうしたなか2017年5月、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記、1、各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

2、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職

員」に適用させるよう法整備をはかること。

3、パートタイムの「会計年度任用職員」に勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。

4、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成31年3月13日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官。以上です。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

## ◎日程第11 閉会中の継続調査所・管事務調査 申出

○議長（相川繁治君） 日程第11、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題にします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し

出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の議決

○議長(相川繁治君) お諮りします。

本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) これで、本日の会議を閉じます。平成31年第1回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 31 年 4 月 4 日

占冠村議会議長            相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員            佐 野 一 紀

占冠村議会議員            工 藤 國 忠